

はじめに

日本災害復興学会論文集第 23 号を公開します。日本災害復興学会学会誌編集委員会に設けました論文集小委員会における審査の結果、5 編の論文を掲載します。審査の過程におきまして、査読をつとめていただきました方々に御礼を申し上げます。

2024 年 1 月 31 日

日本災害復興学会 学会誌編集委員会

(Journal of Disaster Recovery and Revitalization, No.23)

編集：日本災害復興学会学会誌編集委員会

発行：日本災害復興学会

発行日：2024 年 1 月 31 日

【目次】

はじめに

<一般論文>

地域間交流におけるインターローカリティの生成

－「被災地」茨城県大洗町と「未災地」高知県黒潮町を事例に－

李勇昕（茨城大学地球・地域環境共創機構(GLEC), 日本学術振興会特別研究員 (RPD))

矢守克也（京都大学防災研究所 教授）・・・1

<一般論文>

関東大震災時に制定された特別都市計画法の法的検討

－法案制定経緯、他の法律との適用関係、その後の法律への継承関係を中心にして－

佐々木晶二（(一財) 土地総合研究所 専務理事, (公財) 都市計画協会 審議役）・・・13

<一般論文>

福島原発事故におけるもやい直しの可能性

－原発事故避難者による表現活動の事例から－

坂本唯（立命館大学大学院先端総合学術研究科 大学院生）・・・23

<一般論文>

被災世帯を対象とする支援需要評価に関する研究

～生活再建への移行期における被災者生活実態調査の実践から～

中村満寿央（一般財団法人ダイバーシティ研究所）

田村太郎（一般財団法人ダイバーシティ研究所）

菅磨志保（関西大学社会安全学部 准教授）

静間健人（東日本大震災・原子力災害伝承館 常任研究員）・・・31

<一般論文>

災害被災地における探究的な学びは、子どもたちのシティズンシップ形成を促したのか？

－福島県双葉郡ふるさと創造学に着目して－

千葉偉才也（福島大学教育推進機構 特任准教授）・・・43

地域間交流におけるインターローカリティの生成

— 「被災地」茨城県大洗町と「未災地」高知県黒潮町を事例に—

Generating Interlocality in Intercommunity Exchange:

A Case Study of the "Disaster-affected Area" Oarai Town in Ibaraki Prefecture and the "Being Disaster Area in the Future" Kuroshio Town in Kochi Prefecture

李勇昕*1, 矢守克也*2

Fuhsing LEE*1, Katsuya YAMORI*2

地域の震災復興過程において、ハードウェアとソフトウェアの防災事業の実施に向けて、さまざまな課題が生じた。その際には外部者からの知見や協力が必要である。本研究では、「被災地茨城県大洗町—未災地高知県黒潮町の交流勉強会」という地域間交流のイベントを開催することを通じて、インターローカリティの生成によりどのように地域課題を解決することができるのかを探った。その結果、次の2点が明らかとなった。第一に、東日本大震災の被災地大洗町は未災地高知県黒潮町の防災の取り組みをそのまま模倣する必要はなく、地域自身の問題を振り返り、町にとって何が必要なかを自ら整理・再考した上で、住民が主体的に取り組むを行うことができること。第二に、外部社会であるアニメのファンは単に聖地巡礼の観光客という範疇を超え、平常時も災害時にも地域と相互に支えあう関係性を構築することで、ユニークな地域防災対策になりうる。以上のようなインターローカリティが生成されたことで、地域課題の解決につながった。

キーワード: 地域間交流、地域復興、被災地未災地、インターローカリティ、ドミナント・ストーリー

Keywords: Intercommunity exchange, Community recovery, Disaster-affected area and Being disaster area in the future, Interlocality, Dominant story

1. はじめに

2011年東日本大震災が発生してから10年以上経った。多くの被災地が住宅再建やインフラの復旧段階を終え、地域コミュニティのさらなる発展を目指す復興ステージに入っている。このステージでは地域振興や防災に関わる施策が進められ、産業の再生、地域活性化、地域創生などの事業が実施されている。その中で、地域に関する防災事業については、ハードウェアとソフトウェアが並行している。ハードウェアにおいては「被災地は、近い将来に襲来するかもしれない津波や高潮・高波に対して極めて脆弱な状況となっており、被災した海岸堤防の復旧等を速やかに行うことが必要」⁽¹⁾ という方針に基づき、建設計画を進行してきた。一方、堤防や防潮堤などの構造物が沿岸部の産業（漁業、水産業、農業、観光業など）、自然環境、土地利用に深刻な影響を与えるなどの反対の意見も無視できない⁽¹⁾。

ソフトウェアにおいては、「自分の身は自分で守る」、「地域防災力を高める」など、普段時を含めた自助と共助の強化が目標とされている。しかし、産業の衰退、少子高齢化、人口流出などの従来の問題が、震災の被害を受けた地域社会においてさらに顕著になり、地域住民が経済、生計の維持を優先し、地域の防災活動に積極的に関わるのが難しい状況となっている。

これらの課題を解決するために、主に行政機関と町内会、自主防災組織などの住民組織が連携して取り組んできた。しかし、行政による財政困難、人手不足の問題があり、すべての課題を解決することは難しい。そこで、地域とその外部社会との交流や支援といったつながりが重要視されてきた。

本論における外部社会とは、一つの地域以外にとつての地域、組織、そして個人を指している。このうち、地域と地域との連携について、たとえば姉妹

*1 茨城大学地球・地域環境共創機構(GLEC) 日本学術振興会特別研究員 (RPD)

Postdoctoral Fellow (RPD), Japan Society for the Promotion of Sciences, Global and Local Environment Co-creation Institute (GLEC), Ibaraki University

*2 京都大学防災研究所 教授

Professor, Disaster Prevention Research Institute, Kyoto University

都市のように、普段時に文化、教育、行政、経済などの交流活動を行い、災害時に支援する事例がある²⁾。一方、自治体の財政困難により姉妹都市の締結活動が停滞していることが報告されている³⁾。また、「被災地リレー」⁴⁾のように、普段時に連携はなかったが、過去の被災地が被災経験を活かし、現在の被災地にボランティア活動を行う取り組みが評価されている。

地域と組織の連携については、小規模企業がBCP（事業継続計画）による地域貢献、地域防災の活動を行うほか⁵⁾、地域と大学の連携も重視されつつある。大学の研究者や専門家が地域の防災活動に関与する事例が増えている。さらに近年は「住民・NPO・事業者・専門家・自治体職員・地方政治家などがネットワークを形成し、政策決定やその実施に影響力を行使するだけでなく、その主体的な役割を果たしていく」⁶⁾という考え方が広まり、複数の個人や組織がネットワークを構築して地域で活動することが求められている。

地域と個人については、近年では「関係人口」⁷⁾という関係が注目されている。これは、都市部から農山漁村などによく通い、現地の住民と関係を深めて地域振興にまで携わるようになった人々を指す。2020年以降はコロナ禍により、現地を訪ねることが困難になったために「関係人口」の減少がみられた一方で、オンラインでの交流を通じて地域人材が育った事例が報告されている⁸⁾。一方、人口減少社会の中で「関係人口」に対する期待は大きい、それが過剰になると「かつて都市農村交流で起こった「交流疲れ」現象ならぬ「関係疲れ」現象を生んでいくことにもなりかねない」という指摘がある⁹⁾。

以上から、ある地域が外部社会から受ける新たな刺激や支援が、地域問題の解決に一役買っていることがわかる。一方で、地域が地域本来の課題に加えて、外部社会の要求や期待に対応することが負担になってしまう場面もある。

こうした課題の解決には、地域住民の視点からの議論が重要である。特に地域が外部者の言葉や行動をどのように受け止めるのか、地域と外部社会はどのように交流し、課題を解決するのかについての議論はまだ十分ではない。そこで、地域と外部社会との連携により、地域の課題を解決する手法について、本研究はインターローカルティという概念を援用していく。

地域の問題解決においては、従来は普遍的に通用する真理や正解がある場合や、地域やコミュニティ

の歴史、文化、風土に由来する独自の解決策が使用されることがある。前者はユニバーサリティ（たとえば政策、対策、計画）であり、後者はローカルティ（たとえば伝統、儀式）とカテゴライズできる。しかしこれに限らず、地域間で知識に基づく問題解決の方法が存在するはずである。すなわち、インターローカルティのアプローチである。この場合、インターローカルティとは、各地域がローカルティを保ちながら、関係しあうことで知見が生まれることを意味する¹⁰⁾。

杉万（2006,p.41）¹¹⁾は以下のように説明する。「こうして、あるローカルな場所・時代から発信された知識は、抽象化のおかげで、他のローカルな場所・時代に伝播していく。あるローカルな場所・時代から発信された知識は、他のローカルな場所・時代にいる人（たち）によってキャッチされ、実践の参考にされるかもしれない。そうなれば、地点と時点を異にする二つのローカルな場が結びつき、インターローカルな関係が生まれる。言いかえれば、二つのローカルな実践からインターローカルな実践へと進展する。」

以上、独自のローカルティを持つ地域と外部社会が出会い、双方に通用する複数のインターローカルティの知識が生成され、地域の問題の解決策になりうる。

そこで、本研究の目的は、震災後に地域の防災対策の強化、外部社会との連携などの課題を抱える地域社会に地域間交流の取り組みを通じてどのような知見が生まれるのか、それらの知見がどのように実践活動まで展開できるのか、インターローカルティの生成のプロセスを明らかにすることである。

具体的には、筆者らは、2018年から2019年にかけて大洗町と黒潮町の「被災地大洗町―未災地黒潮町の交流勉強会」（以下交流会）を開催した。交流会の終了後、大洗町側の住民は防災知識を勉強したことに止まらず、大洗町では黒潮町と関連するアートイベントを実施し、2023年の現時点に至るまで継続的に活動している。

本研究は、以上の経緯を、主に第一筆者(以下筆者)がそれぞれ大洗町と黒潮町の研究フィールドにおいて、現地での交流会の実施内容と参加者のインタビュー、それらの記録をエスノグラフィーにまとめた。大洗町について、筆者は2012年11月から震災復興過程の調査を目的とし、現地で参与観察のほか、防災ワークショップの開催とともにインタビューを重ねた。その中で、交流会に関して、2018年1月から2023

年まで7回、1回3日滞在した。黒潮町については、2015年5月から2018年3月まで地域防災のサポーターとして、同町の役場職員に同行して現地の集落を訪れ、防災ワークショップ、避難訓練、地区防災計画づくりなどに携わった。交流会の準備や開催について、筆者は2018年5月と2019年5月黒潮町へ訪問した。

本稿の構成については、まず2章で大洗町や黒潮町に関する背景や本活動の経緯を述べる。3章では、2回の交流会の開催や内容を紹介する。4章では交流会が終了し、大洗町が受けた影響および具体的な取り組みについて記述する。5章では、インターローカリティの生成の理由やプロセスを整理するために、ナラティブ・アプローチにおけるドミナント・ストーリーとオルタナティブ・ストーリーの視点を用いて考察する。6章ではまとめと今後の発展について述べる。

2. 研究背景

2. 1 茨城県大洗町

茨城県大洗町は、人口約 15,800 人⁽²⁾、65 歳以上は人口の 35.1%⁽³⁾ である。茨城県の中央部に位置する太平洋に面した町である。主産業は、漁業、水産加工業、農業及び観光業であり、海水浴場を中心に、沿岸部の民宿、旅館業が盛んである。原子力研究施設もある。大洗町は東日本大震災以前から、高齢化、若手の人口流出、第一次産業の不振等の課題を抱えていた。東日本大震災での人的な被害は地震による 1 人の死亡のみで、地震、津波による物理的な被害もあったが、復旧は比較的早いペースで進んだ。しかし、福島第一原子力発電所事故による放射能漏れの実被害と風評被害の影響は非常に大きかった。マスメディアによる偏った報道、そしてインターネット上で広まる放射能汚染に関する風評被害は深刻で、漁業、農業、観光業などすべての産業が大きなダメージを受けた⁽²⁾。

大洗町は震災後、一步でも早い復興に向けて、まちおこしを目的とするさまざまなイベント、祭りを開催した。2012 年 10 月からは、商店街がアニメの制作会社と連携し、アニメ「ガールズ&パンツァー」（以下「ガルパン」と略称）の舞台となった。その後、アニメに関するトークショーやキャラクターのスタンプラリーの開催等で、大洗町はファンにとっての「聖地」となった。「ガルパン」が放送されて以降多くのファンが駆けつけ、町が実施するあんこう祭りの参加者は毎年 10 万人以上となり、特に 2019 年には過去最高の 14 万人を記録した。海外からのフ

ァンの訪問もあり、地域住民とファンとの交流も盛んになった。

大洗町のこうした活動 2017 年に全世界のアニメファンが選ぶ「訪れてみたい日本のアニメ聖地 88」に選定される等アニメコンテンツツールの成功例として評価されている。現在アニメの放送はすでに終了した。「ガルパン」による聖地巡礼の効果はいつまで続けられるのか不明であるが、コロナ禍を経ても、2023 年現在大洗町で「ガルパン」関連の活動が活発に行われている⁽⁴⁾。一方、筆者がこれまでのフィールド調査の中で、現地の住民から、「ガルパン」に頼らずに、「早く次の一步を進みたい」という「ガルパン」以外の町おこしを発展するべきだという意見を得た⁽²⁾。つまり、大洗町が「ガルパン」関連の活動を町全体的に継続していくのかどうかという葛藤を抱えている一面もある。

また、海に関して、大洗町は震災以前から、「NPO 大洗海の大学」や「ユニバーサル・ビーチ協会」がサンビーチで「誰もが安心・安全に楽しむことができる」ユニバーサルビーチというコンセプトを掲げて、身体が不自由な人や多世代でも海遊びできるような環境作りを独自に進めてきた。また、震災後、大洗町では茨城県からの防潮堤の建設計画に対し、防災と景観保全、産業発展などを両立させる問題があり、住民、自治体および県にとって大きな課題となった⁽⁵⁾。

2. 2 高知県黒潮町

高知県黒潮町の人口は約 10,300 人、65 歳以上の人口 45.9%（2023 年 5 月現在）と高齢化率が非常に高い地域である⁽⁶⁾。黒潮町の高知県の西南地域にあって太平洋に面している。主産業は漁業（カツオ漁）、農業、観光業である。

東日本大震災が発生してから 1 年後の 2012 年 3 月 31 日、内閣府中央防災会議は南海トラフ地震の新想定を公表した。その中で、黒潮町は最大震度 7、最大津波高は日本最悪の 34.4M とされた。その後、未来の被災地という意味の「未災地」である黒潮町には避難することをあきらめる「避難放棄者」が現れたほか、巨大津波想定を懸念し移住する住民もおり、町の過疎化が加速している⁽³⁾。

しかし、新想定発表の直後、同町は「防災に『も』強い町」、「犠牲者ゼロ」という独自の防災思想を掲げた。町の全職員に本来の業務とは別に、町内の地区ごとに防災担当の業務を割り当てる「防災地域担当制」が実施された。また、行政と地域住民が共



図1 第1回交流会シンポジウムの様子



図2 第2回交流会ワークショップの様子

同で、地区別懇談会、ワークショップ、戸別避難カルテづくり、地区防災計画、避難所運営計画の作成といった避難計画づくりなどに取り組んでいる¹³⁾。

黒潮町には、大洗町と同様に広大な砂浜がある。しかし、34.4Mの津波を想定した防潮堤などのハード設備整備計画は立てなかった。その理由の一つは、同町のまちづくりの思想に関連している。その思想のキャッチコピーは「私たちの町には美術館がありません。美しい砂浜が美術館です」である。つまり、単に町に「ないもの」を外的支援に求めて獲得するのではなく、町の内力的な力から「ないもの」と対抗できる「あるもの」を生み出す理念である¹⁴⁾。この思想に基づいて、黒潮町は「防災文化」を創造した。つまり、単なる国のハード面やソフト面の災害関連の対策・計画を実施することに止まらず、文化として町内で根付くように、平常時の生活や地域文化の尊重をふまえ、防災教育や避難場所、避難道路の整備など全面的に防災の取り組みを行ってきた¹³⁾。

以上、大洗町と黒潮町は多くの共通点を持っている。まず、両地は同様に海に面することで、災害と海に関する豊富な地域資源がある。たとえば、大洗町は東日本大震災の津波を経験した。黒潮町は最大震度7、最大34.4M高の津波と想定される。両地は今後の災害に向けて、ハード対策とソフト対策を強

化する課題に直面している。また、両町は海を大切な地域資源として地域活性化を図っている。たとえば大洗町のユニバーサルビーチや黒潮町の「砂浜美術館」の取り組みが、単に外部の観光客を誘致する手法ではなく、環境と地域を結びつける目的を有するという共通点がある。そして、この2つの地域は、「目指す未来」と「経験してきた過去」が交錯している。「未災地」である黒潮町が目指している「災害が来ても『犠牲者ゼロ』の未来」は、大洗町がかつて東日本大震災を経験した際に実現した津波による犠牲者がいなかったことという過去と重なる。一方、大洗町で課題となった防災と景観保全の両立問題は、黒潮町も対応してきた過去なのである。

2. 3 交流会の経緯と運営

交流会を開催するきっかけについて詳しく説明する。筆者は、2017年8月、大洗町の旅館業である石井盛志氏から町で起こっている防潮堤嵩上げに関する議論と自主防災組織の動向について話があった。

当時、東日本大震災の復興計画の一部に沿岸部の防潮堤を約2Mの嵩上げする計画があったが、この計画だと海の景観破壊問題につながる。一部の沿岸部の観光業者や住民は、このようなハード面の復興に頼るばかりではなく、自主防災というソフト面を強化していきたいとのことであった。筆者が当時黒潮町で研究活動を行っており、石井氏に黒潮町の防災の取り組みを紹介した。そこで、石井氏から大洗町で黒潮町の防災に関するシンポジウムを開催し、住民の関心を呼びたいという提案があった。その後、筆者が上記の大洗町と黒潮町の共通や相違のローカリティを生かし、インターローカリティの生成を目的にし、日本災害復興学会の助成金を取得し、コーディネーターとして、両町の同意を得てから大洗町で交流勉強会を開催することとなった。

交流会の運営やプログラムの設計について説明する。2回ともに、2日かけて実施した。まずは大洗町で現地開催、次に黒潮町で開催した。2回の交流会のプログラムには、シンポジウム、ワークショップとフィールドワークや懇親会を入れた。その中で、専門家の防災対策・教材防災を使わず、参加者である当事者の対話を重視した。たとえば、シンポジウムでは、専門家の講義ではなく、現地住民、職員、観光業者などがそれぞれ当事者として、自らの経験、課題に基づき、登壇者として発表してもらった。また、参加者同士で議論し、意見の交流機会を増やすために、「クロスロード」の防災ゲームの参加型ワークショップを実施した。フィールドワークでは、単

に地域の防災関連施設を見学するだけでなく、現場で避難訓練の体験を行った。シンポジウムは一般参加が可能であり、本取り組みに興味がある地域の住民、さらに「ガルパン」のファンも参加可能である。

表1 第1回交流勉強会のプログラム

| ① シンポジウム | | |
|---------------------|---------------|---------------------------|
| 時期:2018年5月26日 | | |
| 場所:大洗町文化センター | | |
| 参加人数:60人 | | |
| プログラム | 発表者 | 所属(2018年当時) |
| 3.11の大洗町とその直後 | 藤枝健 | 大洗町前役場防災担当 |
| 大洗町の復興—現場からみる風評被害 | 石井盛志 | 大洗町宮下町内会 |
| 「対策」ではなく「思想」から入る防災 | 松本敏郎 | 黒潮町あかつき館 |
| 被災地からの脱却—商店街と「ガルパン」 | 大里明 | 大洗観光協会 |
| 大洗町と海 | 石井孝夫 高橋良太 | 大洗町産業創造特命官 NPO 海の大学事務局 |
| 黒潮町と海 | 松本敏郎 村上健太郎 | 黒潮町あかつき館 黒潮町 NPO 砂浜美術館 |
| ② ワークショップ | | |
| 時期:2018年5月27日 | | |
| 場所:サンビーチ津波避難センター | | |
| 参観人数:30人 | | |
| プログラム | ファシリテーター | 所属(2018年当時) |
| 「クロスロード大洗編」体験 | 李勇昕 | 京都大学防災研究所 |
| 車いす避難体験 | Zico 足立 | ユニバーサルビーチ協会 |

3. 交流勉強会

3.1 1回目の交流会—知見の交流

筆者は、2018年4月8日に大洗町で交流会の開催について関係者と打ち合わせを行った。筆者は、この交流会を従来の一方的な知識の研修会とは異なり、双方が情報や話題を提供し合う形式にしたいと提案した。その際、大洗町役場の担当者である石井俊夫氏は「こちらは黒潮町の防災について学びたいこと

がたくさんあるが、黒潮町の人たちはこちらに来て何を学べるのか」と心配する様子を示した。筆者は、大洗町では津波による犠牲者が出なかったことや復興後の「ガルパン」の取り組みが社会的に注目されていることに対して、なぜ消極的な態度をとるのか不思議に感じた。一方で、地域防災や自主防災組織の取り組みが大洗町と黒潮町を比べると目立たないことは事実であり、石井俊夫氏の考え方も理解できると考えていた。しかし、筆者は「黒潮町は優れた防災先進地域であり、大洗町は何もしていない防災後進地域」といった優劣をつけるような関係を作る意図はなかった。そのため、筆者は交流プログラムにおいて本来は黒潮町の事例を多く紹介する予定だったが、多くの大洗町関係者に協力を依頼し、大洗町の震災から復興までの道のりを取り上げることとした。

1回目の交流会は2018年5月26日と27日に大洗町で開催された。黒潮町からは、前任の防災情報課長で黒潮町あかつき館館長の松本敏郎氏（現在黒潮町町長）及びNPO砂浜美術館理事長村上健太郎氏を招いた。シンポジウム（表1）は大洗文化センターで開催され、延べ60人が来場した（図1）。来場者には現地の住民以外に、大洗町のライフセーバー、大学の教員、研究者、そして「ガルパン」のファン3人がいた。2日目の体験型ワークショップは大洗サンビーチの避難センターで開催され、約30人が参加した（詳しくは李, 2020参照）¹⁵⁾。

シンポジウムでは、大洗町の担当者が津波避難および復旧活動、風評被害を受けた様子、復興までのみちのりなどを報告した。その中で、東日本大震災の発生時に、町の防災無線の「避難せよ」の放送の口調がいつもと異なっていたため住民が「いつもとは違う」と意識して迅速に避難したことで津波による犠牲者が出なかったというエピソードがある。その後、大洗町の住民はガレキの処理、掃除などに専心でき、復旧が早かった。この経験談に対して、黒潮町の松本氏は「黒潮町が「犠牲者ゼロ」を目指す姿勢は間違っていないと確信した」とコメントしている。

大洗町は「ガルパン」の聖地巡礼効果についても紹介した。発表者の大洗観光協会大里明氏は、単に「ガルパン」をアピールするだけではなく、町の「人間味」、つまり住民が親戚のようにファンと熱心に交流したことで、「ガルパン」のファンは大洗町のファンとなって何度も町を訪問し、大洗町の復興をサポートする側になっていったと報告した。

表2 第2回交流勉強会のプログラム

| | | |
|--|-----------------------|---------------------------------------|
| ① フィールド見学 時期:2019年1月27日 場所:黒潮町海辺 | | |
| プログラム | ファシリテーター | 所属(2019年当時) |
| 佐賀地区津波避難タワー | | 黒潮町情報防災課 |
| 漂流物紹介 | 松本敏郎 | 黒潮町あかつき館 |
| サンドアート実演 | 武政登 | 黒潮町砂像連盟 |
| 津波避難訓練 | 李勇昕 | 京都大学防災研究所 |
| ② シンポジウム 時期:2019年1月27日 場所:黒潮役場3階大会議室 参加人数:30人 | | |
| プログラム | 発表者 | 所属(2019年当時) |
| 黒潮町の防災の取り組み | 徳廣誠司 | 黒潮町情報防災課 |
| 自主防災組織の活動 | 久保田幸秀 | 黒潮町町地区自主防災会 |
| 大洗町の震災経験と今後の防災・消防の課題 | 藤枝健 飯田英樹 福田東一郎 | 大洗町前役場防災担当 大洗町消防団指導員 大洗町消防総務課総務 |
| ユニバーサルと防災 | Zico 足立 栗原敬太 | ユニバーサルビーチ協会代表 大洗町まちづくり推進課 |
| 防災と生業～WE CAN PROJECTを通じて～ | 友永公生 | 黒潮町産業推進室 |
| ガルパン・ファン・地域 | 大里明 福井洋 | 大洗観光協会 利視研 |
| 黒潮町×大洗町 | 松本敏郎 村上健太郎 石井盛志 | 黒潮町あかつき館 黒潮町NPO 砂浜美術館 大洗町宮下町内会 |
| ① ワークショップ 時期:2019年1月28日 場所:黒潮役場3階大会議室 参加人数:25人 | | |
| プログラム | 発表者 | 所属(2019年当時) |
| 防災ゲーム「クロスロード」と「クロスロード:黒潮編」の作成 | 田中勢子 木藤香子 李勇昕 | 仙台わしん倶楽部 西条市防災士 京都大学防災研究所 |
| 黒潮町と大洗町と研究者 | 参加者全員 | |

黒潮町からは、松本氏による「対策」ではなく「思想」から入る」という概念の紹介があった。まず、巨大な津波想定に対してあきらめないこと。そのためは、対策だけでは不足で、防災の「思想」をつくるのが重要だというのである。具体的な取り組みとして、防災地域担当制度、世帯別津波避難カルテの作成、避難道路、避難場所の整備などが報告された。また、黒潮町では津波想定を機に防災缶詰を開発し、逆手にとった「34Mブランド」でブランド化し、缶詰製造工場を設立している。この事業は、地元の若者に生業の機会を与える一方で、缶詰を全国規模で販売することで、「最悪想定の方があきらめなければ、全ての町はあきらめない。最悪想定の方が大丈夫ならば、日本中の人に安心が広がる」というメッセージを発信している。

次に、砂浜美術館の村上氏が、「砂浜美術館」という町の思想を具体的な実践として、自然環境を観光資源として活用する取り組みを紹介した。具体的には、1989年から現在まで、全国から募集されたイラストや写真をプリントしたTシャツを芸術品として海で展示する「Tシャツアート展」という恒例のイベントを開催した。さらに、ビーチのマラソン大会やホエールウォッチングなど、自然環境を観光資源として活用する取り組みについても詳しく報告した。一方、村上氏は自然環境の維持と観光による環境への悪影響という両立の課題についても問題提起した。

質疑応答では、大洗町の町民から「なぜ黒潮町は防潮堤をつくらないのですか」という質問があった。黒潮町の松本氏は、「避難体制の整備といったソフト面の整備だけではなく、ハード面に頼るべき部分ももちろんある。しかし、町の将来、安全体制、環境、そして予算を考慮した上で、砂浜に防潮堤を作らないことにした」と回答した。また、松本氏は、大洗町だけでなく、黒潮町においても、海に関するハード面の安全と景観の維持といったバランスの取り方について悩まれていることを示した。

次に、ライフセーバーのリーダーである足立ジコ氏は、会場で「ガルパン」のファンに、なぜ「ガルパン」とはまったく関係ない町民向けの防災イベントに参加したのか尋ねた。すると、ファンが「最初は大洗町を舞台として見に来て、大洗町は自分の「居場所」になった。たまたまイベントがあることに気づいて、見に来た」と回答した。これには会場の参加者も驚いた。シンポジウムの最後には、大学研究者の宮本匠氏が「もし残念ながら大洗でまた大きな災害があった時、「ガルパン」のファンが何人か



図3 大洗町のTシャツアート展
(撮影日：2023年6月4日)



図4 大洗町の砂浜図書館
(撮影日：2022年9月15日)

ボランティアで来ると思って、復興の速度はたぶん早くなっていると思いますね。」と、「ガルパン」のファンは、意図していないところで、大洗町の防災と結びついたことをコメントした。足立氏は宮本氏の発言を受けて、「ガルパン」のファンと大洗町の関係に対して改めて考えたとし、「ファンはただアニメで町に来るだけじゃなくて、いざ災害となった時に、町のために活動してくれると思って感心した」と述べた。

以上、大洗町にとって、交流会は、黒潮町と「ガルパン」のファン、研究者から、地域防災の作法や外部社会と地域防災との関わりの可能性などの知見を得る機会となった。また、次のステップへの発想が芽生えた。たとえば、シンポジウムの中で、防災活動に関する勉強だけではなく、海や砂浜の利活用や両地域の連携の継続など、具体的な取り組みが提案された。たとえば、シンポジウム後に実施したアンケートでは、「これから「砂浜図書館」を作ってみよう」、「砂浜美術館のTシャツアート展を見て、大

洗の漁師の大漁旗をビーチでひらひらできるのかな」、「ガルパン」がなくなっても続けられるまちづくりを目標」、「浜の歴史をお客に説明できるようにしたい」といった感想が記入される。そして大洗町の参加者が次の交流会の開催を期待していると発言した。

3. 2 2回目の交流会—課題の整理・再考

1回目の交流会が終了してから、2018年8月に「ガルパン」のファンである福井洋氏（高知市在住）から筆者に連絡があった。福井氏はこれまで数十回も大洗町を訪ね、アニメの制作側や大洗町の商店街とも頻りに交流している。この時の連絡は、新聞記事で本交流会の情報を知り、「ガルパン」と防災のコラボレーションを行いたいという提案であった。このことをきっかけに、筆者は第2回の交流勉強会の準備を始めた。福井氏には、自身で開催を予定していた高知県での「ガルパン」関連イベントがあり、2019年1月26日に「防災勉強交流会 PR トークショー」を実施した。高知駅の広場で、筆者および大洗町観光協会の大里氏が100名のファンの前で、アニメの話ではなく、大洗町の震災経験および地域防災について語った。そしてこのイベントに参加した1人のファンは翌日に黒潮町へ行き、筆者主催の交流会に参加した。1月27日と28日には、2回目の交流会が黒潮町で開催された（表2）。大洗町側から、1回目の交流会の登壇者である役場の防災、まちづくりの担当者、消防、観光業者など計9人および研究者が黒潮町を訪れた。初日の午前中は黒潮町の避難タワーの見学及び海辺での津波避難訓練を実施した。

黒潮町の松本氏が「砂浜美術館」のコンセプトを説明し、この「美術館」での海辺で拾った漂流物を芸術品として展示・研究する活動について生き生きと紹介した。

シンポジウムは黒潮町の役場の会議室で開かれ、約30人が参加した。両町の担当者がそれぞれの自主防災組織の活動、今後の防災・消防における課題について報告した。そして、「ガルパン」のファンの福井氏と大洗町の大里氏が共同で大洗町の聖地巡礼効果について報告し、「観光客を誘致するのではなく、町のファンをつくること」の重要性を強調した。また、1回目の交流会で提起された、海を中心とする住民の安全を守る「防災」（防潮堤）と環境資源を利用する「観光」との対立の問題についても議論が展開した。ここでは、「防災だけ」でも「観光の経済効果を重視するだけ」でもない取り組みが必要である。たとえば大勢の人が海水浴場を利用すること

ではなく、海の危険さを理解しながら海的美しさを静かにみるという「お浜見」の開催はどうかという意見がだされた。

翌日には筆者がファシリテーターとして、「クロスロード」のワークショップを実施した。(図2)。参加者がグループワークで「クロスロード」の設問を作成した。ここでは大洗町の足立氏のグループが、「あなたは町長。国から防潮堤をつくれる助成金が下りてきた。しかし、防潮堤によって大事な自然環境を失う。あなたは防潮堤をつくる?→YESつくる/NOつukらない」という設問を作った。同氏によれば、黒潮町の方に、大洗町で起こった防潮堤に関するジレンマについて問いかけたかったという。この設問に関して議論が進む中で、このジレンマには、自然環境と防災のどちらを優先するかという問題だけではなく、地方と中央政府の依存関係も含まれていることが浮かび上がった。

交流会終了後、改めて自分の住む地域の問題を再検討する大洗町の参加者がいた。たとえば、足立氏から筆者に以下の感想が送られてきた。(原文のまま)「黒潮町のブレない「海浜のコンセプト」に感心した。観光地としての海浜に、地域が確固たるテーマを絞り維持している地域は少ないのでは無いだろうか?人が集まるゆえに生業が優先してしまう?利益を優先してしまう?」つまり、従来の観光資源と環境維持の両立問題に対して、足立氏は黒潮町の事例を大洗町の状況に引き当てて、地域が利益を重視しすぎたという問題点について考えていることがわかる。

一方、大洗町の栗原敬太氏の感想文は以下である(原文のまま)「地域的社會(あえて地域社會という語は使いません)の強度は、間違いなく、その社會の防災意識や対応能力と比例関係にあると思います。私の町はいつしかそのことを見失ったまま、日々を生き、津波が来ました。そしてそれが去った後も、そのことの重要性に気づけずにいます。本当に必要なのは防潮堤ではなく、その土地の社會と歴史の強度なのかもしれません」つまり、自分の地域は巨大な災害を経験しても、防潮堤のようなハード設備を頼るだけで、いつか災害の記憶が風化してしまう可能性が高いと気づいた。黒潮町を学び、まず地域のソフト面(歴史や文化など)を見直し、社會全体を強化していきたいと再考した。

黒潮町の参加者の意見について、交流会で実施したアンケートの自由記述の結果を収集した。「実際に、被災してから復興に至った道のりに参考にでき

ることが多くあると思う。その中でも、特に人のつながりが大事なのではないかと感じた」、「犠牲者が出ないと復興に力強さが出る」など、大洗町の復興体験と黒潮町が目指す防災の目標とが一致していることが明らかになった。

大洗町側は、直接黒潮町へ訪れることで、黒潮町の思想、土地柄について理解した。興味深いのは、大洗町はすぐに黒潮町の防災対策そのままを大洗町に持ち帰り、導入しようとしなかった点である。大洗町が行ったのは、防潮堤にまつわる生業、環境、行政依存、海の保全などの問題を取り上げ、震災後のまちづくりに対する考え方、海との関係性を見直す作業であった。

4. 交流会以降の発展

本研究のプロジェクトは2回目の交流勉強会で終了し、筆者も交流会に関する研究は「このまま終わったかな」と思っていた矢先に、2019年6月になって、大洗町で黒潮町の「Tシャツアート展」のフレンドシップ「風にひろがるTシャツ展」(図3)を開くという情報をSNSで知った。大主催者は2回目の交流会に同行した栗原氏である。この取り組みの特徴は、大洗町のオフィシャルの組織や協会ではなく、栗原氏個人主催である。

「風にひろがるTシャツ展」のTシャツは、大洗町の海辺で展示された後に「本家」の黒潮町の「砂浜美術館」のTシャツアート展で全国の作品と一緒に展示される。この活動は2019年から2023年(現時点)まで毎年期間限定で開催されており、2020年にコロナ禍で世の中のイベントが一斉に自粛した中でも中止されなかった。筆者は栗原氏が個人の方で継続的にTシャツアート展を開催することを予想していなかった。筆者は長年にわたり大洗町で活動していたが、栗原氏とは2回目の交流会で初めて知り合った。当時、栗原氏は30代の若手であり、大洗町の50歳以上の参加者が黒潮町までの遠征に参加する際のサポート業務を担当していた。栗原氏は復興や防災、まちづくりには興味を持っていなかった。しかし、黒潮町で開催された交流会の懇親会で砂浜美術館の職員と直接話し、Tシャツアート展に興味を持つようになった。そこで、大洗町に帰った直後、早速イベントの開催を準備し始めた。筆者がコロナ禍の直前、2020年2月に大洗町を訪れた。栗原氏に再会した際、彼は「李さん、僕の人生が変わったよ」と笑顔で言った。栗原氏はこれまで地元の風景や人に対して見慣れているが、Tシャツアート展の開催

によって新しい出会いができ、「すごく楽しかった」と話した。また、彼は自分自身の変化について以下のように記述した。「この企画を発案した時には、きっと私は孤独にはじめ、孤独に終わるものだと思っていた。豈図らんや、といったところだろうか。このような賛意や助力を表していただける人々がまわりにいたのだ。私は自分の生きるこの街のことをほんの少しだけ見直した」¹⁷⁾

また、Tシャツアート展による実践活動について、栗原氏は自分でつくったホームページで「大洗町はかつての「被災地」、そして黒潮町はいつか困難が訪れるかもしれない「未災地」です。未災地から被災地へと黒潮にのって文化の連鎖がやってくる。なんだけ何かが始まりそうなストーリーじゃないですか！」¹⁶⁾と記した。こうした経緯から、栗原氏は「Tシャツアート展」の開催という具体的な行動によって、自分自身と地域の関わりを再構築したと考えられる。

大洗町ではもう一つの展開が生じた。交流会でされた提案の中に、「少人数が利用できる海水浴場」があった。この提案は、コロナ禍を経て、海辺で読書を楽しむという「砂浜図書館」(図4)として実現されている。「砂浜図書館」は、黒潮町の「砂浜美術館」との関連性から名付けられた。主催者は大洗観光協会である。初回は2020年8月1日から8月23日まで、比較的長期の日程で開催され、その後2022年まで毎夏に実施されてきた。このイベントのきっかけは、2020年7月にコロナ禍のため海水浴場が閉鎖されたことである。その代わりとして、大洗観光協会が「ビーチの新しい活用法」をテーマに、「砂浜図書館」を開設したことである。

「砂浜図書館」の図書はサンビーチの津波避難ビルの一階の空間に設置されている。津波避難ビルは通常普段時には意識されないが、図書を設置することで来場する機会を得、利用者はこの機に津波避難を意識できるという効果が期待できる。来場者は本を借り出してから、砂浜に「ソーシャルディスタンス」を設けて設置されたテント付きの座席で本を読む。このような設計は、普段海水浴場に来られない高齢者、足の不自由な県民を呼び込むことになり、国内外のマスメディアでも報道された。

「砂浜図書館」の選書を務める石井盛志氏は、「実は『砂浜図書館』の取り組みはほぼ利益がない」と述べている。しかし、多くの観光客が海で賑やかに過ごすスタイルが存在するならば、静かに海を楽し

むという発想も必要だと指摘している。また、「砂浜図書館」は防災や防疫だけでなく、人口減少の社会に向けて自然との共存を提供できる取り組みと言える。

以上、地域間交流会という取り組みの実施を通じて、大洗町の住民が外部社会からの知識を得て、地域資源を見直した上で、地域住民が主体的にTシャツアート展や「砂浜図書館」のような黒潮町とつながる実践活動を展開した。

5. インターローカリティの生成

本研究の目的は、震災復興におけるジレンマや葛藤を抱え、行政依存になりがちな地域社会にとって、単に国、行政のドミナントの政策・計画支援を受けるだけではなく、あるいは地域内で独自に文化や伝統を守り、取り組むのではなく、オルタナティブ・ストーリーの創出を目指し、ローカルとローカルをつなげて、地域同士の間から知見を得たことで、地域防災や外部社会との関係性の構築などの課題を解決するインターローカリティの可能性を探り、インターローカリティの生成プロセスを明らかにすることである。

インターローカリティの生成を議論する前に、ドミナント・ストーリーとオルタナティブ・ストーリーについて詳しく説明する。ドミナント・ストーリーの概念は、野口(2002)¹⁷⁾が提起したものである。たとえば明治時代以降、日本人は「立身出世」、「刻苦勉強」という人生物語に影響或いは制約されてきた。その筋書きに合わない経験はすなわち、「挫折の物語」、「悲運の物語」として語られる。ドミナント・ストーリーの軌道に再び乗るために、自分自身が努力して対処しなければならない。しかし「失敗」となった際に、「うまく対処できない自分」、「変えられない惨めな自分」が再生産されると、悪循環の構造となる。

ドミナント・ストーリーによる悪循環の構造を打破するために、野口は「オルタナティブ・ストーリー」の展開を提示する。つまり、「原因を解明し、それを除去したり改善したりすることで問題を解決できる(野口, 同上, p.85)」に向かい、外部社会が当事者の不足・欠落するそのものを提供するドミナント・ストーリーの手法ではなく、「言語」「語り」「物語」「対話」などの手法で、問題とその問題に影響されてきた個人あるいはコミュニティとの新しい「関係」をつくり出すのである。

防災に関するドミナント・ストーリーでは、無力な地域の課題解決には、地域に不足または欠落している要素を提供する手法が多い。たとえば、現行の防潮堤の高さ不足を解消するために、防潮堤の建設がある。震災後の風評被害および景気回復を促進するために、観光客数の増加やイベントの拡充がある。そして、少子高齢化や地域の過疎化への対策として、地域に移住者あるいは「関係人口」を誘致する手法などが含まれる。ここでは、国の政策や防災の先進地域を批判することではなく、防災に熱心に取り組まない地域が、理想像に到達できないがゆえに先に進めないという悪循環の構造に陥ってしまう可能性があることを議論する。1章で言及したように、地域が新たな支援に対応できないこともある。このようにして、ドミナント・ストーリーの文脈に沿って発展していない地域あるいは当事者が「頑張っていない」、「頑張れない」のような自己否定の感覚を生じることである。

東日本大震災以降、「災害に強いまちづくり」、「地域防災の強化」など、地域住民全員は熱心に防災に取り込むべきであるというドミナント・ストーリーの政策が推進されている。しかし、このようなドミナント・ストーリーは、地域にとって防災に対する考え方を制約してしまう危惧がある。大洗町のある住民からは、交流前の段階では、「黒潮町に教えられることがない」という発言があった。それは、大洗町が黒潮町のように、防災に対して熱心とはいえないため、「防災先進地域」、地域防災の模範地区の黒潮町に防災に関する知識を伝授することが難しいという考え方があるからである。

地域の優劣関係を作ってしまうことを避けるために、交流会では、専門家が政府の政策を中心に「地域防災の強化」というドミナント・ストーリーを参加者に教え込むことをしなかった。むしろ、交流会という当事者のオルタナティブ・ストーリーを引き出すための手法を通じて、地域住民（当事者）が登壇者として自らの言葉で、これまで直面してきた課題と取り組みを発表し、地域同士で議論した。

大洗町では、黒潮町の防災の取り組みをそのまま模倣するのではなく、地域自身の問題を振り返り、町にとって何が必要なのかを自ら再考・整理した上で、住民が主体的に他地域とつながる取り組みを行うことができるというインターローカリティが生成された。このインターローカリティの生成のプロセスについて説明する（図5参照）。

まず、大洗町は黒潮町とのローカリティの知識の

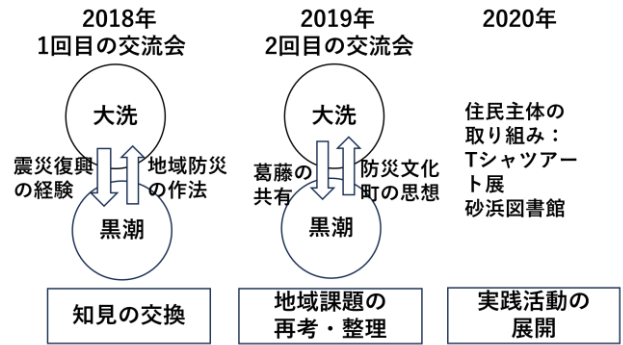


図5 インターローカリティ生成のプロセス

交換を通じて、重要な知見を得た。黒潮町は単に震災後にドミナント・ストーリーの軌道に乗って「防災推進地域」になったのではない。すでに2.2で言及したように、黒潮町は1960年代から「私たちの町には美術館がありません。美しい砂浜が美術館です」という独自の思想を持っている。地域に不足・欠落する何かそのものを外部からうけるのではなく、地域が自らの価値と同等で代替物として見つけ出すのである（詳しくは矢守・李，2017参照）¹⁴。黒潮町の思想が砂浜美術館の実践関連活動、たとえばTシャツアート展、漂流物展示、そして防災文化による地域行政一体となる作法などで体现されている。大洗町の住民は、実際に黒潮町へ訪れることで、現地の方と触れ合い、黒潮町の思想や活動を自分自身で体験した。大洗町の防潮堤にまつわる観光の利益問題、行政依存、海の保全などの問題、大洗町のまちづくりに対する考え方、海との関係性を整理し、再考していた。

次に、防災（防潮堤の高さの検討あるいは単発の避難訓練など）そのものではなく、一見防災とは関係ない「砂浜図書館」、Tシャツアート展のようなアートの活動が行われた。アートを通じて人と海をつなげるためにTシャツアート展を開催し、大勢の観光客を呼び込むことを目的とするのではなく、少数で多様な利用者が海を楽しむために「砂浜図書館」を設置した。図書館、あるいは売店などの建物を作らずに、海辺でアートを表現することで、黒潮町の「砂浜美術館」の思想（ローカリティ）を大洗町においてインターローカリティとして再具象化した。もちろん、これらの取り組みは住民の地域防災への意識の向上を目指すものではない。一方、住民や観光客に対して海や自然環境を多角的に理解するように促すと同時に、海が引き起こす災害の側面も理解でき、避難行動につながるものと考えられる。

もう一つのインターローカリティの知見は、外部社会としての「ガルパン」のファンは、大洗町にとって単なる観光資源だけではなく、平常時も災害時にも相互に支えあう外部社会であることである。2.1で言及したように、「ガルパン」による聖地巡礼の効果が、大洗町に多大な経済効果をもたらした。一方、「ガルパン」に頼らずに、地域独自の観光の取り組みをつくるべきだという意見もある。地域防災をテーマにする交流会のような取り組みは、地域住民向けであり、外部社会である「ガルパン」のファンとは関係ないと考えられる。

しかし、1回目の交流会では、ファンが積極的に参加・発言した。ファンが災害支援を行う可能性があることを研究者が提示することで、ファンが地域防災の一つの力になるという考え方に地域側は変化した。また、2回目の交流会を開催できるようになったきっかけは、「ガルパン」のファンである。他方で、交流会でのファンの発言から明らかになったように、ファンにとって、大洗町の商店街は積極的にファンに話しかけ、「人間味がある」居場所を提供している存在である。ファンはこの居場所を維持するために、大洗町に対して防災や支援の活動を行い、その結果として貢献することにつながっている。実際、交流会が終了してから1年後、コロナ禍の蔓延で、経済活動を停止していた大洗町に、ファンがクラウドファンディングで資金を集め、大洗町の商店街に大きな支援を行っている¹⁸⁾。大洗町は外部社会に対する態度や考え方の変化およびファンと地域が相互に需要を提供することのステップを通じて、「ガルパン」のファンは地域の防災対策につながるというインターローカリティが生成された。

6. 終わりに

本研究は、震災後に、防災と産業維持の両立問題、外部社会との連携の課題などさまざまな課題を抱える大洗町を対象に、ドミナント・ストーリー手法のような一律化された計画や政策を持ちこむのではなく、地域間交流のイベントを開催することで、インターローカリティの生成により地域課題の解決を目指した。具体的に生成されたインターローカリティとは、まず地域は他地域の防災の取り組みをそのまま模倣するのではなく、地域自身の問題を振り返り、町にとって何が必要なのかを自ら整理・再考した上で、住民が主体的に他地域とつながる取り組みを行うことである。次に、アニメの聖地巡礼効果による外部社会としてのファンの活動は、単に観光に

よる町おこしという範疇を超え、平常時も災害時にも相互に支えあう関係性を構築することで、地域防災対策になりうることである。

また、本研究における地域間交流によるインターローカリティの生成の手法が他地域にも通用すると考えられる。そこで、他地域で交流会の取り組みの実現に取り組んでいる。たとえば、筆者らは土砂災害の地域防災をテーマにする日台交流会の取り組みを行っている。具体的に、2022年9月7日に台湾の1999年の集集大地震の被災地である雲林県華山村と土砂災害のリスクがある高知県四万十町大正地区（未災地）がオンラインで交流した¹⁹⁾。大洗町と黒潮町の交流会のように、住民が登壇しそれぞれの取り組みを自らの言葉で紹介した。その後、台湾側に若者の地域防災への参加意欲を向上する仕組みが開発されたというインターローカリティが生成された。

今後は、地域間の交流会を継続的に開催し、多くの当事者の声を集めていく予定である。また、議論の範疇は自然災害の防災だけではなく、新型コロナウイルスによる感染症も含めて、さまざまなローカルとローカルをつなげて地域の課題の解決手法を見出していく。

謝辞

本研究に協力いただいた大洗町と黒潮町の方々に感謝いたします。また、本研究は日本災害復興学会設立10周年記念事業および科研費（課題番号：22J40116）の助成を受けたものです。

補注

- (1)国土交通省東日本大震災を踏まえた津波防災対策の基本的な考え方により https://www.mlit.go.jp/river/kaigan/main/fukkyufukko/pdf/fukkyufukko01_1508.pdf(2023-06-10)
- (2)大洗町役場ホームページ2023年5月の人口により <https://www.town.oarai.lg.jp/chouseijouhou/machinogaiyou/07/> (2023-06-10)
- (3)茨城県市町村2023年4月の人口データにより <https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/tokei/fukyu/tokei/sugata/local/oarai.html>(2023-06-10)
- (4)大洗町における「ガルパン」の関連のイベントについて、以下の新聞記事を参照できる。読売新聞記事「ガルパンも協力 献血者に記念品」(2023-8-31)、読売新聞記事「ガルパン列車 ありがとう 鹿島臨海鉄道 運行終了へ＝茨城」(2023-5-12)
- (5)産経新聞記事「防災と景観どう両立？ 大洗の防潮堤4

- 割完成も県と地元協議続く」により
(2018-03-13)<https://www.sankei.com/article/20180313-JYB76DHV2FKRLKM7VS6OST2R3Y/> (2023-10-25)
- (6)黒潮町役場ホームページ2023年5月のデータにより
<https://www.town.kuroshio.lg.jp/pb/cont/machi-data/20743>
(2023-06-10)
- (7)栗原敬太氏がペンネームで発表した文章からの引用。栗原敬遠(2020),報告海への遠い旅,文芸夜半,No.6,pp.73-87.
- 18) 李勇昕 (2022), COVID-19 時代における被災地復興の取り組み～茨城県大洗町を例に～, 第41回日本自然災害学会学術講演会予稿集, pp.179-180.
- 19) 李勇昕・竹之内健介・巫仲明・許瓊文・矢守克也 (2023) 日本台湾地域防災交流会「防災プラス」の意味を探究する研究, 第42回日本自然災害学会学術講演会予稿集, pp.201-202.

参考文献

- 1) 青木俊明・金子侑生(2021), 防潮堤建設を巡る地域紛争の構造とその鎮静化, 都市計画論文集, Vol.56, No.2, pp. 388-396.
- 2) 山田浩久(2011), 自治体間の交流事業が災害救援活動に果たす役割, 人文地理学会大会研究発表要旨 2011, pp.31-31.
- 3) 佐藤智子(2018), 地域活性化型の姉妹都市交流—札幌市とミュンヘン市の事例研究—, 総合政策, Vol.19, pp. 1-17.
- 4) 渥美公秀(2015), 未来の他者への返礼: 被災地リレーによる未来との共生, 未来共生学, Vol.2, pp.111-124.
- 5) 石井洋之(2016), 東日本大震災の教訓から学ぶ自助・共助のまちづくり—小規模企業 BCP の地域貢献と「地区防災計画」—, 危険と管理, Vol.47, pp.49-66.
- 6) 杉岡秀紀(2013), 地域公共人材育成における大学の挑戦, 今川晃・梅原豊編, 地域公共人材をつくる—まちづくりを担う人たち, 法律文化社, p.55.
- 7) 田中輝美(2017), 関係人口をつくる: 定住でも交流でもないローカルイノベーション, 木楽舎.
- 8) 杉岡秀紀(2021), コロナ禍におけるインターローカル型域学連携による関係人口創出—オンライン関係人口に注目して—, 農村計画学会誌, Vol.40, No.1, pp.14-17.
- 9) 田中輝美(2017), 関係人口の社会学—人口減少時代の地域再生, 大阪大学出版会 p.301.
- 10) 伊藤哲司・矢守克也(2009), 「インターローカリティ」をめぐる往復書簡, 質的心理学研究 Vol.8, pp.43-63.
- 11) 杉万俊夫(2006), コミュニティのグループ・ダイナミックス, 京都大学学術出版会.
- 12) 李勇昕・宮本匠・近藤誠司・矢守克也(2015), 「羅生門問題」からみた被災地の復興過程: 茨城県大洗町を例に, 質的心理学研究, Vol.14, pp.38-54.
- 13) 友永公生(2013), 新想定により生じた2つの「あきらめ」と、想定津波高日本一の自治体の振る舞い, 災害情報, Vol.11, pp.20-26.
- 14) 矢守克也・李勇昕(2018), 「Xがない, YがXです」—疎外論から見た地域活性化戦略—, 実験社会心理学研究, Vol.57, No.2, pp.117-127.
- 15) 李勇昕(2020).10周年記念事業報告「被災地—未災地」の交流勉強会～茨城県大洗町と高知県黒潮町～, 日本災害復興学会誌復興, Vol.22, No.8(4), pp.25-26.
- 16) 栗原敬太(2019), 風にひろがる T シャツ展, <https://www.oarai-tshirts.com/T シャツ展について> (2023-6-10)
- 17) 野口裕二 (2002), 物語としてのケアナラティブ・アプローチの世界へ, 医学書院.

関東大震災時に制定された特別都市計画法の法的検討

— 法案制定経緯、他の法律との適用関係、その後の法律への継承関係を中心にして —

Legal review of the Special City Planning Law Enacted after the Great Kanto Earthquake

— Focusing on the process of enactment of the law, its applicability to other laws,
and its succession to subsequent laws —

佐々木晶二*1
Shoji SASAKI*1

本研究では、復興法制の評価のための基礎資料を得るため以下の研究を実施する。第一に、関東大震災時に制定された特別都市計画法の制定過程を分析し、その経緯を明らかにする。第二に、特別都市計画法について、一般法である都市計画法、耕地整理法との適用関係を整理し、震災被災地に不可欠な部分に関する特例規定のみが整備されたことを明らかにする。第三に、関東大震災時の特別都市計画法の規定が、関東大震災時の特別都市計画法から、戦前における都市計画法改正による一般化、さらに戦災復興時の特別都市計画法を経て、戦後の土地区画整理法に、一定率まで無償減歩をする規定以外は継承されたことを明らかにする。

キーワード: 関東大震災、特別都市計画法、都市計画法、土地区画整理、耕地整理

Keywords: Great Kanto Earthquake, Special City Planning Law, City Planning Law, Land readjustment,
Arable land readjustment

1. はじめに

本稿は、日本の近代法体系の中での最初の復興法制である、関東大震災時に制定された特別都市計画法について、法的分析を行うことを通じて、その後講じられた復興法制を評価するための基礎資料等を提供することを目的とする。

関東大震災時に制定された法律のうち、特別都市計画法を分析対象とした理由は以下のとおりである。

関東大震災が発生した1923年9月1日から翌年8月31日までの間に法律又は勅令(明治憲法第8条又は第70条に基づく緊急勅令及び現代法での行政組織法に該当する官制勅令を対象とする。以下同じ。)は合計で86本が制定されている。このうち、土地、建物に関係のあるものとしては、

- ①帝都復興院等の復興組織関係(表1の赤のセル)
- ②都市計画関係(表1の緑のセル)
- ③借地借家関係(表1の青のセル)

である。詳細は表1参照。なお、関係する表は以後、表4を除き、すべて文末に掲載する。

①の帝都復興院等の復興組織関係については、越澤明をはじめとする先行研究⁽¹⁾が存在し、また、帝都復興院が短期間で廃止された要因など政治学からの重要な論点はあるものの、国民の権利義務に関わるものではないことから法的な論点は乏しい。一方で、③の借地借家関係については、多くの法的論点を含むものの、既に、小柳春一郎など先行研究⁽²⁾が豊富である。

②の都市計画関係⁽³⁾については、特別都市計画法の特例内容となっている土地区画整理事業の観点から、工学者による先行研究⁽⁴⁾が複数存在する。ただし、これらの研究は、具体の事業内容を分析する前提としての制度分析が中心であり、特別都市計画法の法案作成経緯や成立した法律と一般法との関係、さらに、特別都市計画法の内容が現行法にどのように受け継がれたかという点を、条文レベルまで分析したものではない。このため、本研究では特別都市計画法を法的観点から分析する。

また、特別都市計画法に関する、これらの法的論

*1 (一財)土地総合研究所専務理事 (公財)都市計画協会審議役 博士(社会工学)
Executive Director, Land Research Institute Councilor, City Planning Association
Doctor(Policy and Planning Sciences) Ph.D.in Policy and Planning Sciences

点を個々の条文に則して分析する点に、本稿の独自性、新規性がある。

なお、本稿は一次資料を一つ一つ読み込んで分析をしている。具体的な一次資料は、条文について国会図書館デジタル資料中の官報に、帝国議会議事録は帝国議会会議録検索システムに、検討中の法案については、国会図書館デジタルコレクション中の復興事務局編『帝都復興事業誌 緒言・組織及び法制編』（1931年）（以下「復興誌」という。）に、その他の公文書は国立公文書デジタルアーカイブに、当時の書籍は国会図書館デジタルコレクションに基づいている。また、当時の法令、文献については、旧字体は現在の字体に変更し、適宜、下線及び句読点を追加する。

2. 検討中の法案及び議会提出法案

2-1 帝都復興法案

復興誌162頁-170頁によれば帝都復興院では当初は、帝都復興法案という名称の法案を作成していた。この法案の条文として、復興誌記載のものを前提に論じる⁵⁾。

帝都復興法案の内容としては表2の列Aに記載のとおりである。具体的には、

- ①復興計画関係（表2行2, 3の列A）
- ②復興のための土地利用規制関係（表2の行4から7の列A関係）
- ③-1 事業のうち土地区画整理関係（表2の行8から14の列A関係）
- ③-2 事業のうち収用事業関係（表2の行21から23の列A関係）
- ④費用負担関係（表2の行24から28の列A関係）である。

法律の内容としては、上記のとおり、復興計画という上位計画から、土地利用規制、事業、費用負担までを含んでおり、他の法律とは独立した復興事業のための独自の法体系を目指したものと理解できる。

2-2 帝国議会に提出された帝都復興計画法案とその案に修正された理由

1923（大正12）年12月14日に国会に政府提出された法案は、(1)に述べた検討中の帝都復興法案とは大きく異なり、帝都復興法案で存在した復興計画関係、土地利用関係、収用事業関係、費用負担関係（公共団体に一部負担を求めることができる規定を除く）の規定をすべて削除して、土地区画整理の特例に特化した内容となっている。

その理由として、事業誌170頁によれば、以下のとおりとされる。

この法案は、その後法制局の審議の結果、本法はむしろ、都市計画法の特例規定として、都市計画法と併行して適用せられるべき性質を有するものと解し、該法案中都市計画法と重複するものと認められる規定は全部これを削除し、条文をわずかに十カ条とし、その名称も帝都復興計画法と改め（た）

ただし、この説明は、復興計画、土地利用規制、収用事業を削除した部分については該当するとしても、表2行24から28の費用負担に関する部分を削除した点の説明としては不十分であり、財政支出に係る部分について財政当局との調整ができなかった可能性は否定できない。

一方で、帝国議会に提出された帝都復興計画法案の内容となった土地区画整理に関しては、以下の対応がとられている。

- ①組合施行に関する規定の削除（表2行13, 14の列B）
- ②土地区画整理に関する移転命令、道路等の公共の用に供する土地の公共編入、1割以上の宅地面積減少の場合の補償など多数の特例規定の追加（表2の行15から20の列B）

これらの修正は、法制局の指摘として想定される法理論から追加されるものとは想定しにくく、実質的な政策判断から追加等をされたと推測されるが、短期間にこれらの規定が追加された理由は確認できない。ただし、上記②のうち、宅地面積減少1割までは無償としそれ以上は補償をするという規定については、別途、帝都復興院評議会決議事項報告の件⁶⁾（1923年（大正12）年12月22日）20頁において、希望決議事項として、以下のとおり定められたことが確認でき、これが法案に反映されたものと解される。

13 土地利用の増進を図り、保安衛生上の支障を少なからしむるがため、焼失区域全体にわたり土地区画整理を徹底的に断行すること。ただし、道路公園その他公用に供するため土地整理関係上、土地の約1割を無償提供せしむること

2-3 帝国議会の審議によって成立した特別都市計画法と議会修正の背景

帝国議会の修正を受けた上で、1923（大正12）年12月24日に公布された法律は、表2の列Cに記載したとおりである。

公布された法律では、政府提案の帝都復興計画法

案の特例規定の大枠は維持されたものの、以下の項目について、帝国議会（衆議院で修正され貴族院はその案を承認）で追加修正されている。

- ①法律の名称を「帝都復興計画法」から「特別都市計画法」に変更し関連して「復興計画」の用語を「特別都市計画」に変更（表2の行1の列C）
- ②組合施行の土地区画整理を前提とした規定を追加（表2の行11, 14の列C）
- ③工事完了前の換地処分を可能とする規定を追加（表2の行12列C）

この修正理由を帝国議会議事録（1923（大正12）年12月20日）3頁から確認すると、衆議院で修正提案を行った小橋委員は以下のとおり説明している。

（法律の名称について）
帝都復興計画というように大きな名前のもとにこの法案を表す必要は少しも無いのであります。

（組合施行を追加したことについて）
 土地区画の性質上また所有者という関係、所有者の利益を増進するという関係からして、これはもともと、所有者、地主の自治自由の組合にその精神はできているのであります。ゆえにまづもって土地所有者の区画整理をなすように途を開いたのであります。

（換地処分の特例について）
換地処分についても、特別なる場合を適用する途を開いたのであります。

いずれの説明もそれほど強固な説得力は持たないものの、政府も、当初の帝都復興法案では組合施行を想定した条文を検討していたこと（表2の行13, 14の列A参照）などを踏まえると、政府側も、特に、事業実施に支障がなく修正に強く抵抗する必要がないと考えた可能性が高い。

3. 制定された特別都市計画法の他法との適用関係

3-1 施行主体

特別都市計画法は土地区画整理に関する特例に特化した内容となっているが、表3の行1, 2の列Cに記載のとおり、行政官庁、行政庁、公共団体の⁷⁾及び組合施行を前提とした規定があるものの、これらの主体が施行できるという権限を明記した規定は存在しない。

一方で、1919（大正8）年公布で関東大震災以前から施行されており、特別都市計画法の一般法にあたる都市計画法においては、以下に示すとおり、土地

区画整理に関して第13条の規定において施行主体として、組合と公共団体施行は位置付けられている。しかし、行政庁施行については明らかではない。ただし、都市計画事業全体を定めた第5条で行政庁施行の規定があることから、結果として、一般法の都市計画法の側に施行主体が位置付けられていると解することができ⁸⁾、このため、特別都市計画法上は施行主体を明記する規定をおいていないと整理できる。上記の趣旨を表3の行1, 2の列Aと列Cに記載している。

第5条 都市計画事業は、勅令の定めるところにより行政庁、これを執行す。（第2項略）

第12条 都市計画区域内における土地については、その宅地としての利用を増進するため、土地区画整理を施行することを得。
 前項の土地区画整理に関しては、本法に別段の定めがある場合を除くのほか、耕地整理法を準用す。

第13条 都市計画として内閣の認可を受けたる土地区画整理は、認可後一年内にその施行に着手するものなき場合においては、公共団体をして都市計画事業としてこれを施行せしむ。（第2項略）
 （旧字体は現在の字体に、カタカナはひらがなに変更、下線及び句読点は筆者追加）

3-2 事業内容と手続き

土地区画整理については、3-1で引用した都市計画法第12条の条文により耕地整理法を準用しており、それ以外の具体的な土地区画整理の事業内容等について特段の規定を都市計画法で置いていない。

特別都市計画法においては、耕地整理法第43条では建物のある宅地について土地所有者、借地人の同意なしには施行区域に含むことができないという制限について、震災被災地である都市部の実態を踏まえ、特別都市計画法第3条の規定によって土地所有者等の同意なしに建物のある宅地を施行区域に編入できる特例を設けている。同様に、耕地整理法第31条で工事完了までは換地処分ができないという制限を、特別都市計画法第3条第2項で緩和している。

また、特別都市計画法第6条で換地予定地にある工作物の所有者への移転命令の規定を創設しているが、これは、耕地整理法第27条に基づき施行者が工作物等を除却できる規定を補充する性格のものである。

なお、特別都市計画法第4条で組合設立のために耕地整理法では求めていなかった借地権者に関して、その保護の観点から同意を求めたものである。

これらの耕地整理法との関係については、関係する耕地整理法の条文⁹⁾を以下に示すとともに、表3の行4から7の列BとCにその適用関係を示している。

第27条 整理施行者は、耕地整理施行のため必要あるときは、整理施行地区内の工作物または木石等を移転し、除却し、または破棄することを得。ただしこれにより生じる損害はこれを補償すべし。

第31条 前条の規定による処分は整理施行地の全部につき工事完了したのちにあらざれば、これをなすことをえず。ただし規約に別段の規定ある場合はこの限りにあらず。

第43条 左に掲ぐる土地はこれを耕地整理組合の地区に編入することをえず。ただし、第一号ないし第三号の土地については主務官庁または公共団体の認許、第四号ないし第八号の土地については土地所有者関係人及び建物につき登記したる権利を有する者の同意を得たるときはこの限りにあらず。

- 一 御料地、国有地
- 二 官の用に供する土地
- 三 府県、郡、市町村その他の勅令をもって指定する公共団体の公共又は公共の用に供する土地
- 四から七 (省略)
- 八 建物ある宅地

3-3 公共施設の扱いと減歩

公共施設の扱い等についても原則は3-2に述べたとおり耕地整理法の準用になるが、事業完成後の道路等の用地移管について、耕地整理法第11条第2項では、以下に示すとおり、畦など小規模な公共施設を前提としており、整備後は一律に国有地に編入することとしていた。しかし、震災被災地では公共施設の管理者等も複雑であることから、特別都市計画法第7条において、行政庁又は公共団体施行を前提にしてその費用を負担した国又は公共団体の所有地とする規定を設けている。

第11条 耕地整理を施行するために国有に属する道路、堤塘、溝渠、溜池等の全部または一部を廃止したるにより不用に帰したる土地は、無

償にてこれを整理施行者の所有者に交付す。耕地整理の施行により開設したる道路、堤塘、溝渠、溜池等にして前項廃止したるものに代わるべきものは無償にてこれを国有地に編入す。

また、震災被災地で新たに公共施設を整備することを進めるため、特別都市計画法第8条において、1割までの減歩は無償、それ以上の減歩については補償金を交付する規定を創設した。これらの耕地整理法との関係については、表3の行8, 9の列BとCに記載している。

3-4 小括

以上のとおり、特別都市計画法では、一般法である都市計画法で規定されている施行主体については規定せず、また、準用法である耕地整理法の規定について、震災被災地の特性に合わせて適用除外、補充又は追加規定を設けている。

4. 特別都市計画法の規定のその後の展開

4-1 第二次世界大戦までの追加修正

関東大震災時に制定された特別都市計画法の規定のうち、震災被災地に限定せずに土地区画整理一般に適用できるものとして、施行区域内に建物のある宅地を土地所有者の同意なしに編入できる特例については、1931(昭和6)年改正で都市計画法に施行主体にかかわらず適用される内容に拡充して追加されている⁽¹⁰⁾。

また、事業によって整備した公共施設を国又は地方公共団体に移管する特例についても、1940(昭和15)年改正で都市計画法に一般則として規定されている。これらの点についてを示したのが表3列Dである。

4-2 戦災復興時の特別都市計画法

第二次世界大戦の戦災復興のため1946(昭和21)年9月11日、特別都市計画法(以下「新特別都市計画法」という。)が新たに公布されている。その内容については、いわゆるグリーンベルトを構想した緑地地域の規定もあるものの、大部分は、関東大震災時の特別都市計画法の規定を踏襲している。

関東大震災時と同種の特例として、

- ①建物がある宅地に加え、公有地等も土地所有者等の同意なしに区域編入ができること(新特別都市計画法第5条第1項)
- ②工事完了前でも、換地処分ができること(同条第2項)

③工作物の除却命令に加え、立ち退き命令ができること（第15条）

④無償減歩の率について1割5分まで引き上げたこと（第16条）

ただし、④の部分は制定直後に憲法第29条違反の議論がでて、1949年に新特別都市計画法を改正して、この規定を削除し、従前地と換地が等価であることを前提にして価格が減価した場合には補償金を支払う規定が設けられた。

なお、新特別都市計画法では、施行主体に行政官庁がならないことが法文上明記されるとともに、関東大震災時の特別都市計画法には規定されていた組合施行を前提する規定は措置しなかった。これらの点は表3の列Eに示している。

4-3 1954（昭和29）年制定の土地区画整理法

戦前からの土地区画整理に関する特例及び耕地整理法準用部分を統合して、1954年に土地区画整理法が制定された。

この制定当初の土地区画整理法に規定された、これまで論じた点に関係する事項は以下のとおりである。

- ①施行主体について、個人、組合、公共団体、行政庁、行政官庁を明記したこと（第3条）
- ②対象区域についても都市計画区域内と規定し、区域の対象となる土地の限定をなくしたこと（第2条）
- ③借地権者については、組合設立時に土地所有者と同等の3分の2の同意要件としたこと（第18条）
- ④工事完了前の換地処分も例外的に可能としたこと（第103条）
- ⑤大臣又は知事による移転除却命令と施行者による移転除却権限を創設したこと（第76条、第77条）
- ⑥事業によって整備された公共施設の土地の所有権を公共施設管理者とすること（第105条第3項）
- ⑦施行後前後で価格が減価した場合には減価補償金を交付すること（第109条）の規定が設けられた。

これらの点は表3列Fに示している。

4-4 小括

関東大震災時に制定された特別都市計画法に基づく土地区画整理の特例のうち、震災被災地に限定せず一般的に適用すべき規定は、戦前において一部は都市計画法に一般則として規定され、さらに、戦

後の新特別都市計画法、土地区画整理法に受け継がれている。

ただし、その例外として、特別都市計画法で措置された1割までは無償で減歩する規定については、現行憲法下での違憲のおそれがあることから、戦後においては、事業施行前後で価格が減少した場合には補償をするという減価補償の規定に置き換わっている。

5. まとめ

本稿においては、関東大震災時に制定された特別都市計画法の改正経緯、具体的な条文内容と他の法律との関係、その後の法改正の動きを明らかにすることによって、

①一般法である都市計画法の適用を原則としつつ、特例のみを特別都市計画法に規定したこと

②既存の事業制度である耕地整理法を準用していた土地区画整理について、震災被災地の実態に即して必要な部分に限って適用除外などの規定を措置したこと

③その後、戦前の改正においても一般化が一部行われ、土地区画整理事業に関する一般法として戦後に制定された土地区画整理法の中に、特例が恒久的な規定として位置付けられたこと

を確認した。これら点はその後の復興事業法制を評価する上での基礎資料となりうると考える。

これをより一般化すると、復興立法政策論として「大災害後に復興事業法制を改善する場合には、全く新しい事業制度を創設するのではなく、既存事業制度を改正する形式が適切である」という仮説（以下「既存制度改正方針」という。）が提示できる。ちなみに、戦後の大災害に対応した復興事業法制の対応状況は、表4のとおりであり、既存制度改正方針と整合的である⁽¹¹⁾⁽¹²⁾。今後の大災害時の法改正にあたっては、この既存制度改善方針に即して、全く新しい事業制度を創設するのではなく、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の既存事業制度の特例措置を講じる可能性がある。

翻って、既存制度改正方針は、理論的には次の二点が優れている。第一に、復興事業は、財産権の内容を強制的に変更させる内容を有している。

これを適切に実施するためには、住民参加等の手続き規定等が整備されている既存制度を活用した方が、権利制限内容を適正な範囲内に止める観点からは優れている。第二に、復興事業はその実施にあたって、行政と土地所有者等との十分な意見調整が必

要であり、その際には専門知識が不可欠である。新しい事業制度の専門知識は現場の行政には存在しないことから、既存の専門知識を活用できる既存制度改正方針の方が、現場での意見調整が円滑に進む。

ただし、既存制度改正方針に対しては、「想定外の大災害に対応した十分な制度設計が、既存制度の枠組に制約されて困難になる」という批判もありえる。よって、既存制度改正方針は、今回得られた特別都市計画法の法的検討結果に加えて、より幅広く事業制度を分析することによって、批判に耐えられるように説明能力を高める必要がある。この点については、今後の検討課題とする。

表4 戦後の大災害と復興事業に関する法改正

| | A | B | C |
|---|-----------------------------------|--------------------|--|
| | | 阪神淡路大震災(1995年) | 東日本大震災(2011年) |
| 1 | 土地 地区 画 整 理 事 業 | 復興共同住宅区(被11-14) | 施行区域の特例(特51) |
| 2 | | 清算金に代わる住宅等の給付(被15) | |
| 3 | | 施行地区外の住宅等の建設(被16) | |
| 4 | | 公営住宅等の用途(被17) | |
| 5 | 市街地再開発事業 | 第二種事業の施行区域の特例(被19) | |
| 6 | 復興一体事業 | | 復興一体事業(土地地区画整理事業と土地改良事業を一体的に施行する事業)の創設 |

(備考)青のセルは、既存制度に対する特例措置を創設する改正を、オレンジのセルは、新たな事業制度や計画制度等を創設する改正を意味している。被〇〇は、被災市街地復興特別措置法の条文を、特〇〇は、東日本大震災復興特別区域法の条文を意味している。

5. 謝辞

論文審査過程において、査読の先生方に丁寧な指摘を頂き感謝申し上げます。

補注

- (1) 越澤明『復興計画』(中央公論新社、2005)、昌子住江「震災推進計画の推進体制」日本土木史研究発表会論文集1985年5巻 257頁-263頁参照。
- (2) 小柳春一郎「関東大震災と借地借家臨時処理法(大正13年法律第16号)上中下」獨協法学1995年41号 235頁-283頁、1996年42号 217頁-296頁、1996年43号231頁-300頁参照。
- (3) 都市計画関係では、1919(大正8)年に制定された建築基準法の前身である市街地建築物法に関するもの(表1のグレーのセルで示している)も存在する。ただし、仮設建築物等に対して適用除外とする、又は建築物の高さ制限等を強化する内容であって、法的な論点が多いため、本稿では扱わない。
- (4) 石田頼房「日本における土地地区画整理制度史概説1890~1980」総合都市研究第1986年28号 45頁-87頁、岸井隆幸「土地地区画整理事業の事業構造に関する研究」東京大学博士(工学)論文 1992年、大沢昌玄「災害復興土地地区画整理事業の施行者に関する基礎的研究」都市計画

- 論文集2013年48巻3号 711頁-716頁、築瀬範彦「土地地区画整理の制度形成に関する史的考察」土木学会論文集D2(土木史) 2014年70巻1号 53頁-65頁参照。
- (5) 復興誌掲載の条文としてまとまる前の段階(公共団体が費用にあてるために特別税を賦課できるなどの条文が存在)の「帝都復興法案(未定稿)」が、国立公文書館デジタルアーカイブの昭和財政史資料第1号第132冊において確認できる。この条文から復興誌掲載の条文までの経緯は現時点では充分確認できないことから、本稿での検討は復興誌記載のものを用いる。
- (6) 国立公文書館デジタルライブラリーの以下のURL参照。
<https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&ID=F000000000000010355&ID=M00000000000265132&TYPE=> (2023年6月14日最終閲覧)
- (7) 本稿では、戦前の通説的な解釈である美濃部達吉『日本行政法 上巻』(有斐閣、1940) 373頁-379頁に基づき、「行政庁」とは、国家意思を国民に対して表示すべき権能を与えられている国家機関をいい、国家の機関と公共団体の機関を含むこと、そのうち、国家の機関のみを意味する場合に「行政官庁」という用語を用いることとする。また、知事は「公共団体の機関」であるとともに、国の機関としては「行政庁」と位置付けられるという用語法に従う。
- (8) 戦前の内務省解釈を示している飯沼一省『都市計画』(常磐書房、1934) 444頁-445頁では、都市計画法第12条及び第13条の解釈として、土地地区画整理のうち、任意的土地地区画整理の施行主体として、一人、共同、組合施行を、強制的土地地区画整理の施行主体として公共団体を記載している。しかし、これらの条の解説としては行政庁施行について述べていない。一方で、同著300頁-301頁の都市計画法第5条に関する都市計画事業の施行者の記述において、行政官庁の施行する事例として「特別都市計画法に基づいた東京横浜の焼失地域における復興事業」をあげていることから、本稿の説明と同著の説明は整合していると考えられる。
- (9) 耕地整理法は1899(明治32)年に公布されているが、1909(明治42)年4月13日に全文改正をしている。本文では、1909年に公布された耕地整理法の条文に基づいている。
- (10) 1931年都市計画法改正は、抵当証券法を制定する際にその附則に規定して実現している(官報昭和6年3月30日第1272号、659頁左4段目参照)。戦前戦後を通じ、新法制定の附則は、新法制定に伴い改正が必要となる他の法律の改正事項を規定するのが本来の立法形式である。戦前の法改正は、戦後と異なり改正経緯のデータベースが未整備なため、官報の題名から一つ一つ法改正事項を確認していく必要がある。1931年改正は筆者が偶然に発見することができたが、このような異例な立法形式の結果、題名から改正事項を把握することが困難であったという問題点を指摘する。なお、戦前の都市計画法改正事項は表3列D以外に存在しないことは確認済みである。
- (11) 表4の行6の復興一体事業は実績がゼロであり、既存制度改正方針の反証とはなっていないと整理している。
- (12) 東日本大震災の際の復興制度の実績については、拙稿「東日本大震災以降に発出された生命・財産に関する法律及び超法規的通知の実態及び今後の改善のあり方に関する研究」筑波大学博士(社会工学)論文 2022年、拙稿「東日本大震災時及びそれ以降の復興制度に関する内容及び課題について」都市計画2023年72巻4号通巻363号 18頁-21頁参照。

表1 1923（大正12）年9月1日から1年間に制定された関東大震災関係の法律及び勅令

| | A | B | C |
|----|--------|-------------------|--|
| 1 | 9月2日 | 緊急勅令(8条)第396号 | 非常徴発令 |
| 2 | 9月2日 | 勅令第397号 | 臨時震災救護事務局官制 |
| 3 | 9月2日 | 緊急勅令(8条)第398号 | 一定の地域に戒厳令中必要の規定を適用するの件 |
| 4 | 9月2日 | 勅令第399号 | 勅令第398号の施行に関する件 |
| 5 | 9月3日 | 勅令第400号 | 関東戒厳司令部条例 |
| 6 | 9月3日 | 勅令第401号 | 大正第12年勅令第399号中改正の件 |
| 7 | 9月4日 | 勅令第402号 | 大正第12年勅令第399号中改正の件 |
| 8 | 9月7日 | 緊急勅令(8条)第403号 | 治安維持のためにする罰則に関する件 |
| 9 | 9月7日 | 緊急勅令(8条)第404号 | 私法上の金銭債務の支払延期及手形等の権利保存行為の期間延長に関する件 |
| 10 | 9月7日 | 緊急勅令(8条)第405号 | 生活必需品に関する暴利取締の件 |
| 11 | 9月7日 | 勅令第406号 | 会計規則その他の収入支出に関する命令の規定に関し特例を設くる件 |
| 12 | 9月12日 | 勅令第407号 | 米穀法第2条の規定により輸入税免除の件 |
| 13 | 9月12日 | 勅令第408号 | 大正9年勅令第53号生牛肉及鳥卵の輸入税免除の件中改正の件 |
| 14 | 9月12日 | 緊急勅令(8条)第409号 | 東京府神奈川県等に於ける現任府県会議員の任期等に関する件 |
| 15 | 9月12日 | 緊急勅令(8条)第410号 | 震災被害者に対する租税の減免等に関する件 |
| 16 | 9月12日 | 緊急勅令(8条)第411号 | 生活必需品並土木又は建築の用に供する器具、機械及材料の輸入税の低減又は免除に関する件 |
| 17 | 9月12日 | 緊急勅令(8条)第412号 | 震災時の行政庁の権限に関する処分に基づく権利利益の存続期間等に関する件 |
| 18 | 9月12日 | 勅令第413号 | 震災地警備の事務に従事せしむるため臨時職員設置の件 |
| 19 | 9月16日 | 勅令第414号 | 東京府及神奈川県の市街地建築物法適用区域内に於ける仮設建築物等に関する件 |
| 20 | 9月16日 | 勅令第415号 | 大正12年勅令第412号の施行に関する件 |
| 21 | 9月17日 | 勅令第416号 | 臨時震災救護事務局官制中改正の件 |
| 22 | 9月17日 | 勅令第417号 | 大正12年勅令第411号生活必需品並土木又は建築の用に供する器具、機械及材料の輸入税の低減又は免除に関する件の施行に関する件 |
| 23 | 9月19日 | 勅令第418号 | 帝都復興審議官制 |
| 24 | 9月22日 | 勅令第419号 | 労働統計実地調査令中改正の件 |
| 25 | 9月22日 | 緊急勅令(8条)第420号 | 臨時物資供給令 |
| 26 | 9月22日 | 緊急勅令(8条・70条)第421号 | 臨時物資供給特別会計令 |
| 27 | 9月22日 | 勅令第422号 | 震災救護の為の恩賜金及寄付金等の取扱に関する件 |
| 28 | 9月27日 | 緊急勅令(8条)第423号 | 東京府及神奈川県における衆議院議員選挙人名簿調製に関する件 |
| 29 | 9月27日 | 緊急勅令(70条)第424号 | 日本銀行の手形の割引に因る損失の補償に関する財政上必要処分の件 |
| 30 | 9月27日 | 勅令第425号 | 帝都復興院官制 |
| 31 | 9月27日 | 勅令第426号 | 高等官等俸給令中改正の件 |
| 32 | 9月27日 | 勅令第427号 | 文官任用令中改正の件 |
| 33 | 9月27日 | 勅令第428号 | 委任文官特別任用令中改正の件 |
| 34 | 9月27日 | 勅令第429号 | 大正12年勅令第404号第3条第1項の適用等に関する件 |
| 35 | 9月30日 | 勅令第433号 | 大正12年勅令第410号震災被災者に対する租税の減免等に関する件の施行に関する件 |
| 36 | 10月2日 | 勅令第434号 | 臨時営繕局官制 |
| 37 | 10月15日 | 勅令第444号 | 大正12年勅令第413号震災地警備の事務に従事せしむるため臨時職員設置の件中改正の件 |
| 38 | 10月15日 | 勅令第445号 | 庁府県巡査定員に特例を設くるの件 |
| 39 | 10月19日 | 勅令第447号 | 郵便貯金郵便為替等の権利の申告に関する件 |
| 40 | 10月24日 | 勅令第452号 | 大正12年勅令第399号中改正の件 |
| 41 | 10月25日 | 勅令第453号 | 東京府、神奈川県及埼玉県所在の監獄に職員増置の件 |
| 42 | 10月27日 | 勅令第459号 | 供託物の還付又は取戻を請求する場合に関する特例の件 |
| 43 | 10月31日 | 緊急勅令(8条)第471号 | 震災に因り株主名簿を喪失したる会社の株主總會等に関する件 |
| 44 | 11月1日 | 勅令第473号 | 震災時の行政庁に対し出願、請求その他の手続をなすべき期限の延期に関する件 |
| 45 | 11月12日 | 緊急勅令(8条)第475号 | 法人に対する破産宣告に関する件 |
| 46 | 11月15日 | 緊急勅令(8条)第478号 | 大正12年勅令第398号一定の地域に戒厳令中必要の規定を適用するの件廃止の件 |
| 47 | 11月15日 | 勅令第479号 | 大正12年勅令第399号大正12年勅令第398号の施行に関する件廃止の件 |
| 48 | 11月15日 | 勅令第480号 | 東京警備司令部令 |
| 49 | 11月30日 | 勅令第491号 | 臨時震災救護事務局官制中改正の件 |
| 50 | 12月24日 | 法律第53号 | 特別都市計画法 |
| 51 | 12月24日 | 法律第54号 | 震災に因り租税を減免せられたる者の法令上の納税資格要件に関する法律 |
| 52 | 12月24日 | 法律第55号 | 復興事業の施行に伴い支払うべき金額を国債証券を以て交付する等に関する法律 |
| 53 | 12月24日 | 法律第56号 | 震災善後公債法 |
| 54 | 12月24日 | 法律第56号 | 東京帝国大学臨時政府支出金繰入に関する法律 |
| 55 | 12月24日 | 緊急勅令(8条第2項)第509号 | 臨時物資供給令の効力を将来に失わしむるの件 |
| 56 | 12月24日 | 緊急勅令(8条第2項)第510号 | 臨時物資供給特別会計令の効力を将来に失わしむるの件 |
| 57 | 12月27日 | 勅令第517号 | 東京区裁判所に臨時職員増置の件 |

| | | | | |
|----|-------|-------|--------------|---|
| 58 | 1924年 | 1月30日 | 勅令第13号 | 大正12年勅令第417号大正12年勅令第411号生活必需品並土木又は建築の用に供する器具、機械及材料の輸入税の低減又は免除に関する件の施行に関する件中改正の件 |
| 59 | | 2月2日 | 勅令第14号 | 特別都市計画委員会官制 |
| 60 | | 2月13日 | 勅令第17号 | 米貨公債及英貨公債の発行に関する件 |
| 61 | | 2月18日 | 勅令第19号 | 大正12年勅令第414号東京府及神奈川県 <small>の市街地建築物法適用区域内に於ける仮設建築物等に関する件中改正の件</small> |
| 62 | | 2月23日 | 緊急勅令(8条)第21号 | 震災被害者の営業税課税標準算定の特例等に関する件 |
| 63 | | 2月25日 | 勅令第24号 | 帝都復興審議会官制廃止の件 |
| 64 | | 2月25日 | 勅令第25号 | 帝都復興院官制廃止の件 |
| 65 | | 2月25日 | 勅令第26号 | 復興局官制 |
| 66 | | 2月25日 | 勅令第27号 | 高等官官等俸給令中改正の件 |
| 67 | | 2月25日 | 勅令第28号 | 文官任用令中改正の件 |
| 68 | | 2月27日 | 勅令第30号 | 大正12年勅令第407号米穀法第2条の規定に依り米穀の輸入税免除の件中改正の件 |
| 69 | | 2月27日 | 勅令第31号 | 大正12年勅令第417号大正12年勅令第411号生活必需品並土木建築の用に供する器具、機械及材料の輸入税の低減又は免除に関する件の施行に関する件中改正の件 |
| 70 | | 3月13日 | 勅令第48号 | 特別都市計画委員会官制中改正の件 |
| 71 | | 3月17日 | 勅令第49号 | 特別都市計画法施行令 |
| 72 | | 3月29日 | 勅令第59号 | 臨時震災救護事務局廃止の件 |
| 73 | | 6月2日 | 勅令第137号 | 復興事業の施行に伴い交付すべき国債証券に関する件 |
| 74 | | 6月10日 | 勅令第152号 | 市街地建築物法施行令中改正の件 |
| 75 | | 7月18日 | 法律第4号 | 震災被害地の地租免除等に関する法律 |
| 76 | | 7月18日 | 法律第5号 | 震災に因り地租を免除せらるる者の法令の資格要件に関する法律 |
| 77 | | 7月18日 | 法律第7号 | 非常徴発令廃止に関する法律 |
| 78 | | 7月22日 | 法律第13号 | 震災善後公債法中改正法律 |
| 79 | | 7月22日 | 法律第14号 | 震災に因る喪失無記名国債証券に関する法律 |
| 80 | | 7月22日 | 法律第15号 | 復興貯蓄債券法 |
| 81 | | 7月22日 | 法律第16号 | 借地借家臨時処理法 |
| 82 | | 7月22日 | 法律第17号 | 借地借家調停法中改正法律 |
| 83 | | 8月12日 | 勅令第174号 | 借地借家臨時処理法の施行期日及び施行地区に関する件 |
| 84 | | 8月12日 | 勅令第175号 | 借地借家臨時処理法の規定する鑑定委員の旅費、日当及び止宿料に関する件 |
| 85 | | 8月23日 | 勅令第198号 | 大正12年勅令第414号第1項の規定に依る建築着手期限の延期に関する件 |
| 86 | | 8月30日 | 勅令第203号 | 府県災害土木費国庫補助規程 |

(備考)対象期間の官報を確認して、関東大震災に関する法律又は勅令を抽出している。

列Aの日付は官報発行の日付を記載している。

列Bのうち、いわゆる緊急勅令については、根拠となる明治憲法の条文を記載して掲載している。

列Cの名称のうち、漢数字はアラビア数字に、カタカタはひらがなに変換している。セルの色については本文で説明している。

表2 検討案であった帝都復興法案、提出法案である帝都復興計画法案、成立した特別都市計画法の比較

| | | A | B | C | | |
|----|--|---|--|--|--|---|
| | | 帝都復興法案 | 帝都復興計画法案 | 成立した法律(特別都市計画法) | | |
| 1 | 法案名称 | 帝都復興法案 | 帝都復興計画法案 | ○特別都市計画法に修正 ○同時に条文上「復興計画」を「特別都市計画」に変更 | | |
| 2 | 計画 | ○復興計画区域は帝都復興院協議会の意見を聞き帝都復興院総裁が決定、内閣認可(2) | なし | なし | | |
| 3 | | ○復興計画・復興事業は帝都復興院協議会の意見を聞き帝都復興院総裁が決定、内閣認可(3) | | | | |
| 4 | | 土地利用規制 | | | ○市街地建築物法に基づく地域・地区指定は帝都復興院協議会の意見を聞き帝都復興院総裁が決定、内閣認可(12①) | なし |
| 5 | ○復興計画区域内での風致、風紀、倉庫、荷揚設備のための地域指定は帝都復興院協議会の意見を聞き帝都復興院総裁が決定、内閣認可(12②) | | | | | |
| 6 | ○都市計画法11の建築物等の制限規定の準用 | | | | | |
| 7 | ○地域地区等のための立入権限(14) | | | | | |
| 8 | 土地 地区 画 整理 事業 | ○復興事業は行政官庁・行政庁施行、一部行政庁以外が施行(5) | なし | なし | | |
| 9 | | ○復興計画区域内の土地に土地区画整理事業の施行可(15①) | | | | |
| 10 | | ○土地区画整理は耕地整理法準用(15②) | | | | |
| 11 | | ○土地区画整理に建物のある宅地を編入可(15③) | | | ○行政庁又は公共団体施行の土地区画整理に建物のある宅地編入可(3) | ○建物のある宅地編入を認める規定を行政庁、公共団体に限定する規定を削除(組合を対象に追加) |
| 12 | | | | | | ○工事途中で換地処分をなすこと可(3②) |
| 13 | | ○土地区画整理組合設立は総数及び面積のそれぞれの2分の1の土地所有者の同意で設計書、規約をつくり帝都復興院総裁の認可(19①) | | | なし | なし |
| 14 | ○組合設立に借地権者の同意が必要(19②) | なし | ○組合設立に借地権者の同意が必要(4条追加、以下、1条ずつ条ずれ) | | | |
| 15 | 事業 | / | ○設計、換地処分及び補償金配当は土地所有者、借地権者からなる土地区画整理委員会の意見を聞く(4) | 同左 | | |
| 16 | | | ○換地予定地を指定して建物その他の工作物の移転を命じること可(5①)移転に伴い通常受けるべき損害を補償する(5②) | | | |
| 17 | | | ○道路、広場、運河、その他の公共の用に供することとなった土地は、施行の費用負担をする国又は公共団体の所有地に編入(6①) | | | |
| 18 | | | ○宅地の面積が1割以上減少した場合には補償金を交付する(7①) | | | |
| 19 | | | ○耕地整理法を準用しがたい事項は勅令で定める(8) | | | |
| 20 | | ○補償審査会関係規定(9) | | | | |
| 21 | 収用 事業 | ○復興事業に要する土地は収用可(24) | なし | なし | | |
| 22 | | ○復興事業に対する内閣認可をもって土地収用法の認定とみなす(27) | | | | |
| 23 | | ○土地収用の協議が整わないときには補償審査会の裁決を求めること可(28) | | | | |
| 24 | 費用 負担 | ○費用負担は行政官庁施行は国、行政庁施行は公共団体、行政庁以外施行はその者(6) | なし | なし | | |
| 25 | | ○行政官庁施行の場合、公共団体が一部負担可(7) | ○行政官庁施行の場合、公共団体が一部負担可(2) | 同左 | | |
| 26 | | ○行政官庁以外の施行の場合、国庫より一部補助可(8) | なし | なし | | |
| 27 | | ○公共団体の負担に対して国庫より無利子貸付可(9) | | | | |
| 28 | | ○行政庁土地区画整理事業施行の場合、土地所有者その他の関係人に費用の一部負担可(22) | | | | |

(備考)数字はそれぞれの法案、法律の条文を表している。丸数字は項を表している。

表3 特別都市計画法の他法との適用関係及びその後の法律への継承内容

| | | A | B | C | D | E | F |
|----------|------|---|--|---|--|---|---|
| | | 旧都市計画法 | 耕地整理法 | 特別都市計画法 (関東大震災時) | 戦前の追加 改正 | 特別都市計画法 (戦災時) | 土地区画整理法 (制定時) |
| 1 | 施行主体 | ○12条から14条の土地区画整理の規定では、明確な主体規定なし(13条は土地所有者が施行することを前提に、認可後1年以内に着手しない場合に公共団体施行を規定) | | ○2,4,5条では行政官庁、行政庁、公共団体、組合の施行があることが当然の前提 | | ○行政官庁は施行しない(1③) | ○個人、組合、公共団体、行政庁、行政官庁を規定(3) |
| | 2 | ○5条で都市計画事業は行政施行を原則として、特別の必要があるときは、行政庁以外の都市計画事業を実施できると規定 | | | | | |
| 3 | | ○13②で耕地整理法準用 | | | | | |
| 事業内容と手続き | 4 | ○12条で都市計画区域内と規定 | ○43条で土地所有者、関係人、建物の登記をした者の同意をえなければ、建物のある宅地等を施行地区に編入できない | ○耕地整理法43条の特例として、土地所有者等の同意なしに、行政庁又は公共団体施行の土地区画整理に建物ある宅地編入可(3) | ○1931年改正で都市計画法に一般的に規定(同時に耕地整理法改正で市の区域を対象外に) | ○行政庁施行の土地区画整理について耕地整理法43条の特例として、建物のある宅地に加え官の用に供する土地等を編入可(5) | ○都市計画区域内の土地と規定(2) |
| | 5 | | | ○土地区画整理を施行するための組合設立には借地権者の同意が必要(4) | | | ○所有者と借地権者のそれぞれ3分の2の同意(18) |
| | 6 | | ○31条で工事終了後でないとして処分ができない。 | ○工事完了前でも換地処分ができる(3②) | | ○工事完了前でも換地処分ができる(5②) | ○原則は工事終了後に換地処分。定款、施行規程に別段の定めがあれば工事完了以前に換地処分可(103) |
| | 7 | | ○27条で移転、除却、破棄することができる | ○換地予定地の建物等の移転を命ずることができる(6) | | ○施行に必要な工作物の移転命令、立ち退き命令ができる(15) | ○大臣又は知事による除却命令(76)、施行者の建築物等の移転、除却権限創設(77) |
| | 8 | 公共施設の扱いと減歩 | | ○11条で国有に属する道路、堤塘、畦畔、溝渠、ため池等を廃止したときは、施行地の所有者に交付する、開設した道路、畦畔、溝渠、ため池等は国有地に編入する | ○行政庁又は公共団体施行の場合、道路、広場、運河その他の公共の用に供する土地は施行の費用を負担する国又は公共団体の所有地に編入する(7) | ○1940年改正で、組合等を含んで移管一般化 | ○公共施設の用に供する土地は公共施設を管理すべき者に帰属(105③) |
| 9 | | | ○宅地の面積が1割以上減少した場合には補償金を交付する(8①)(帝都復興院評議会希望決議の反映) | | ○宅地の面積が1割5分以上減少した場合には補償金を交付する(16) ○1949年改正で上記規定を削除し、減価した場合には減価補償金を交付する規定に修正 | ○施行前後で価格が減価した場合には減価補償金を交付(109) | |

「福島原発事故におけるもやい直しの可能性」

—原発事故避難者による表現活動の事例から—

The Possibility of Moyai-naoshi (Reconstruction of Relationships) in the Fukushima Nuclear Accident

— A Case Study of Poetry Writing and Reading by a Woman who Evacuated from Fukushima —

坂本 唯^{*1}
Sakamoto Yui^{*1}

福島と水俣の共通項は、地域社会の環境や人間関係が大きくダメージを受けた経験から立ち直る試みがおこなわれてきた点である。その実践としての「もやい直し」は、福島原発事故以降にアートや表現行為を通じて行われはじめてきた。本稿では、福島原発事故後における人間関係の分断を「もやい直す」可能性がどのような側面で生じているのかを明らかにするために、避難先で詩の朗読劇をおこなう実践を取り上げた。原発事故をめぐる問題に個人が向き合うためには、問題そのものを話しやすくするきっかけが必要であり、その役割を表現活動が媒介していた。現段階で現れているもやい直しの兆しは、個人が他者の視点に触れることによって、自分自身の経験にもとづいた語りが生まれているところに見られた。

キーワード: 原発事故, 分断, もやい直し, 表現/創作活動

Keywords: Fukushima Nuclear Power Plant Accident, Reconstructing Relationships, Creative Activities

1. 問題の背景と先行研究

福島県での原発事故およびそれに伴う放射性物質の拡散は、自然環境や人体への影響を及ぼし、さらには家族や友人、地域社会内の人間関係に分断をもたらす事態であった。分断をもたらした要因とは、人々の生活における被害を分けることによるものであった。たとえばそれは避難指示区域の線引きがもたらした賠償金の差であり、誰が強制的な避難者であり、自主的避難者は誰なのか、そして放射性物質のリスク認識に伴う価値判断の違いなど、福島原発事故以降の分断は今なお尾を引いている。

かつてチッソによる水俣の水銀汚染は、福島と同様に地域社会に根強い分断をもたらした。元水俣市長である吉井は、「もやい直し」という言葉をもとに、地域再生に向けて市民、行政、そして加害企業であるチッソをふくめた地域社会の再構築に向かった¹⁾。

水俣と同様に福島においても、地域社会のなかでなぜ分断が長期化するのだろうか。そのような分断を修復する兆しはいかなる実践のもとで生じている

のだろうか。この点について先行研究では、過去の価値転換という視点から論じている。松浦によれば、ある集団にとっての過去の出来事をめぐる「負」の記憶は、別の集団にとっての「正」の過去として解釈される場合がある²⁾。過去の記憶に否定的な意味を付与する「負の遺産」は、現在において肯定的な意味をもつ過去としての価値転換がなされる際に「ヘリテージ化」(遺産化)がなされるという。

このような負の出来事を現在における肯定的な価値へと転換してきた例が水俣の「もやい直し」である。除本は、地域内の分断の修復を図るために、対話を通じて個人の価値観の変容が促されることが必要であると論じた。そこでは必ずしも多様な価値観に中立的であるのではなく、「どのような価値を重視するのかを互いに明示しながら、過去の解釈をめぐりコミュニケーションを活性化していくこと」³⁾によって、過去をめぐり多義的な解釈が生まれる。

しかしながら、対話を通じた価値転換がおこなわれるまでに、個人が問題そのものに向き合うことの困難さは付きまとう。石原は紛争解決学の視点か

*1 立命館大学大学院先端総合学術研究科 大学院生・日本学術振興会特別研究員 DC1
Graduate Student, Graduate School of Core Ethics and Frontier Sciences, Ritsumeikan University
Research Fellow of Japan Society for the Promotion of Science DC1

ら水俣における地域社会の分断と修復について、いまだ不十分な側面があると評価している⁴⁾。裁判を通じて表面的な解決がなされてきた一方で、個人の内面にある傷ついた経験は、問題解決の交渉にいたる過程でいまだ癒されずにいるという。福島原発事故においても同様に、地域社会および人間関係の分断が潜在的にある状況は、問題そのものを他者と話し合うことを困難にさせる。例えば、放射性物質の影響をめぐる食品の選択は、個人の価値観を露呈させるものとして、あえて他者には話さない傾向にある。個人の内側で問題を抱えなければならない閉塞感、社会のなかで問題をさらに風化させる状況を生み出している⁵⁾。

2. 分析視覚としての修復的实践

水俣と福島の問題をめぐる、これまで共通の問題構造が見出されてきた。本稿が注目する関係性の修復は、水俣と福島の共通性を論じるうえでの重要な側面の一つである。例えば成・牛島らによる報告では、カイ・エリクソンを引用しながら、原発事故以降の福島では集合的トラウマが発生している状態であると説明する⁶⁾。ここでいう集合的トラウマを抱えた状態とは、コミュニティで培われてきた関係性が損なわれることによって、問題について話し合うことができない状態が継続されることである。だからこそ水俣と福島では、個々人が受けた被害の救済が求められる一方で、被害状況をめぐった立場の異なる人々の関係性の修復が共通の課題とされてきた。

一方で、それぞれの地域社会内部のコミュニティが、どのように集合的トラウマへ応答してきたのかについては違いがある。水俣の場合では、関係性の再構築が目指される際に、人間以外の生命もふくめた修復的实践がなされてきた¹⁾。

福島原発事故においては、放射性物質の影響を受けた土地の自然環境を守る動きがある一方で、土地を更地に戻す影響力も強く働いている。原発事故が起きたことが分からないような土地が増えるにつれて、人間にとっての復興は進んでいるのかもしれない。だが、残留する放射性物質による影響など、数多くの問題を残したまま土地との関係性だけでなくコミュニティの成員の関係性も修復されていない状態である²⁾。

このようにいまだ福島では、集合的トラウマへどのように向き合うことができるのかが見出されていない現状にある。そのため、問題構造を共有する水

俣の修復的实践は、今後の福島原発事故をめぐる分断状況に示唆を与えると考えられる。

それではどのようにすれば、関係性の修復に向けて問題を他者と共有し、価値観を認め合うための対話につなげることができるのだろうか。その実践の一例を、水俣でおこなわれた慰霊式に見出すことができる。小松原は、もやい直し事業の一つである「火のまつり」を分析し、行政行事のなかで取り入れられた「祈り」や「許し」について記述した⁷⁾。そこでこの祭礼は、身体的な経験によって参加者の内面の傷口に触れるものであった。これまで地域社会にとってのタブーであった水俣病に向き合うというきっかけが、表現行為によって生み出されたのである。

福島原発事故以降においても、アートや表現活動を通して、個々人の経験した原発事故による苦悩やそこから得られたものを伝える試みが行われ始めている。2017年に開催された「もやい展」⁸⁾は、写真家である中筋純氏が発起人となり原発事故によって分断された自然環境や人間同士の対立関係を解きほぐす試みとしておこなわれた。また、この展覧会に出展したアーティストらを中心に、原発事故の影響を伝える媒体として独自の伝承プロジェクトである「俺たちの伝承館」を制作している。石谷によればアートを介したトラウマの解決には、個人の傷を癒す機能があるだけでなく、社会的なコンフリクトを緩和することができるという⁹⁾。そのような手法では、加害-被害関係を争点とせず、多様な視点から原発事故を伝えるための実践になりうる。本研究では、原発事故を経験した個人が、表現活動にもとづいて、どのように自身の体験を伝えているのかを分析する。そのような実践のなかで、福島原発事故以降のもやい直しの可能性が、いかなる部分に生じているのかを明らかにする。

3. 調査概要と対象者のプロフィール

当該研究は2019年より原発事故避難者を対象に、事故以前と以降における生活および人生の変遷について聞き取りをおこなってきた。その中でも、事故をきっかけに創作および表現行為を通して、自主的に原発事故の影響を伝える活動をはじめた人物が24名のうち3名であった。

本調査では、先述したアーティストらによる独自の伝承プロジェクトの参加者である井上美和子氏を分析の対象としている。なお調査期間は2021年7月～2023年6月までにおこなわれ、インタビューおよび参与観察を実施した際のフィールドノートに基づいて

いる。

国や福島県が主体となった伝承施設や、民間団体による施設において、展示空間および語り部講話をもとに原発事故の実態を伝承する試みがなされてきた。具体的な展示内容について、国や福島県主体の施設では原発事故以降の環境回復について、また民間施設では原発事故による被害により焦点が当てられるなど、伝承する主体ごとに中心となる経験や記憶が異なるものであった¹⁰⁾。

それぞれの主体によって中心的に伝承する内容が異なることによって、原発事故をめぐる多様な経験を補完し合うことができる。しかしながら、原発事故の加害者や被害者などの伝える主体の依拠する立場によって、伝承する内容に偏りが生じることもある。このことをふまえて本研究では、固定化された立場を乗り越えながら、原発事故を伝える手法について検討するものである。事故から時間の経過に伴い、どのような内容を伝えるのかに変化が生じるように、多様な視点とナラティブにもとづいた原発事故の伝え方に光を当てるためである。

ここで対象者の概要を説明する。井上さんは福島県双葉郡浪江町の出身の、50代女性（2021年の調査開始時点）である。原発事故以前は福島県南相馬市で、2歳と4歳の娘と夫の4人家族で暮らしていた。事故が起きた当日はテレビ報道を通して原発が爆発したことを知り、できる限り早く逃げる決断をした。3月12日の夕方には、玄関から車へと飛び乗るようにして福島市へと向かった。その後、夫の実家がある西日本へと向かうために新潟県へと移動し、現在は京都府に避難している。

井上さんは原発事故後感じた日々の出来事を、避難先での生活のなかで日記に記録し続けていた。そのような中で朗読という表現方法を思い立ったのは、中村敦夫氏による朗読劇「線量計が鳴る」を見たことであるという。しかしながら後述するように、原発事故をめぐる複雑な感情を言語化することは容易ではない。日記に書き記していた断片的な出来事や感情を、朗読劇としてまとめるまでには月日の経過が必要であった。なぜなら、過去の記憶を遡ることで、原発事故の傷跡が癒えていないことを感じるからである。書くことに精神的な気力を必要としながらも、2019年にはじめての朗読劇を開催することになる。井上さんによる「ほんじもよお語り」では、震災以前の福島県での暮らしぶりや家族との思い出、そして原発事故によって暮らしが一変した自身の経験が語られる。それ以降、原発事故による経験を他

者に向けて伝える手法として、朗読劇を継続している。

4章. 原発事故避難の経験を伝える朗読劇

本節では井上さんが朗読劇を通じて、自身が体験した原発事故の経験をどのようにして他者へと発信しているのかを記述する。

4-1. 朗読劇がおこなわれる場

筆者がフィールドワークを行った2021年の朗読劇では京都市の画廊を会場に、38名の来場者が訪れた。町屋を利用した建物の奥に、広さ14畳ほどのギャラリースペースに薄暗い照明の会場であった。井上さんは自身の周りに、音響機器と椅子一脚、詩集を置くスタンドを準備する。

朗読のはじまりは、さざ波のような音が鳴る楽器の演奏からはじまる。さざ波の音は、薄暗い照明と静まり返った空間で響き渡り、井上さんが経験した過去の記憶を、観客と一体化して感じるための演出がおこなわれる。

90分間の朗読劇のなかで、井上さんは「その時の感情も再現しながら」³⁾作品を読み上げる。朗読劇のはじめには、中学生時代の思い出や、祖母が手作りしていた味噌の味など、故郷でのなつかしい記憶が語られる。それらを一変させる原発事故の記憶は、避難過程のエピソードや、夫や子どもたちと実際に交わした言葉、そして自分自身の感情を言葉にすることによって表現される。

4-2. 代弁者としておこなう朗読

原発事故の経験を伝える手段は語り部による講話や、映像や写真を通じた記録媒体など様々なものがある。そのような手段がいくつもあるなかで、井上さんが朗読という手段を一貫するようになった理由は、講演会をおこなった際に感じた違和感である。講演会形式で自身の避難の体験を語った際に、「生の本人（原発避難者）に会うのは初めてなんですよ」など、特別視されることを「見せ者」になっているように感じた。それは原発事故による被害者と被害を受けなかった人が二分されていると感じた経験によるものであった。一方で朗読をはじめたあとには、「自分ごとになったって初めて言ってくれる人が多発している」と実感している⁴⁾。そのような反応がなぜ多くなったのかについて井上さんは、「なぜならやっぱり自分を語っているの。講演のときはもう一人の自分が目撃者として話すのか、避難の経験

を語るっていう。でも、この朗読は私を語っている。私の家族を語っている」⁽⁶⁾と認識している。つまり、主観的な経験を語ることで、観客にとって原発事故をより身近に想像させるものになったのである。

また井上さんは、自身の経験を語るときの視点について、事故後も福島県内で暮らし続けてきた人々の視点や立場を考慮しているという。自己の経験に基づきながら、他者の視点もふくめて語るとは具体的にどのようなことなのか。例えば、原発事故後に多くの人々が直面した苦難の一つに、福島県産の食品をめぐる選択の葛藤がある。そのことを題材にした詩の中には、福島県に住む井上さんの父親から送られてきた桃を、子どもたちには食べさせられないことを電話で告げるやりとりの一節がある⁽⁶⁾。

じいちゃんは電話さ出るまでの呼び出し音になってる時間は、吸う息より吐く息のほうが多い呼吸くりかえす

「おお、なじよした桃着いただが？」

じいちゃん屈託ねえ声で出る。腹さ力入っちゃえ、やっぱ抜いて

「うん着いたーじいちゃんどうもねー」

「なんだあ、桃傷んでねがったが（なかったか）と
思ってたんだ」

「んでね、傷んでねえ、きれいだどいつも」

「ほんじわいがったー子どもらさ食わしてやれな
ー」

あや一言われっぺとは思ってたけどよお、実際こう
やって言われっと、ぐーっとしぼらっちえぐう
ほんじも 言うべ、ちゃんと言うべ
まんた6歳と8歳の健康と将来のためだ

「じいちゃんよお。桃な。子どもらさは、悪りいん
だげんちょも食わせらんねんだわ、まんたよ」

「あいやあ、ほんじもみんな食ってっとお、こっち
では。子どもらも食ってんでねえか」

じいの想い 内部被曝

じいの喜び 内部被曝

じいの期待 内部被曝

じいの生きがい 内部被曝

ドックドックドックドック早くなつてく脈が返事する
番の自分のごと急かす

じいか、被ばくか、どっちかだ
箱の桃みながら、きめる

「じいちゃんよおごめん、わるいんだけど、福島
のは、まんた食わさんねんだ子どもらさは。

放射線の検査しましたの紙はいつてねえべ、箱さも
書かってねえしよ。あのな、こんなこといつてごめ
んだけど、福島のはまんた安全とはいきん
ねえんだよ（中略）だから…」

「もういい！わがった！！」（怒る声で）

だから安全になるまでは私が大事に食うからって言
おうとしたとき私の言い訳の最後さおっかぶせるよ
うにじいがいったんだ

ああなんでこんなこと、じいごとがっかりさせてな
んで私らがこんな気分になんねっかなんねんだ耳あ
つくなんの分かるくらいドキドキしてだった

「ほうか、ほかでは福島のは食べ物っちゃんほうなの
か…。あいや、困ったした。ほしたらなにおくれんだ
べな」

って言ったじいの声は、今まで聞いたことねえぐら
い寂しそうで、悲しそうで、ほして奥底のほうで怒
ってもいた気したんだ

放射性物質の影響を回避しようとする井上さんと、
離れた家族に贈り物をするを生きがいにしてい
る井上さんの父親。被ばくを避けるための選択と、
家族の生きがいを選択することという、二つの選
択肢が井上さんのなかで入り混じる。

被曝を避けるために避難をした井上さんにとって

桃を子どもたちに食べさせないという選択肢はリスクを回避するための行為である。しかしその部分だけを伝えと、放射能汚染のなかで営農を続けた農業者の苦悩や、家族とのささやかな喜びを不可視にしてしまう。また、子どもたちに桃を食べさせないことを告げられた父親の反応が、戸惑いや悲しみ、そして原発事故に対する怒りもふくめて電話越しの声が書かれている。このように井上さんの詩では、自分自身の視点からの感情や経験とともに、もう一方の存在である父親の立場から見た視点を含めている。

原発事故後の贈り物を通じた人間関係を描いたこの作品は、井上さん自身の個別的な体験でありながら、複数の人々の視点から成り立っていることがわかる。井上さんは朗読劇を通じて、原発事故の影響を受けた多くの人々が経験していることでありながらも、他者に言えずにいることを、「代弁」しているのだという。

「誰かやってくれないかなって思ってたの。私たちの言葉を誰かが代弁してくれる人がでないかなって。それを言葉にしてくれることによって、受け身側でうんうんってみんなうなずきたいんだろうと思うんだよね。そのうなずきたい側でいた私が今、これをやっているから、そのうなずきたい側の人の気持ちをもものすごく考えて書いている」⁽⁷⁾。

津波や地震など目に見える災禍とは異なり、原発事故による放射性物質の拡散は、目に見えない恐怖と対峙する経験であった。五感で知覚できないがゆえに、放射性物質に対する危機感や、避難をすることはいかなる状態に置かれることなのかについて、他者に向けて言語化することは誰もができることではない。原発事故を経験した当事者の一人として、表現という手段を得たからこそ、伝える役割を率先的に担ってきたのである⁽⁸⁾。

5. 福島原発事故以降におけるもやい直しに向けて

前節では、原発事故の経験を伝える表現活動の詳細を検討してきた。そこで明らかになったことは、自身の視点にとどまらず、他者の視点もふくめた経験および出来事への感情を伝えることがなされていた。そこでの井上さんの感情や経験は単に個人的なものとして伝達されるのではなく、原発事故の実態を、詩の創作と朗読劇という表現活動を媒介にして、他者に伝えられるものであった。

本節では、原発事故の経験を伝えるための手法である朗読劇は、井上さん自身と観客にどのようなインパクトをもたらしているのかについて検討する。そのことを通じて、福島原発事故をめぐるもやい直しの実践にいかなる可能性を提示しているのかについて考察をおこなう。

5-1. 朗読劇によって促される語り

表現活動を行う井上さんは自身の活動について、原発事故にかんする影響や出来事を、「事実として残していく」ための「念押しをする作業」⁽⁹⁾として認識している。ハード面での復興が進むことによる帰還住民の増加は、避難を続ける人々に対する周囲からの理解が及ばない場合がある。原発事故の「幕引き」に向かう社会状況のなかで、井上さん自身の活動は被災者以外の人々にむけて、当事者一人ひとりにとっての原発事故はいまだ継続していることを伝えている。

原発事故を直接経験していない人々にも自身の体験を伝えることによって、井上さんはある「手応え」を感じている。それは、朗読劇を聞いた後に「自分も語りたくなる人が続出する」ことであるという⁽¹⁰⁾。これまでの朗読劇では、関東圏からの避難者やその支援者、また原発事故および被災を直接経験していない人々など、多様な存在が観客として参加している。そのような空間を井上さんは「話を聞いてくれる人たちが集まっているっていう安心な場」であると表現する。原発事故をめぐる様々な選択や価値観は、人間関係を維持するために、あえて言葉にすることが憚られてきた。それは同時に、自分自身の言葉をだれかに聞いてもらう経験も不在であったことを意味している。しかしながら、90分間の朗読劇が終わる頃には、他者の話を聞くことのできる場に生まれ変わっているのだという。つまり、他者の経験した痛みを聞く人々が集まっていることを参加者が体感することによって、これまで自身の経験を語らなかつた人々が話せるようになるのである。

尾松は、原発事故を「災害復興」のナラティブのみで語ることに批判的な考察をおこなっている⁽¹¹⁾。著者の翻訳経験に基づく、復興という言葉の主語は、地域や国家などの集団を想定している語彙であることを指摘する。「人間の復興」という概念を用いて、よりミクロな主体に目を向ける試みがなされてきたものの、災害の文脈で原発事故を捉えるかぎり、「災害復興」のナラティブに自身の経験を当てはめて話すよりほかない。そのような枠組みに収ま

らない声を語り直すための試みとして、井上さんによる朗読劇を位置付けられるのではないだろうか。

井上さんによる朗読は原発事故による「避難者」や「被害者」という立場に限定されるものでなければ、「災害復興」の文脈で語りが生まれるものでもない。井上さんのようにそれは「わたし自身の物語」であり、一人ひとりの経験した原発事故を表現するものである。そのような文脈で生まれる語りは、複雑かつ人間関係の分断を避けるためにあえて口を閉ざしてきたことを、話はじめるきっかけになっていた。

それは先行研究が提示してきた「負」の出来事を「正」の価値へと転換させることに、どのようにしてつながるのであるか。ここでは価値転換がおこなわれる以前の段階として、多様な価値を認め合うために、「私の物語」を話すことが必要とされていることが分かる。次節では、「私の物語」を語ることを通して、いかなる意味でもやい直しが可能になっているのかについて考察をおこなう。

5-2. 固定化した視点を緩める実践

朗読劇による表現活動をはじめから、井上さん自身の考えや立場は相対化されていった。たとえば彼女は、かつて原子力発電所で働いていたことを振り返り、過去の自分と現在の他者が「同じ」であることに気づいていく。原発事故後、避難先の西日本にある原子力発電所近くで働く女性と会話をした時のことである。井上さんは女性に避難をしてきた経緯を説明するなかで、「原発だけは絶対なくさなければ」と告げた。これに対して女性からは、「お偉いさんたちが決めることだから」自分たちには関係のないことだという返答があった。原子力発電所の近くで生活しているにもかかわらず、自らは関与しない女性の立ち位置に井上さんは傷ついた。それと同時に、原子力に対する危機感を持たずに原発の近くで暮らしていた避難する以前の自分を振り返ることになった。「つい4日前まではこのおばちゃん自分と同じだったよな（中略）たった4日であれだめ、これだめっていう立場じゃないなって思わされたんだよね」⁽¹¹⁾。

井上さんは原発事故の影響を司法の場で証明するために、原発賠償訴訟団にも参加している。しかしながらそこでは、原発事故の加害者と被害者の立場が明瞭であり、両者が一人の人間として交わることはない。原発事故被害者として声を上げ続けてきた井上さんではあるが、被害者という立ち位置が固定

された状態で自身を語ることに限界を感じている。そのような状態を「自分の罫にはまっている」⁽¹²⁾と表現する。それは被害者としての声を発し続けなければならないという自身への圧力が加わった状態である。また、そのようなナラティブを支援する周囲への期待に応えようとするがゆえに窮屈さを感じている。

そのような中で、井上さんは自身の考えが固定化しないように、「ゆとり」を持つことを意識しているという。⁽¹³⁾その「ゆとり」とは、自分自身の意見や立場とは異なる人々の話を聞き入れるという姿勢である。紛争が生じている最中には、他者の立場に依拠することが困難になる。そのような際に、解決に向けて必要なことは、経済や環境の物理的なニーズの充足とともに、個々人の心の「余裕」を生み出すことが必要となる⁽¹³⁾。ここでいう「余裕」とは、井上さんが朗読劇を通して獲得してきた「真反対の人の話を聞く」⁽¹⁴⁾経験であり、他者の考えや視点に立って行動する姿勢である。

翻って、福島原発事故以降の人間関係の分断は、他者の視点と自己の視点を交わせる「余裕」が生み出されてこなかったことを示している。加害一被害関係や、避難指示区域によって異なる賠償金などの線引きは、自己の視点を変更するきっかけを生み出しづらくさせてきた。先行研究で述べられてきたような価値転換を意味するもやい直しに必要なことは、まず固定化された価値や視点を緩めることではないだろうか。先述したように井上さんの朗読劇によって、他者の意見を聞く経験をした人々のなかから、あらたに原発事故の影響を語り始める人々が現れはじめています。それは裁判などの特定の立場からのみ語るものとは異なり、自己の意見を相対化させながら語る実践である。他者の視点を取り入れながら自己の経験を語り始めるこのような兆しは、福島原発事故におけるもやい直しの実践の一つの段階であるといえるだろう。

6. 終わりに

本研究では、表現活動をもとに自身の意見や立場を相対化させながら、原発事故について伝える実践を明らかにしてきた。福島県の原子力発電所をめぐる状況は、ALPS処理水の海洋放出など、あらたな分断を生み出す社会的状況が生じている。地域住民を二分化する構図のなかで問題が進んでいくことは、公害地域における普遍的な課題である。賛成派、反対派など、どちらかの立場にもとづかなければ発言

することが困難であり、どちらとも言い切れない曖昧な意見はこぼれ落ちていく。それは原子力発電所をめぐる問題に限らず、社会問題を話し合うためのナラティブが乏しい状態である。

立場や意見の異なる他者の意見を聞き入れないことは、一種の「思考停止」⁽¹³⁾状態であり、自らの意見と反する人々と交わることを困難にさせる。近年ではパブリックディベートを用いて、なにが対立の争点となっているのかを理解する試みがなされている。このように問題そのものについて市民が向き合うための手法は生み出されてきた。その中で本稿の事例である朗読劇は、原発事故を経験した個人が問題に向き合うためのナラティブを生み出す実践である。無論、原発事故後から時間の経過とともに生じる被害や処理水および再生土壌の活用など、原発立地地域を越えてかかわる問題を話し合うには、いまだ立場が固定化された状況での話し合いが続いている。

しかしながら本研究で示したように、アートや表現行為を媒介にすることで、他者の経験を聞き入れやすく、個人が自身の経験にもとづいて語ることが可能になっていた。それは、原発事故の加害者―被害者、また原子力災害の被災者―非被災者などの固定化した立場と視点を緩める手法である。

水俣から学ぶ一つの教訓として、様々なアクターの意見を一つにまとめることが、「もやい直し」を意味しているのではないということである⁽¹⁵⁾。同じ地域住民のなかでも水俣病との関わりに濃淡があることをふまえると、もともと異なる他者を「被害者」という言葉で一つに縛り付けていたことが住民同士の対立要因になっていたとも考えられる。それはちょうど紐の結び目が固くなって解けないように、固定化された立場や意見がさらに他者への無理解を助長してきた。分断した地域社会のなかで対話が生まれるには、必ずしも原発事故や放射能汚染による負の価値を転換する必要はない。なぜなら本研究で示したような表現活動が、分断していた他者の視点をつなぎとめ、自己の視点や価値観を変容させることにつながるからである。福島原発事故において今後おこなわれていく「もやい直し」は、他者の視点を自己の内部に取り入れられるようなきっかけを生み出していくことから進んでいくだろう。

謝辞

本稿執筆にあたり、調査に協力してくれた井上美和子氏への感謝をあらためて記します。井上氏は、朗読劇にかぎら

ずメディアからの取材に応じる際にも、実名で自身の経験を伝えられています。原発事故避難者としてだけでなく、一人の存在として自身の経験を伝えている姿を尊重するため、本稿においても実名での記述とさせていただきます。

付記

本稿はJSPS「特別研究員奨励費」（課題番号22J23779）の助成を受けた。

補注

(1) 例えば、緒方正人による『チッソは私であった』や、石牟礼道子による『苦海浄土』はメチル水銀による影響を受けた土地や自然環境をふくめた関係性を修復する思想を示している。

(2) 復興過程において町の様子が変化していくことは、そこにかつて住んでいた人々と土地とのあいだでの関係性が変化することでもある。例えば大熊町では図書館の解体をめぐる反対運動が起きた。公共施設などの建物が残ることは、原発事故以前の暮らしを想起するきっかけになりえる。そのような場所が復興過程で失われることは、原発事故以前の暮らしのなかで続いてきた土地と関係性を結び直す媒介物が失われつつある状況であるといえる。

(3) 2021年7月23日におこなわれたインタビューデータより抜粋

(4) 2021年7月23日におこなわれたインタビューデータより抜粋

(5) 2021年7月23日におこなわれたインタビューデータより抜粋

(6) M氏が制作した詩「あたりまえ」より一部抜粋

(7) 2021年7月23日におこなわれたインタビューデータより抜粋

(8) 井上さんは朗読をおこなう際に、方言を用いた作品をつくることを一貫してきた。その表現方法は、言語化できずにいる他者および、故郷に住まい続ける人々への配慮が含まれている。本文で記述したように、避難の有無をめぐる分断がある。そこでは避難を継続する彼女にとって、福島の外から語ることは時に批判的になることもある。福島の経験を語ることを通して、福島を作品として消費してはならないという想いによって、人々が抱えている痛みをあらわすために方言を使用しているのである。

(9) 2023年4月26日におこなわれたインタビューデータより抜粋

(10) 2023年4月26日におこなわれたインタビューデータより抜粋

- (11) 2023年4月26日におこなわれたインタビューデータより抜粋
- (12) 2023年4月26日におこなわれたインタビューデータより抜粋
- (13) 2023年4月26日におこなわれたインタビューデータより抜粋
- (14) 2023年4月26日におこなわれたインタビューデータより抜粋
- (15) ここでいう水俣から学ぶ教訓とは、地域の価値転換を目指す以前に、地域に住まう人々の関係性の修復にむけてやるべきことを水俣の実践から導き出すことができるという意味である。水俣では水銀による海の汚染を繰り返さないために、環境に配慮した地域づくりのなかで人間を含むさまざまな生命との関係性の再構築がおこなわれてきた。そこでの「もやい」とは、企業や行政そして市民など異なるアクターの声の一つに合わせようとするのではない。むしろ、それぞれの立場から見える解決法や妥協点を探る試みがなされてきたのである。一方で、水俣と福島原発事故を比較すると、事故が発生してからの月日はまだ浅く、未だ問題は継続している。そのような状況のなかでは、東京電力や原発を推進してきた政府、そして市民のあいだでも異なる意見の一つに統合することは困難である。そうであるならば、水俣が実践してきたように、複数のアクターによる視点が共存し、それぞれの視点を共有し合うことから分断修復にむけた対話が必要になると考えられる。

参考文献

- 1) 吉井正澄, 2016, 「水俣病発見から 60 年——回顧と展望」『水俣学研究』no. 7, pp. 35-86
- 2) 松浦雄介, 2018, 「負の遺産を記憶することの（不）可能性——三池炭鉱をめぐる集合的な表象と実践」『フォーラム現代社会学』no. 17, pp. 149-163
- 3) 除本理史, 2023, 「困難な過去から地域の価値へ——水俣・倉敷・水島の事例から考える」清水万由子・林美帆・除本理史編『公害の経験を未来につなぐ——教育・フォーラム・アーカイブズを通じた公害資料館の挑戦』ナカニシヤ出版, pp. 19-36
- 4) 石原明子, 2013, 「東京電力福島第一原発災害下で起こっている地域や家庭等での人間関係の分断や対立について——水俣病問題との比較と紛争解決学からの一考察」『熊本大学社会文化研究』no. 11, pp. 1-20
- 5) 藤川賢, 2017, 「福島原発事故における避難指示解除と地域再建への課題——解決過程の被害拡大と環境正義に関連して」藤川賢・渡辺伸一・堀畑まなみ『公害・環境問題の放置構造と解決過程』東信堂, pp. 271-302
- 6) 成元哲・牛島佳代, 2023, 「福島における分断修復学の創成 ——トラウマを抱えたコミュニティを回復の共同体に」『中京大学現代社会学部紀要』no. 16 (2), pp. 83-138
- 7) 小松原織香, 2016, 「水俣の祈りと赦し——1990 年代の「もやい直し」事業を再検討する」『現代生命哲学研究』no. 5, pp. 51-73
- 8) もやい展実行委員会, 俺たちの伝承館始動, <https://suzyj1966.wixsite.com/moyai> (2023-06-14)
- 9) 石谷寛治, 2015, 「アートの創造性を公共に媒介する——セラピストとメディエーター」『心の危機と臨床の知』no. 16, pp. 73-84
- 10) 杉本邦子・河野暁子, 2021, 「原子力災害の記憶構築をめぐる——チェルノブイリと福島のミュージアムの比較検討」『立命館平和研究』no. 22, pp. 131-153
- 11) 尾松亮, 2020, 「「福島第一原発」をめぐる事件被害と「災害復興」ナラティブの齟齬に関する考察」『日本災害復興学会論文』no. 15, pp. 111-120
- 12) 石原明子, 2013, 「東京電力福島第一原発災害下で起こっている地域や家庭等での人間関係の分断や対立について——水俣病問題との比較と紛争解決学からの一考察」『熊本大学社会文化研究』no. 11, p. 12
- 13) 師岡淳也, 2013, 「パブリックディベートの可能性——議論不在の状況を乗り越えるために」池田理知子編『メディアリテラシーの現在——公害/環境問題から読み解く』ナカニシヤ出版, p. 162

被災世帯を対象とする支援需要評価に関する研究 ～生活再建への移行期における被災者生活実態調査の実践から～

Research on support demand evaluation for disaster households

- From the practice of the survey of the victim's life condition during the relocation period to life reconstruction -

中村 満寿央^{*1}、田村 太郎^{*1}、菅 磨志保^{*2}、静間 健人^{*3}

Masuo NAKAMURA^{*1}, Taro TAMURA^{*1}, Mashiho SUGA^{*2}, Taketo SHIZUMA^{*3}

本稿では、被災者生活実態調査の実践を通じて得られた知見をもとに、被災世帯を対象とする支援需要評価の実現を可能にする調査の実施方法を明らかにし調査の妥当性を分析することで、その可能性と課題を報告する。被災から2か月前後の避難から生活再建への移行期における被災者の生活状況を把握することを目的に、計5回、5,392世帯の訪問による聞き取り調査を実施し、避難、住居、健康、生活課題など暮らし全般の状況調査を行った。調査結果を分類、点数化することで住まいと生活の2軸で支援の必要性を判定し、支援必要度の高い世帯の抽出を行い、生活再建に向けた支援施策の基礎情報として活用された。また、その後の生活再建期における訪問見守り記録と突合し、当初の調査項目と生活再建達成に至るまでの期間の相関を定量的に分析することで調査の妥当性を評価した。

キーワード: 被災者生活実態調査, 災害調査手法, 被災者4象限分析

Keywords: Disaster victim living conditions survey, Disaster Investigation Methodology, Analysis dividing disaster victims into four quadrants

1. 本研究の課題

1.1 研究の背景

現行の被災者支援制度では、住家被害の判定結果に基づいて公的支援の内容が決まる。社会保障制度に基づく地域福祉サービスとも接続されていないため、住家被害が軽微であれば、被災して失職したり心身の健康を損なって日常生活の継続が困難になっても、公的支援の対象にはなり難い上、被災者自らが自治体に罹災申請を行わないと支援が受けられない。

東日本大震災では、こうした被災者支援制度の限界が一気に顕在化した。仙台市などの被災自治体や弁護士などの専門職能団体、市民活動団体等が、被災現場に入り、相互に連携しながら、住家被害以外の生活再建課題も含めた支援活動を展開した¹⁾²⁾。こうした東日本大震災の経験から、政府や自治体は、多様な主体の連携に基づく支援活動を可能にする体制づくりを進めてきた³⁾⁴⁾。

しかし、行政だけではなく民間の多様な主体も

参加して、継続的に支援を届けるためには、まず支援対象（被災者）が「どこに」「どんな状態で」いるのかを把握し、支援に必要な資源の種類とその総量を概括的にでも把握しておく必要があるが、被災者の抱える課題を包括的に調査し、定量的な実態把握と分析を行った後、適切な生活再建支援活動につなげる手法はまだ確立されていない。

近年、発災直後は保健医療福祉調整本部による保健師やDMAT等の派遣制度、生活再建期においては地域支えあいセンター等の支援制度による被災者支援が実施されるようになった。

一方、発災1～2か月後の災害時における避難から生活再建が始まる局面においては、被災者の生活拠点に大きな変化が生じる一方、調査に援用できる制度が乏しく、避難当初の被災者情報が継承されないため、生活再建期において改めて調査を行わざるを得ず、生活再建支援の期間が長期化するとといった課題が生じている。その間隙を埋めるための調査を実施することで、個々の被災者に

*1 一般財団法人ダイバーシティ研究所

Institute for Human Diversity Japan

*2 関西大学 社会安全学部 准教授・博士 (学術)

Associate Professor, Kansai University, Faculty of Societal Safety Sciences, Ph.D.

*3 東日本大震災・原子力災害伝承館 常任研究員・博士 (学術)

Researcher, The Great East Japan Earthquake and Nuclear Disaster Memorial Museum, Ph.D.

寄り添った支援を実現するための支援需要評価につなげる必要がある。表1に発災後の被災者調査の実施時期による特徴を示す。

表1 発災後の被災者調査の実施時期による特徴

| 実施時期 | 発災～1週間 | 発災後1～2か月 | 以降の見守り期 |
|--------|----------------|-------------------------------|--------------------|
| 主な調査員 | 自治体派遣の保健師・DWT等 | 調査事業の募集による調査員 | 支援機関相談員（支え合いセンター等） |
| 主な調査場所 | 避難所 | 被害の大きい地区 | 仮設住宅、自宅 |
| 主な調査対象 | 避難所居住者、避難所利用者 | 在宅避難世帯 | 生活再建支援世帯 |
| 調査内容 | 健康・医療（要対応者の抽出） | 世帯状況、住居、健康・医療、日常生活、家計、今後の見通し等 | 住居および日常生活の再建状況 |

（出所）ダイバーシティ研究所⁵⁾ 図表8-7より作成

1.2 研究の目的

一般財団法人ダイバーシティ研究所（以下、本研究所）では、東日本大震災において、多様な属性を持った被災者に適切な支援を届ける調査活動への参画⁶⁾を経て、発災2か月前後の時期——被災生活の場が避難所等から仮設住宅等に移行する時期——における被災者の生活実態および支援需要を把握する調査の重要性を認識するに至った。仮設住宅への移行が進むこの時期、被災者は居住と生活の課題に直面する。同時に、被災者支援を行う自治体も、被災者の実態を把握して、適切な支援計画を立てる必要が生じる。本研究所では、これらを検討するための基礎資料作りとして、多くは被災自治体への支援という形で、5件の被災者生活実態調査を実施してきた。

本稿では、まず、本研究所による調査の企画・実査・分析に至る一連の手続きを概観し、調査の基本的な手法を整理する。その上で、調査の結果を生活再建支援活動に活用した事例（表2・坂町）を取り上げ、被災者の実態把握に基づき個々の生活再建における課題を抽出することで、最適な支援の量と内容の提供を可能にすることと、被災地域全体の支援リソースの種類と総量の算定手法を検討する。さらに、当該事例において、調査の結果と、その後の生活再建期の被災者見守り活動の記録を突合したデータセットを作成し、発災2か月後の被災者生活実態調査結果の中から、生活再建に要した時間に影響を与えている要因を分析し、初期の被災者生活実態調査の妥当性について検討する。

以上により、従来、具体的な実施例が乏しく手法や効用が明らかでなかった発災1～2か月後の避難から生活再建に向かう局面における被災者の生活実態把握調査において、実施過程を明確にし、その妥当性を検証することで、支援需要評価のあり方に寄与することを目的とする。

なお、以下では被災者生活実態調査から支援需要評価に至る一連の過程をアセスメント、アセスメントに必要な生活実態調査をアセスメント調査として記載している。

2. アセスメント調査の実施

2.1 アセスメントの目的と概要

上述の通り、支援需要評価に基づく被災者支援の実施には、個々の被災者の生活状況や課題を把握した上で、支援内容の策定を行う必要がある。

その実現に向けて、被災地全体の状況を把握し支援需要の総量を検討する基礎資料、および個々の被災者の生活状況を把握し今後の生活再建支援に向けた基礎資料を、調査票に基づく構造化面接調査により作成することとした。その成果をもって支援需要評価に基づいた生活再建施策の実施に寄与することを調査の目的とした。

表2は、本研究所が実施してきた被災者生活実態調査の概要をまとめたものである。これらは概ね、次のような手順で実施してきた。

- ① 決定：発災1～2週間後に先遣隊を派遣し、被災地域の情報入手と被災自治体に接触して要望等の把握を行う。その後、被災状況、被災自治体の要望、調査資金、運営体制等の条件を勘案し、調査の実施を決定する。
- ② 準備：調査資金の調達、被災自治体との委託事業契約締結、現地コーディネーター・事務局スタッフの選定、現地本部・調査日程の策定等を行い、調査員を募集する。調査員は社会福祉士等の対面支援経験者と一般の補助者からなり、調査時には各1名の2名が調査チームを組み、被災世帯を訪問する。
- ③ 企画：現地の状況と過去の調査票を参考に、調査内容を検討し調査項目を策定した後、調査票の作成と集計を行うデータベースを構築する。
- ④ 実査：訪問調査は現地の調査本部で調査員に対してオリエンテーションを行った後に調査チームを結成し、あらかじめ用意した調査地域の区分地図に基づいて区分ごとに数チームが担当地域の全世帯を訪問する。調査主旨を説明し

表2 本研究所が実施した被災者生活実態調査の概要一覧

| 調査地域 | 常総市 (茨城県) | 益城町 (熊本県) | 茨木市 (大阪府) | 坂町 (広島県) | 人吉市・八代市 (熊本県) |
|----------------|---|---|---|---|---|
| 災害名 | 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨 | 平成 28 年 (2016 年) 熊本地震 | 大阪府北部地震 | 平成 30 年 7 月豪雨 | 令和 2 年 7 月豪雨 |
| 発災時期 | 2015 年 9 月 9~11 日 | 2016 年 4 月 14 日、16 日 | 2018 年 6 月 18 日 | 2018 年 7 月 6~7 日 | 2020 年 7 月 4~7 日 |
| 調査時期 | 9 月 20~23 日、26~29 日、10 月 24~25 日 | 5 月 14~15 日、21~22 日、28~29 日、7 月 29 日~8 月 5 日 | 7 月 21~22 日、8 月 5 日 | 9 月 22~24 日、10 月 6~8 日、13~14 日、20~21 日 | 8 月 29 日~10 月 31 日までの毎土曜日と毎日曜日 |
| 調査契約 (自治体担当部署) | 常総市と委託契約 (保健福祉部社会福祉課) | 益城町と委託契約 (避難所担当) | 茨木市と委託契約 (健康福祉部相談支援課) | 坂町と委託契約 (保険健康課) | 人吉市と委託契約 (健康福祉部高齢者支援課)、八代市と支援業務に関する協定 (復興推進課) |
| 財源 | 日本財団 | 日本財団 | 茨木市 | 坂町、日本財団 | Yahoo! 基金寄付事業 |
| 調査の目的 | 避難所・在宅避難者の状況調査を通じて被災者のスペシャルニーズ把握とマッチング実施により施策立案の基礎資料を作成 | 在宅避難世帯の生活実態調査を通じて避難生活支援の内容を明らかにし、支援策の提案を行う (施策立案の基礎資料作成) | 戸別訪問による聞き取り調査を実施し、今後の被災者支援施策の適切な立案に必要な基礎資料を得る | 被災世帯への聞き取りによる調査を実施し、地域支援センター運営の基礎資料として活用する | 被災世帯の被災状況を把握し、避難生活での被害拡大を防ぎながら「次の生活」への移行をサポートする |
| 手法と手段 | 在宅独居高齢者の訪問ヒアリング 外国語よらず相談会開催 避難所在居住者アンケート調査 調査員が巡回し記録をデータベースに入力し分析 | 在宅避難者聞き取り調査 避難所居住聞き取り調査 仮設住宅の住環境アセスメント 調査員が巡回し記録をデータベースに入力し分析 | 被害甚大地区における在宅避難者聞き取り調査 調査員 (社会福祉士、大学生等) が巡回し記録をデータベースに入力し分析 | 被害甚大地区における在宅避難者聞き取り調査 調査員 (社会福祉士、大学生等) が巡回し記録をデータベースに入力し分析 | 被害甚大地区における在宅避難者聞き取り調査 調査員 (社会福祉士、大学生等) が巡回し記録をデータベースに入力し分析 (一部セルフアセスメント) |
| 調査件数 | 在宅独居高齢者ヒアリング 170 件 外国語よらず相談会 50 件 避難所居住者調査 130 世帯 301 人 | 避難所を利用せず自宅の敷地内などで生活する 2,686 軒の家屋を訪問し、有効回答数 1,243 世帯 (回収率 46.3%) | 被害の大きい 3 町 (2,250 世帯) を調査し有効回答数 913 世帯 (回収率 40.6%) | 被害の大きい 2 地域 (2,482 世帯) を調査し有効回答数 1,551 世帯 (回収率 62.5%) | 人吉市: 被害の大きい市内 19 地区 (約 2,700 世帯) を調査し有効回答数 629 世帯 八代市: 旧坂本町 (1,605 世帯) を調査し有効回答数 926 世帯 (55.2%) |
| Web ページ | https://diversityjapan.jp/dl/Joso_assessment2015.pdf | https://diversityjapan.jp/kumamoto2016/ | https://diversityjapan.jp/ibaraki-report-2018/ | https://diversityjapan.jp/heavy-rain-2018/ | https://diversityjapan.jp/2020-kumamoto-research/ |
| 自治体からの住民情報提供 | なし | あり (人口 3.4 万人分) | なし | なし | あり (人吉市 5711 人、八代市 3185 人) |

調査同意書に署名を受けた後に調査票に従って訪問調査を 20 分程度行う。調査終了後、調査本部で調査結果の入力と、至急の見守りが必要と判明した世帯があれば自治体に連絡する措置をとり、以上を調査日ごとに繰り返す。

- ⑤ 分析: 全調査終了後、結果の集約と分析を行い、自治体に調査結果および調査報告書を提出。2018 年以降は、調査結果を得点化し、「住まい」の課題と「生活」の課題の 2 分類で得点を集計して 2 軸のグラフにプロットすることで地域の被災状況を可視化している (図 3)。

以下、平成 30 年 7 月豪雨における広島県安芸郡坂町 (以下、坂町) でのアセスメント調査⁷⁾を事例に取り上げ、準備、企画、実査、分析の各要素について具体的な手続きの詳細および分析結果を検討する。

2.2 アセスメント調査の企画：発災～調査決定

本研究所において定めたアセスメント調査の実

施基準は、

- ① 災害対策本部が設置される規模の自然災害
 - ② 1,000 人を超える多様な属性をもった被災住民が発生することが予想される
 - ③ 被災自治体がアセスメント調査の実施に同意し協力体制がとれる
 - ④ 調査人員、資金、調査体制等、実施に係る必要条件に目途がつく
 - ⑤ その他、研究所が実施必要と判断する
- であり、③④の基準を判断するために多くの場合、先遣隊を現地に派遣して被災地や自治体の状況を調査する。

坂町調査では 2018 年 8 月 25 日に本研究所の理事 2 名と社会福祉士等の福祉専門職や同様のアセスメント調査の活動経験を持つ専門調査員 4 名の計 6 名を派遣し、被害の大きい地区の状況把握を巡回、避難所訪問、坂町役場とのコンタクト等を行って情報収集し、その後も坂町役場と調整を続け、9 月初旬にアセスメント実施を決定した。

坂町とは調査本部の提供、調査地域住民への周知、個人情報取扱、その他調査に必要な事項を確認し、上記地区に対する調査概要を記した仕様書を添付して調査委託契約書を締結した。

2.3 アセスメント調査の準備1：調査体制確立から調査員募集

調査を実施する体制として調査本部・事務局を設立し統括責任者、調査マネージャーのもと会計、調査事務、総務・法務、集計・分析の担当を置き、調査実施にあたっては調査運営リーダーのもと調査員と調査運営スタッフを置いた。調査の規模に応じて複数の担当者を任命するが、多くの場合は一人がいくつかの役割を兼務し対応にあたった。

坂町調査（訪問件数 2,482 件）においては、本研究所・常勤理事 3 名、常勤会計事務職員 1 名、常勤調査事業担当職員 1 名（自治体から出向の研修者）、非常勤調査事務担当者 1 名、非常勤集計事務担当者 1 名で調査本部・事務局を構成し、調査実行にあたって調査員（のべ人数 445 名）を募集した。

調査員は被災者と直接対面するため、ケースワークの知識や経験を有す福祉系の専門職が望ましい。坂町調査では募集要項に福祉専門職調査員の要件として、福祉専門職ソーシャルワーカー等で福祉の職務経験、社会福祉士等の福祉に関する知識、医療機関等での経験、その他聞き取り調査等の経験のいずれかを持つことを要件とした。また、調査は 2 人 1 組での訪問を原則としており、同行者として調査記録の作成やタブレットを用いた調査結果データベースへの入力を担当するサポート調査員を同時に募集した。

2.4 アセスメント調査の準備2：調査内容と手法の決定

調査内容は被害の程度や被災地域の状況によって求められる調査結果が異なるため、自治体と十分な調整を行い、調査範囲と調査目的を策定する必要がある。坂町では在宅避難者等の実態把握、および地域支え合いセンター基礎資料作成を目的とし、避難所、仮設住宅、被害甚大地区の在宅避難者宅を調査対象とした。

調査内容を設定した上で調査項目を選定した。世帯単位で世帯属性、住居、避難、健康、生活、今後の見通し、課題を明らかにできる調査項目を設定し、調査票および調査結果データベースを作成した。本研究所で標準的に用いている調査項目

分類を表 3 に示す。訪問時に順序だてて質問ができるよう、調査項目を配置している。

表 3 調査項目分類一覧

| 分類 | 分類名 | 内容 |
|----|--------|-------------------------------|
| ① | 世帯情報 | 住所、世帯構成、要援護情報（介護、障害、子ども、外国人等） |
| ② | 家屋情報 | 被災状況、支援ニーズと対応状況、罹災証明、今後の意向 |
| ③ | 避難情報 | 避難の有無、避難時期、避難方法、情報入手方法 |
| ④ | 健康情報 | 被災前後の健康状態、医療、服薬、福祉の利用状況 |
| ⑤ | 生活情報 | 食事、移動、生活費 |
| ⑥ | 今後の見通し | 住宅再建、当面の居所、居住希望地 |
| ⑦ | 困りごと | 生活課題 |
| ⑧ | 調査員所見 | 自由記述、要見守り世帯チェック欄 |

調査票は A3 用紙二つ折り見開き（A4 で 4 ページ）で作成すると調査員の活動中に扱いやすく、調査後の記入済み調査票の取り扱いが容易になるため標準仕様としており、調査項目がその範囲で収まるよう調整し決定する。坂町調査では選択肢数として合計 372 項目の調査項目を設定した。

調査票例は表 2 の本研究所 Web サイトで公開している。調査項目の決定後、調査票と同内容の項目を持つクラウド上のデータベースを構築し、調査結果を入力することで集計・分析を容易にしている。

調査手法として調査員が 2 人組で被災世帯を訪問し、調査票に沿って聞き取りを行う構造化面接調査を標準としてきた。調査結果は、タブレット端末を用いてデータ化し、オンラインデータベースに蓄積する。訪問調査は被災者や住居の様子を直接確認できるため、調査項目以外にも、調査員による確認情報が得られるとともに、情報が届きにくい在宅避難者に支援情報等の資料を持参して手渡すことが可能になる。

2.5 アセスメント調査の実施：事前調整から調査実施

調査票作成と並行して調査日程の決定と現地運営体制の構築を行う。調査日程は、調査員の人数、調査範囲、調査地域へのアクセスのし易さ等を勘案しながら、自治体の担当者等との調整の中で決定する。一般には在宅の可能性が高い土曜日と日曜日の日中を設定しており、住民の要望に応じて事務局職員が他の日時に訪問を実施している。坂町調査では 2018 年 9 月下旬から 10 月末までを調査期間と定め、計 10 日（いずれも土曜日、日曜日、

祝日)を調査日とした。

調査実施にあたっての自治体との綿密な調整に加えて、ボランティアセンター、社会福祉協議会、地域支え合いセンター等の被災者支援機関との情報共有や要支援世帯引継ぎ等の依頼、民間支援団体や社会福祉士等の職能団体への協力依頼と情報共有を予め行い、支援側の認知と協力を得ることが求められる。

調査対象となる住民に対しては町内会長等の住民代表への説明を行って協力を得、地域の了解事項として一般住民への周知を進めることが円滑な調査実施や回答率向上に必要不可欠である。坂町では調査の周知・広報として、対象地区内全戸に調査協力依頼チラシをポスティング、防災行政無線放送、自治会への連絡を実施した。図1に主な関係機関等との関係図を示す。図中のカッコ内は坂町調査での実施体制を示す。

訪問計画の立案にあたっては調査対象地域を住宅地図上で確認し、30～40世帯を目安に区画や道路でブロック割を行い、各ブロック内に含まれる世帯数を確認する。2人1組の調査1チームあたり、不在を含め10～12件/日(不在率40～50%)の訪問数を想定しブロックに投入するチーム数を決定する。各ブロック2～4チームで調査を担当すると、チーム間で進捗を確認して訪問漏れを防ぎながら進められる。図2に坂町での調査ブロック地図例を示す。

調査実施については、調査員の宿泊先手配を含む調査日程調整を事前に行った後、調査当日は表4に示す手順で進める。

坂町調査においては調査日数10日をのべ445名の調査員体制で実施し、総計2,482件の訪問により1,551件の有効回答(回答率62.5%)を得た。また、「見守り必要性高い」項目にチェックがある早急の見守り対応が必要な世帯は合計162件あり、坂町役場へ直ちに連絡して対応を引き継いだ。

2.6 アセスメント調査の集計・分析

調査結果は全記録をオンラインデータベースに入力し、表記の統一や重複確認等を行った後、不在、居住の有無不明、調査拒否の世帯を除いた聞き取り完了世帯を有効回答と認定し分析の対象とした。坂町調査では1,551件の有効回答を得て単純集計、クロス集計、分析を行い、調査報告書を作成して坂町に提出した。

分析においては、支援需要評価に基づく被災者

世帯の状況把握と支援の必要性を可視化するために、調査結果を数値化して評価した。評価方法は、仙台市で実施された「被災者生活再建加速プログラム

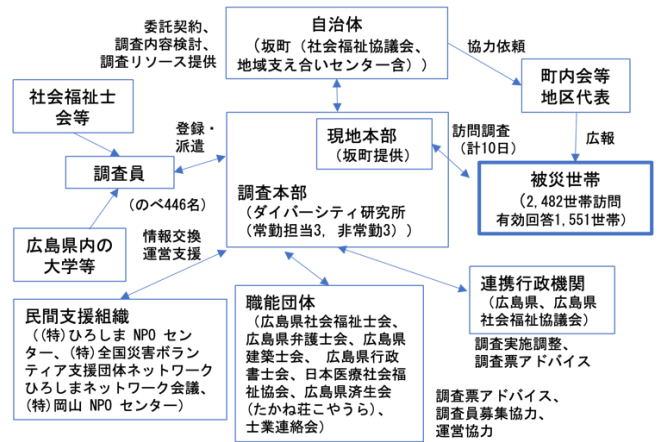


図1 主な関係機関等との関係図



図2 坂町での調査ブロック地図例

表4 調査当日の進行手順

| 番号 | 区分 | 内容 |
|----|---------------|---|
| 1 | 調査員受付 | 調査員の出席確認、委託契約書・健康状態チェック表記入回収 |
| 2 | オリエンテーション | 調査の目的、内容、注意事項を説明し、担当ブロック、チーム内で行程検討 |
| 3 | 携帯物貸与 | 名札、腕章、ビブス、調査票、住民への説明用紙、不在票、支援情報チラシ、筆記用具、調査結果入力用タブレット、飲料水等 |
| 4 | 調査 | 午前2～3時間、午後3～4時間調査を実施、地図上に調査済み世帯を赤、不在世帯を青で記入、必要に応じ現地本部から他ブロックへの応援等依頼 |
| 5 | 現地本部へ帰還、データ入力 | 現地本部へ帰還後、調査状況確認、調査票の補完とタブレットを用いた調査結果入力 |
| 6 | 振り返り | 全チーム帰還後、1日の感想を互いに述べ、心の負担を軽減する時間をとる |
| 7 | 携帯物の回収 | 調査委備品と調査のしおり以外の全ての資料類(未使用の調査票、書き損じの調査票、使用済みの地図、チラシ等)を種類別に分けて回収 |
| 8 | 自治体へのフィードバック | 調査票のコピー作成、要見守りチェック世帯の確認等 |

表5 調査結果の分析要素内容と得点範囲

| 分類記号 | 分析要素 (再建課題) | 分類内容 | 調査票の該当グループ (表3 調査項目一覧参照) | 日常生活支援世帯区分 | 住まいの再建支援世帯区分 |
|------|--------------------|--|-----------------------------|------------|--------------|
| A | 住まいの再建方針・再建時期の不安定さ | 家屋の被害状況や建替補修の意向、現在の居所と今後の見通し等について0から-34ポイントで評価 | ②家屋情報、 ⑥今後の見通し | | ● |
| B | 健康面での不安要素 | 医療機器等の利用状況や発災後の体調、食事や通院・治療、服薬等の状況について0から-19ポイントで評価 | ①世帯情報、 ④健康情報、 ⑤生活情報 | ● | |
| C | コミュニティに関する不安要素 | 被災によるコミュニティからの分離や再編、人間関係等に関する状況について0から-8ポイントで評価 | ⑤生活情報、 ⑦困りごと | ● | |
| D | 介護等の再構築、継続の必要度 | 日常生活の困窮や困難、支援者の有無について0から-25ポイントで評価 | ①世帯情報、 ④健康情報 | ● | |
| E | 生活困難、支援者の不在 | 日常生活の困窮や困難、支援者の有無について0から-25ポイントで評価 | ⑤生活情報 | ● | |
| F | 金銭的な困窮度 | 日常生活や生活再建、住宅再建における金銭に関する不安や困窮、困難について0から-12ポイントで評価 | ①世帯情報、 ⑤生活情報 | | ● |
| G | 就労支援の必要度 | 求職状況や就労希望について0から-3ポイントで評価 | ⑤生活情報、 ⑥今後の見通し | | ● |

ラム」⁸⁾を参考にした。具体的には「住まいの再建実現性」と「日常生活自立性」という2つの評価軸を設定し、この2軸によって区切られた4象限——「生活再建可能世帯」、「日常生活支援世帯」、「住まいの再建支援世帯」、「日常生活・住まいの再建支援世帯」——に分類することで支援内容の最適化を行っている。当調査では被災世帯を4象限に分類するだけでなく、各被災世帯の回答結果に得点化し、それを2つの評価軸で4象限に区切られた平面上の座標値として表し、その上で各軸について要支援世帯を識別するしきい値を設定することで、支援の必要度を定量的に評価する分析方法を開発した。さらに調査地域全体あるいは調査地区ごとに被災世帯の回答結果を集計することで、当該地域における被災世帯の4象限上の分布状況を把握できるようにした。

手続きの詳細は次の通りである。まず表5に示すA~Gの分析要素を設定し、該当する調査項目において生活再建に対して課題となる回答がある場合にその選択肢に応じてマイナスの得点を付与した。例えば、調査票項目「浸水被害」について「床上浸水」の回答があれば得点-2、「床下浸水」は得点-1として、調査項目の回答を得点化している。

以上より「住まいの方針(A)」、「金銭・就労(F+G)」の合計点を「住まいの再建実現性」軸の得点とし、「健康(B+D)」、「生活(C+E)」の合計点を「日常生活自立性」軸の得点とすることで、座標(0,0)から(-66,-49)の間に評点がプロットされる。図3に評価軸と4象限区分からなる散布図の概念を示す。

坂町調査では要支援世帯の生活実態を明らかに

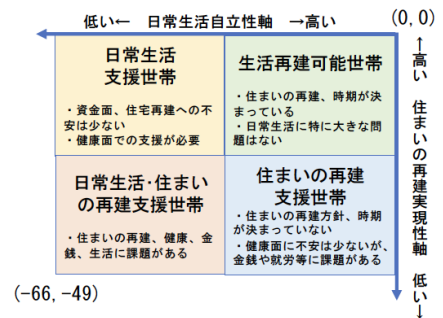


図3 評価軸と4象限区分からなる散布図の概念

した上で、その他世帯との識別が可能となるしきい値の設定を行った。まず調査結果、調査員所見に基づいて自治体が住まいの再建および日常生活自立への支援要と判断した世帯を抽出し、その識別を最大限可能とする調査結果の重み付けと合算方法を検討し、当調査においては、しきい値を両軸とも-9と定め、4象限に区分した。

例えば調査結果において自宅が大規模半壊以上(-4点を付与、以下同)、複数箇所被害あり(-2)、再建費用不足(-1)、再建見通し立たず(-1)、再建費用不足(-1)で合計-9点を住まいの再建支援必要として境界を定めた。同様に高齢者のみ世帯(-1)、要介護(-1)、食事に変化(-1)、心身不調(-2)、移動制限(-1)、買い物困難(-1)、生活用品不足(-1)、情報不足(-1)で合計-9点を日常生活支援必要として境界を定めた。

全1,551世帯について、4象限区分判定を行ったところ、「生活再建可能世帯」952世帯(61.4%)、「住まいの再建支援世帯」242世帯(15.6%)、「日常生活支援世帯」186世帯(12.0%)、「日常生活・

住まいの再建支援世帯」171世帯（11.0％）であった。表6に分析結果を示す。

表6 広島県坂町調査の4象限区分結果

| 地区名 | 対象世帯数 | 生活再建可能世帯数 | 住まいの再建支援世帯数 | 日常生活支援世帯数 | 日常生活・住まいの再建支援世帯数 |
|-----|-------|----------------|----------------|----------------|------------------|
| 小屋浦 | 446 | 166 (37.2%) | 119 (26.7%) | 78 (17.5%) | 83 (18.6%) |
| 坂 | 1,067 | 765 (71.7%) | 113 (10.6%) | 104 (9.7%) | 85 (8.0%) |
| 横浜 | 38 | 21 (55.3%) | 10 (26.3%) | 4 (10.5%) | 3 (7.9%) |
| 全体 | 1,551 | 952 (61.4%) | 242 (15.6%) | 186 (12.0%) | 171 (11.0%) |

小屋浦、坂、横浜の3地区別集計では、小屋浦地区は「生活再建可能世帯」の割合が3地区の中で最も低く、6割以上の世帯が何らかの支援を要する世帯であるという分析結果となった。また、「日常生活・住まいの再建支援世帯」が18.6%と突出して高く、小屋浦地区に対して重点的な支援が必要であることが明らかになった。

2.7 アセスメントの効用

避難から生活再建への移行を開始する発災から2～3か月後の時期に被災者生活実態調査を実施し、被災世帯の支援必要度分類を行う試みは従来無く、本研究所において表2に示す5回のアセスメント実施により、有効な訪問調査数の各回合計として5,392世帯の訪問調査を実施することにより調査方法や分析手法を確立することができた。

その結果、個々の被災者の生活状況や地域の課題等を把握することができ、被災自治体における生活再建に向けた支援内容の策定と実施に貢献できた。調査の効用として以下の3点を挙げる。

(1) 生活再建に向けた支援活動の基礎資料作成による生活再建支援の早期開始と重点的な見守り活動実施の実現

生活再建移行期に被災地域において調査員が聞き取りによる悉皆調査を行う手法を確立し、世帯状況、避難、家屋、健康、生活、今後の見通し等の生活再建に必要な情報を一括した調査記録を作成できた。坂町調査では1,551件の調査記録を生活再建支援機関である「坂町地域支え合いセンター（以下、支え合いセンター）」へ引継ぎ、見守り重

要度の高い判定を受けた世帯から訪問を行うことで、生活再建支援の早期開始と重点的な見守り活動の実施が可能となった。

(2) 被災世帯の4象限区分導出による被災地域における世帯状況の定量的把握

調査項目の回答を点数化して集計し、「住まいの再建実現性」と「日常生活自立性」の2軸の座標値とすることにより、散布図上で「生活再建可能世帯」、「住まいの再建支援世帯」、「日常生活支援世帯」、「日常生活・住まいの再建支援世帯」の4象限に分類する手法を確立した。これにより支援需要評価の観点から見た被災世帯の状態を定量的に表すことができ、個々の生活再建支援に向けた方策の検討等に寄与できた。

(3) 調査地域内の定量的な状況比較の実現による地区別に必要な支援量・内容の定量的な把握

調査地域内の地区別に4象限区分を行うことで地区別の状況が明らかになり、より詳細な範囲における支援需要評価に必要な量・内容を定量的に把握することができるようになった。表6に示す広島県坂町調査での小屋浦、坂、横浜の3地区別集計において、小屋浦地区が突出して支援の必要性が高い状態であることが定量的に明らかになった。

3. アセスメント調査の妥当性検証

3.1 アセスメント調査の妥当性検証の方法

坂町アセスメント調査では、1,551件の調査結果と被災世帯4象限判定の分析結果を坂町に提出し、その後、支え合いセンターによる生活再建支援活動の基礎資料として活用され、被災世帯の状況特定に大変有用であると評価を受けている。

しかしながら、アセスメント調査の項目設定や被災者世帯4象限の数値的な判定については前例がないため、本研究所で過去の経験等を踏まえて独自に設定しており、その妥当性の検証が求められる。

本研究では、妥当性のいくつかある側面の内、外的な側面の証拠、いわゆる基準関連妥当性（criterion-related validity）⁹⁾についての検証を行う。基準関連妥当性は、測定しようとしている現象と関連のある外部変数と、測定値が相関する度合いによって表される。

本章では生活再建移行期のアセスメント調査結果と、生活再建支援機関において約3年間継続さ

れたアセスメントの結果を突合し分析することで、妥当性の検証を試みる。支え合いセンターでは2018年10月の設立当初から主に訪問によるアセスメントを継続して実施しており、そのアセスメント結果を用いて生活再建の達成判定が出た世帯割合である生活再建達成率を評価指標（外部変数）とし、生活再建移行期のアセスメント調査項目における回答結果の違いが生活再建達成率に及ぼす影響を分析することで妥当性の判定を行う。

3.2 調査項目の概要

(1) アセスメント調査

本研究所による生活再建移行期のアセスメント調査の概要は、2章に示した通りである。

妥当性の検証には、地区、被災当時の元住所居住有無、被災者世帯4象限区分、からだ健康状況、こころ健康状況の項目を用いる。

(2) 支え合いセンターにおけるアセスメント

2018年10月、坂町が支え合いセンターを設立後、相談員が被災からの「生活再建」と「地域づくり」を目的に、相談対応、地域見守り、交流活動等を実施し、2022年3月末に閉所した。

支え合いセンターでは設立当初から主に訪問による被災者アセスメントを継続して実施しており、相談員の見守り活動等から被災世帯の状況を把握し、センター内会議での評価後、「見守り区分・再建支援区分アセスメントシート（以下、支え合いセンターアセスメントシート）」を被災者単位で作成している。支え合いセンターアセスメントシートでは、重点見守り支援チェック、自殺防止などのための見守り支援チェック、孤立防止などのための見守り支援チェック、くらしむき支援チェック、住宅再建の進み具合チェックの評価分類を設定し、各分類で4から12のチェック項目により、生活再建の進み具合を評価している。最終評価として支え合いセンター職員による協議で総合評価を決定した。総合評価では表7に示すAからDまでの区分を設定し、D判定が出た時点で生活再建が完了し見守り支援を終了した。

(3) データの突合と分析方法

本研究所のアセスメント調査実施1,551世帯のうち、2018年10月～2021年12月間の支え合いセンターアセスメントシートが存在する支援対象世帯を抽出し、同シートの訪問日、評価判定、生活支

援相談員所見を記録することで、被災当初の調査結果と見守り評価結果を追跡できるデータセットを作成し、被災当初の状況がその後の生活再建に及ぼす影響を分析した。

表7 支え合いセンターのアセスメント
総合評価区分

| 見守り区分 | 判断の目安 |
|-------------|--|
| A 重点見守り | 生活支援相談員の見守りと他機関のサービス利用・連携により、多期間他職種で関わる必要がある |
| B 通常見守り | 生活支援相談員が定期的に関わり、変化あるかどうか気に掛ける必要がある |
| C 不定期見守り | 生活支援相談員による定期的な関わりは不要であるが、引き続き見守りが必要である |
| D 必要なし・支援終結 | 生活支援相談員による関わりは特段必要ない |

支え合いセンターアセスメントシートにおいて、見守りの総合評価となる「最終判断」で判定区分D（見守り必要なし・支援終結）と評価された世帯が母集団（当初の見守り対象世帯数）に占める割合を「生活再建達成率」と定義し、「アセスメント実施日」を月単位で集計して被災後（2018年7月）からの「生活再建達成率」の累計推移を時系列で明らかにする。その上で被災当初の家屋状況や心身の状況等の区分がその後の生活再建に与える影響を「生活再建達成率」累計推移により評価する。

世帯別の生活再建達成時期データは本研究所によるアセスメント結果と紐付けられており、調査項目の回答別に「生活再建達成率」累計推移を描くことができる。分析においては調査項目の選択肢等の回答をパラメータとして累計推移のグラフを作成し、パラメータごとに明らかな差異があった場合、調査項目の内容が生活再建達成までの期間に影響を与えており、調査項目が生活再建の過程で影響を与える要素であるとして調査の妥当性があつたと判断した。

坂町での本研究所アセスメント調査実施1,551世帯のうち、支え合いセンターアセスメントシート688世帯1,281件が突合でき、本研究所アセスメント調査データ688世帯（327項目）と坂町地域支え合いセンターによるアセスメントシート1,281件（48項目）からなるデータセットが作成できた。最終評価がD判定（見守り必要なし・支援終結）となった636世帯を対象とし、被災当初の諸状況の違いが被災から支援が終結するまでに要した期間に及ぼす影響を明らかにした。

3.3 アセスメント調査の妥当性検証のための分析

本研究所の調査世帯と支え合いセンターが生活再建達成と認定した世帯を突合して得られた 636 世帯を分析対象とし、本研究所調査結果に基づく被災当初の状況による分類を行った。結果が顕著であった地区別、被災当時の元住所居住有無、被災者世帯 4 象限区分、からだ健康状況、こころ健康状況の各調査項目について設問の選択肢をパラメータとして生活再建達成率累積をグラフ化した。

図 4 に坂町内の調査地区別区分による比較を示す。小屋浦地区では全壊世帯が多く、生活再建に至る時期が遅くなる傾向が明らかである。

図 5 に被災当時の元住所居住有無区分による結果を示す。避難所や仮設住宅等に居住していたグループは被災から 2 年後の 24 ヶ月目において、元住所に居住グループに対し生活再建達成率が 21 ポイント低く、被災から 1 年～3 年後の差が著しい。

被災者世帯 4 象限区分による結果を図 6 に示す。「日常生活・住まいの再建支援世帯」グループの生活再建達成の遅れが著しい。

被災時のからだ健康状況区分による結果を図 7 に示す。被災当時にかからの不調が続いているグループは変わらないグループに対し、被災から 2 年後の 24 ヶ月目で 11 ポイント生活再建達成率累積が低い。被災当時のからだの不調がその後の生活再建に影響を与えている。

被災時のこころ健康状況区分による結果を図 8 に示す。被災当時にかからの不調が続いているグループは変わらないグループに対し、被災から 2 年後の 24 ヶ月目で 11 ポイント生活再建達成率累積が低い。被災当時のこころの不調がその後の生活再建に影響を与えている。

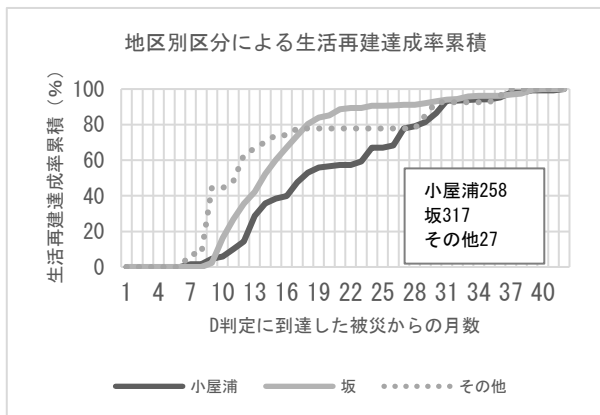


図 4 地区別比較

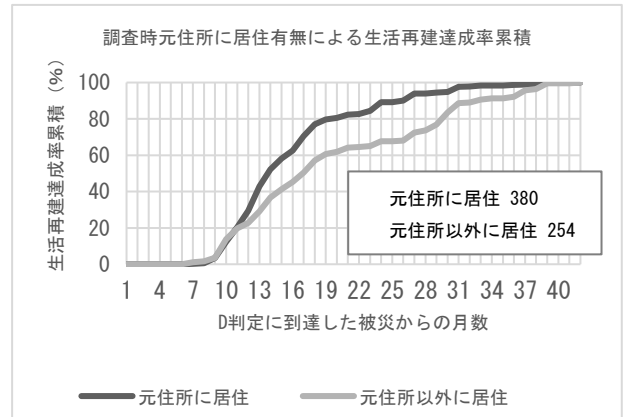


図 5 元住所居住有無別比較

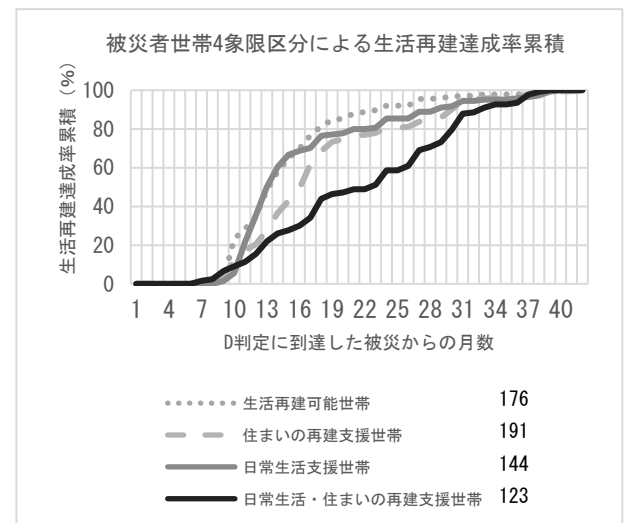


図 6 被災者世帯 4 象限別比較

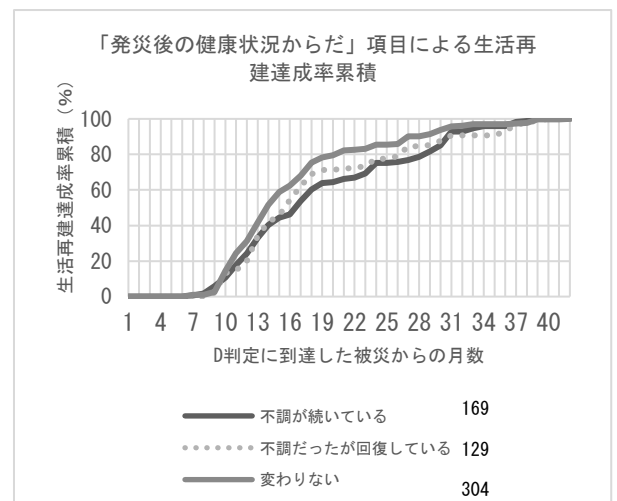


図 7 「発災後の健康状況からだ」項目別比較

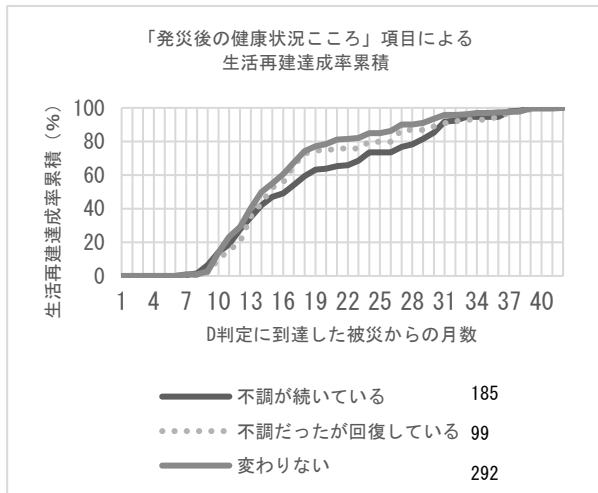


図8 「発災後の健康状況こころ」項目別比較

以上、調査項目の選択肢をパラメータとした生活再建達成率累積比較により、調査項目の内容が生活再建期の生活状況に影響を及ぼしている例を示した。特にからだところの健康項目では、被災2～3か月での心身の状態がその後の生活再建期に影響を及ぼして生活再建達成時期の違いとなって現れており、支援にあたって指標とすべき調査項目と言える。被災者世帯4象限区分においても各区分で明確な差が出ており、設定の妥当性を裏付ける要素となりうる。

次に、生活再建の達成までに要した月数と上記調査項目との相互関連を分析するために、Cox 比例ハザードモデル（以下、Cox 回帰分析）を用いた。目的変数に生活再建達成までの月数を、説明変数に地区別区分、元住所居住有無区分、被災者世帯4象限区分、からだ・こころ健康状況区分を設定して、ハザード比を算出した。なお、有意水準は5%未満とした。

Cox 回帰分析の結果を表8に示す。地区別区分では「被災前小屋浦地区に居住」と比べて「被災前坂地区に居住（ハザード比=1.55）」が、被災者世帯4象限区分では「日常生活・住まいの再建支援世帯」と比べて「生活再建可能世帯（ハザード比=1.43）」と「日常生活支援世帯（ハザード比=1.36）」が、生活再建の達成しやすさが統計的に有意に高かった。また、元住所居住有無区分では「調査時元住所に居住」と比べて「調査時元住所以外に居住（ハザード比=0.64）」が、生活再建の達成しやすさが統計的に有意に低かった。

表8 COX 回帰分析による生活再建達成までの経過月数に関する解析

| 地区別区分 | 人数 | ハザード比 (95%信頼区間) | p 値 |
|-------------------------|-----|------------------|------|
| 被災前(は)小屋浦地区に居住【基準カテゴリ】 | 226 | | |
| 被災前(は)坂地区に居住 | 278 | 1.55 (1.28-1.87) | 0.00 |
| 元住所居住有無区分 | | | |
| 調査時元住所に居住【基準カテゴリ】 | 292 | | |
| 調査時元住所以外に居住 | 212 | 0.64 (0.53-0.78) | 0.00 |
| 被災者世帯4象限区分 | | | |
| 日常生活・住まいの再建支援世帯【基準カテゴリ】 | 100 | | |
| 生活再建可能世帯 | 130 | 1.43 (1.07-1.92) | 0.02 |
| 住まいの再建支援世帯 | 156 | 1.29 (0.99-1.68) | 0.09 |
| 日常生活支援世帯 | 118 | 1.36 (1.01-1.82) | 0.04 |
| からだ健康状況区分 | | | |
| 変わらない【基準カテゴリ】 | 264 | | |
| 不調だったが回復 | 105 | 0.97 (0.75-1.25) | 0.79 |
| 不調が続いている | 135 | 0.95 (0.75-1.22) | 0.71 |
| こころ健康状況区分 | | | |
| 変わらない【基準カテゴリ】 | 266 | | |
| 不調だったが回復 | 86 | 0.90 (0.69-1.17) | 0.43 |
| 不調が続いている | 152 | 0.89 (0.71-1.11) | 0.30 |

以上、調査項目間の相互関連を分析し、生活再建期の生活状況に影響を及ぼす要素を検討した。分析の結果、被災者世帯4象限区分、地区別区分、および元住所居住区分によって、生活再建達成時期（外部変数）に違いが生じることが示された。生活再建移行期に実施されたアセスメント調査の結果と、その後の支え合いセンターによるアセスメントの結果に関連が見られたことで、基準関連妥当性を示すことができた。

一方、当分析は当研究所および支え合いセンターによる両アセスメントの結果を独立のものとして比較し、初期の生活状況と生活再建達成時期の相関を求めたものである。当研究所アセスメント調査の結果が、その後の支援優先順位に寄与し、生活再建達成時期に関与した可能性については、当分析では影響がないものとして取り扱っている。その理由として、被災者世帯4象限区分で支援が必要と分類された世帯で生活再建達成までに要する期間が長くなっていることが挙げられる。

4. 考察と今後の課題

4.1 考察

本研究所では2015年から生活再建への移行期における被災世帯への生活実態調査を計5回実施し、以下のような調査手法や分析方法を、実践を通じて先駆的に開発してきた。

①生活再建移行期に、被災世帯の状況・避難・家屋・健康・生活・今後の見通し等の情報を、訪問による悉皆調査を通じて把握する手法と、行政委託調査として住基情報との接続も確保しながら、調査を実施する体制の構築、②各被災世帯の回答結果を得点化し、それを「住まいの再建実現性」と「日常生活自立性」の2つの評価軸で4象限——「生活再建可能世帯」「住まいの再建支援世帯」「日常生活

支援世帯」「日常生活・住まいの再建支援世帯」——に区切られた座標値として表すことで、支援需要を定量的に評価する分析方法を確立した。これにより、個々の生活再建支援に向けた方策の検討を可能にすると共に、各被災世帯の回答結果を地区別に集計することで、地区単位の支援の種類とその総量を定量的に推計することを可能にした。

その結果、支え合いセンター等の生活再建支援機関において、見守り重要度の高い判定を受けた世帯から訪問を行うことで、支援需要に応じた早期の支援の開始と重点的な見守り活動の実施に寄与する可能性が示唆された。

また、支え合いセンターでの支援活動に支援需要評価の結果を用いることで、生活再建への移行期の諸状況の違いが、被災から支援が終結するまでに要した期間に及ぼす影響を明らかにし、調査項目等の設定の妥当性を示せた。

4.2 今後の課題と展望

本稿では、生活再建への移行期における被災世帯調査の実践と、調査結果と支援記録を突合した分析を通じて、支援需要を評価する具体的な方法とその妥当性を論じた。

災害時の被災者支援では、発災直後から避難生活期を経て生活再建を果たしていく復興期まで、さまざまな主体による調査やアセスメントが展開されており、東日本大震災以降の災害では一連の支援を切れ目なく提供することを目的とした「災害ケースマネジメント」（以下「DCM」）の必要性が議論されている¹⁾²⁾。

DCMでは、被災世帯の多様な支援需要を①被災者からの申請だけでなくアウトリーチで把握し、②災害法制だけでなく社会保障制度なども利用しながら、③行政だけでなく民間の多様な主体も参加して、継続的に支援を届ける点に従来の支援との違いがある²⁾³⁾。

本稿で詳述してきた生活再建移への行期における被災者生活実態調査の目的は、効果的な支援を可能にする支援需要評価（の手法の開発）であった。従って、被災者支援を目的とする DCM のケースワークにおけるアセスメントとは異なるものであり、また、DCMによる支援の有効性や支援手法の評価を行うものではない。しかし、被災者の抱える課題を、生活実態調査を通じて包括的に把握し、定量的に支援需要を評価するという本研究により得られる成果は、適切な生活再建支援活動に寄与するもの

であり、DCMが視野に入れている他のフェーズにおけるアセスメントや支援プランの策定・実行にも応用できると考えており、今後の研究課題としたい。

また、政府や自治体においても DCM の理念に基づく被災者支援が議論されているが、具体的な調査の実施手順や分析手法、財源や人材の準備はこれからである。DCMに取り組む自治体が調査を実施できるようにするためには、より簡易に費用をかけずに行う調査手法を開発する必要がある。

今後は DCM の視点から被災者支援の在り方を吟味した上で、これまでの調査結果と生活再建支援活動の記録を突合させたデータセットを使用して、生活再建を長期化させる要因を抽出・分析を進め、調査の項目整理や結果の集約を行い、より簡易に被災者 4 象限分類を行えるシステムの開発・提供等を通じて、漸進的に自治体が DCM を実現するための独自の被災者生活実態調査手法を確立する支援をめざしたい。

謝辞

本稿は令和 3 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（研究代表：尾島俊之）により実施した調査（坂町・追跡調査）の分析結果および 2015 年以降に行ってきた調査で得られた知見に基づいており、実態調査にご協力いただいた被災自治体、災害支援関連機関、調査員、被災地域の皆様、そしてご助言をいただいた浜松医科大学尾島俊之教授に深謝します。

参考文献

- 1) 津久井進 (2020) : 災害ケースマネジメント・ガイドブック, 合同出版.
- 2) 菅野拓 (2022), 災害対応のマルチセクター化と社会保障のフェーズフリー化, 社会福祉研究, 鉄道弘済会, 142 号, pp. 2-10.
- 3) 内閣府 : 災害ケースマネジメント, 防災情報のページ <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisayagousei/case/index.html> (2023-06-13)
- 4) 内閣府 : 多様な被災者支援主体による連携について, 防災情報のページ <https://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol1/tayounarenkei.html> (2023-11-20)
- 5) ダイバーシティ研究所 : 2020, 令和 2 年 7 月豪雨調査報告書 p. 118、図表 8-7 https://diversityjapan.jp/dl/210309_kumamoto202

- 0_assess-report-detailed.pdf (2023-11-20)
- 6) 被災者をNPOとつないで支える合同プロジェクト
https://blog.canpan.info/tsunapro/category_1/1
(2023-06-13)
- 7) ダイバーシティ研究所：特集・西日本豪雨（2018/7
月） <https://diversityjapan.jp/heavy-rain-2018/>
(2023-06-13)
- 8) 仙台市：東日本大震災 仙台市 復興五年記録誌
<https://www.city.sendai.jp/shinsaifukko/shise/aishinsai/fukko/5nenkiroku.html> (2023-06-13)
- 9) Messick, S. (1989). Validity. In R. L. Linn (ed.), Educational measurement (3rd ed) (pp. 13-104). Washington, DC : American Council on Education & Macmillan. (メシック, S. 池田 央・柳井晴夫・藤田恵璽・繁榊算男 (監訳) (1992). 教育測定学 (上巻) (pp. 19-145) みくに出版

災害被災地における探究的な学びは、子どもたちのシティズンシップ形成を促したのか？

— 福島県双葉郡ふるさと創造学に着目して —

Did inquiry-based learning in disaster-affected areas promote citizenship formation among children?

— Focusing on Furusato Souzou Gaku —

千葉 偉才也*1

Izaya Chiba*1

本研究では、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故によって避難を経験した福島県双葉郡8町村において取組まれている探究的な学び「ふるさと創造学」に着目し、ふるさと創造学が子どもたちのシティズンシップの形成にどのような影響を及ぼしているのかを明らかにすることが目的である。本研究では、ふるさと創造学を設置する背景となった双葉郡教育復興ビジョンを取り上げ、シティズンシップとの親和性について分析を試みた。また、より具体的な取組みを分析するために、広野町におけるふるさと創造学に取り組む中学3年生を対象に質問紙調査を行った。その結果に基づき、災害被災地における子どもたちのシティズンシップの獲得の必要性について論じた。

キーワード: 教育復興 ふるさと創造学 シティズンシップ 探究学習 避難

Keywords: Educational revitalization Furusato Souzou Gaku Citizenship Inquiry learning evacuation

1. はじめに

1.1. 研究の背景と目的

2011年3月11日に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故は、東日本全域に甚大な被害をもたらした。発災から12年が経過したが、原子力災害による強制避難を余儀なくされた福島県においては、今もなお27,399人⁽¹⁾の県民が県内外に避難をしている。

この間、福島第一原発の立地地域である福島県双葉郡8町村は、すべての地域が避難指示の対象となり、8町村すべての自治体の役場機能は避難先に移転、設置された。

役場機能同様に、公教育もまた自治体内での活動継続が不可能となり、双葉郡内に立地されていたすべての公立学校が休校した。公教育の再開は、自治体ごとに検討され、各自治体は避難先での教育活動の継続を、①仮校舎、仮設校舎の設置によって再開、②避難先地域の既存の学校に区域外就学を行う、の主にいずれかの方策をとり進めた。

その後、各自治体は避難の長期化に伴い、自治体単独では解決できない教育課題を、双葉郡全体にお

ける広域連携によって解決の糸口を見出そうと各自治体の教育長らによる福島県双葉郡教育復興に関する協議会を設置し、共通の認識のもとに2013年7月「福島県双葉郡教育復興ビジョン」を策定した。

各自治体は、策定された教育復興ビジョンをもとに、様々な施策に学校で取り組むのだが、特に教育復興として力を入れたのは双葉郡独自の探究的な学び「ふるさと創造学」の創設と導入であった。

しかしながら、教育復興ビジョン策定から10年が経ち、8町村の教育環境は大きく異なりつつある。教育復興ビジョン策定時は多くの学校が避難先で教育活動に取り組んでいたが、2023年4月に大熊町立学校が12年ぶりに町内で学校を再開し、避難先で教育活動を継続している自治体は双葉町をのみとなった。また、ふるさと創造学に携わる教員の多くは教育復興ビジョン策定以降に他地域から異動してきた者や、入職してきた者となっている。さらには、ふるさと創造学に取り組む児童・生徒は発災後に誕生した年代が多数となり、他地域から移り住んできた児童生徒も増えている。10年前とは、児童生徒、学校、地域的前提条件が大きく変わってきている。

*1 福島大学教育推進機構 特任准教授

Project Associate Professor, Office of Higher Education Planning & Support, Fukushima University.

このような状況下においては、ふるさと創造学の教育的意義を今一度問い直すことが必要である。教育復興ビジョンでは、「ふるさとへの誇りと自ら未来を切り拓く生きる力を育み、復興や持続可能な地域づくりに貢献したり、全国や世界で活躍したりする人材を創出する」ことを目指し双葉郡ならではの魅力的な教育を推進するとしているが、これはいわばシティズンシップの育成であると捉えることができる。

そこで本研究では、ふるさと創造学を、避難を経験した地域を構成する児童生徒へのシティズンシップ形成の取組みと位置付け、その有効性について検討を試みることを通じ、現在の双葉郡における教育的意義を考察することを目指していきたい。

1.2. 既往研究と本研究の位置づけ

マーシャル(1950=1993)は「シティズンシップ」について、共同社会の完全なる成員である人々に与えられた地位身分である(マーシャル, 1950 = 1993, p37)と説明している。マーシャルが述べている構成員としての意は、国家という枠組みではなく、社会を構成する者である。一方で、現代においては広く社会という括りに限らず、様々なコミュニティや地域社会の成員として捉えられることが多い。

シティズンシップと地域社会との関係については、寺島(2013)がシティズンシップを「市民性」と表現した上で、その形成は公教育や大学でのみ行われるのではなく、市民性形成の基盤となるのは家族であり、教育であり、地域社会である(寺島, 2013, p14)と論じている。ふるさと創造学は、地域社会との密接な絡みの上に成り立つ学習であるならば、その基盤をどのように地域社会と形成するかの議論は大いに参考になる。

イギリスにおける公教育の科目としてシティズンシップ教育が設置される際に大きな影響力を与えたクリックリポートでは、シティズンシップは①社会的・道徳的責任、②コミュニティへの参画、③政治的リテラシーの3つの柱で推し進めるべき(Qualifications and Curriculum Authority, 1998, pp39-40)と結論付けている。ふるさと創造学は、「教育と地域復興の相乗効果」を掲げて取り組む学習であることから、コミュニティへの参画は評価の指標として重要な点ではあるが、これまでふるさと創造学を対象にシティズンシップの形成については勿論、コミュニティへの参画について学習効果を明らかにしようとした研究はなされていない。

一方で、ふるさと創造学を対象に、その学習の課題について取り上げた研究はある。例えば、初澤(2020)は、震災直後の「ふるさと学習」と現在の「ふるさと学習」とでは、子どもにとって「ふるさと」の意味が異なっていると言わざるを得ない(初澤, 2020, p158)と述べ、長期的な避難の中で元の地域から離れて行くふるさと学習を問い直す必要について論じた。さらに初澤は避難先で行うふるさと学習は、出身地域への帰還を前提とするものであるとし、それは多くの場合に子ども自身が選択したのではなく、「大人」や「行政」の願望に基づいたものであることを否定できない(初澤, 2020, p166)とその危うさを指摘した。初澤の論は、避難の長期化と複雑化する帰還の状況を踏まえてふるさと学習の在り方を問うことの重要性に触れ、その上でその背後にある政治的な事由について言及していることは、子どもとシティズンシップを考えるにあたり重要な論点である。さらに、ふるさと創造学が想定している「コミュニティ」が「ふるさと」であるのであれば、初澤が危惧しているふるさとの意味を問い直すことは、子どもたちが参画するコミュニティを問い直すことを意味するであろう。

また、吉田(2021)はふるさと創造学の策定過程に携わった教育長らが、策定過程において多様な視点から双葉郡の学校教育の復興を考える意義を理解し、従来のふるさと学習や防災教育の意識から変容があったことを指摘している。さらに、ふるさと創造学には「自分たちの失敗を糧として社会を形成してほしい」(吉田, 2021, p99-100)という思いがあったことも明らかにし、策定者がふるさと創造学を通じて社会を形成する人材を育成しようとした期待を読み取ることができる。

山川(2022)は、原子力災害や被災地復興の問題に接近することを目的に長期避難を経験した双葉郡の子どもたちが学校教育の場でどのように学んでいるのかに着目し、双葉郡教育復興ビジョンの策定から各自治体の学校におけるふるさと創造学の取組みについて整理をした。また、ふるさと創造学における鍵概念となる「ふるさと」への問いについて、児童・生徒と教職員による現状把握から組み立てていく学校現場での「協働作業のプロセスこそがふるさと創造学である」(山川, 2022, p51)と結論付け、その学びを充実したものにするために地域で暮らし働く人たちとの交流の機会であるフィールドワークが重要であることを指摘している。吉田と山川の論においても社会や地域との接点についての言及があるが、ふ

るさと創造学が児童・生徒にどのような変容をもたらした、社会や地域をどのように捉えたのかについては、調査の対象としていないために読み取ることが困難である。また、いずれの調査も学校外から行われているため、ふるさと創造学に取り組んだ児童・生徒への接近はできていない。

本研究では、これらの研究を踏まえ、ふるさと創造学の教育的意義について、シティズンシップの観点から検討を行う。その際に、ふるさと創造学に取り組んだ生徒への接近を試み、これまで明らかにされてこなかった学習を通じた変容について、確認をしたい。

1.3. 調査の概要

本研究ではまず、教育復興ビジョンと、ふるさと創造学について取り上げ整理を行う。その上で、ふるさと創造学をシティズンシップの観点からどのように捉え直すことができるのか検討を行う。

次に、広野町におけるふるさと創造学に着目をし、2022年度に広野町立広野中学校においてふるさと創造学に取り組んだ3学年18名を対象に行ったアクションリサーチを介した質問紙調査の分析を行う。その際に、授業内で生徒が制作した成果物と感想文の内容を質問紙調査の分析に活用をした。記述内容を定量的に捉えるために計量テキスト分析ソフトKH Coderを使用する。これらを踏まえて、総合考察を行う。

2. 双葉郡教育復興ビジョン

2.1. 双葉郡の教育環境

2011年3月時点、双葉郡には小学校19校に4154人、中学校11校に2325人が在籍をしていた。原発事故によってすべての学校が休校になり、教育活動の再開は大熊町のように2011年4月に避難先で学校再開を行った自治体もあれば、双葉町のように県外避難先で既存の地域の学校に区域外就学を行う判断をした自治体など、その対応は様々であった。

2023年4月時点では、双葉町の学校が避難先のいわき市で継続している以外、残り7町村は元の自治体内での学校再開を果たしている。他方で、児童・生徒数は震災前に比べ激減し、極少規模学校となり教育活動に支障をきたす現状も見られる(双葉郡教育復興ビジョン推進協議会, 2022, p3)。

2.2. 双葉郡教育復興ビジョンの策定

一方で、このような双葉郡の教育環境は、原発事故直後から予見はされていた。そのため、双葉郡内の教育長らから成る教育長会は、福島県双葉郡教育

復興に関する協議会(以下、復興協)を設置し、複雑化した双葉郡の教育環境の改善に向けた議論を進めた。復興協は、委員として8町村の教育長が参画した他に、協力員として大学教員、民間団体、福島県教育委員会、文部科学省、復興庁などが加わり、助言を行った。また、教育復興ビジョン策定以降は、双葉郡教育復興推進協議会(以下、推進協)が設置され、教育復興ビジョンに基づいた教育復興施策を進めている。

復興協は、双葉郡の教育復興を進めていくにあたり、以下の5つの方針(双葉郡教育復興に関する協議会, 2013, pp6-7)に基づいて実行していくことを重要だとした。

- ①震災・原発事故からの教訓を生かした、双葉郡ならではの魅力的な教育を推進する。
- ②双葉郡の復興や、持続可能な地域づくりに貢献できる「強さ」を持った人材を育成する。
- ③全国に避難している子供たちも双葉郡の子であるという考えのもと、教育を中心として双葉郡の絆を強化する。
- ④子供たちの実践的な学びが地域の活性化にもつながる、教育と地域復興の相乗効果を生み出す。
- ⑤双葉郡から新しい教育を創り出し、県内・全国へ波及させる。

復興協は、5つの方針を具体的に進めていくための方策として、各学校段階を通じて一貫した価値観・教育目標・カリキュラムによる教育を掲げた。その理念では、「創造力と想像力、この2つの力で子供たちの夢と人間力を育て、地域の復興に主体的・協働的に関わる人材を育成する。」と述べ、地域社会への参画、いわばコミュニティへの参画が示されシティズンシップの要素が明示されている。また、教育目標として「個人を尊重し各々の個性や能力等の伸長を目指すとともに、応用力、課題解決力、実践力を重視する学力観に転換」を設定し、その説明として「OECD キー・コンピテンシー等も参考としながら、単なる知識・技能の習得に留まらない応用力、課題解決力、実践力を重視する学力観に転換する。」と述べられている。ここで触れられているキー・コンピテンシーとは、OECDが1997年から始めた、DeSeCo(Definition and Selection of Competencies)プロジェクトにおいて整理がされ、多数の加盟国によって国際的合意がなされた新たな能力概念である。本稿においては、詳しく取り上

げることにはしないが、OECDの基本理念として掲げる自由・民主主義を推し進めていくために、教育を通じて市民が獲得すべき能力を指している。山本・久保田(2010)はキー・コンピテンシーを、民主的市民性(Democratic Citizenship)に基づく教育の要求(山本, 久保田, 2010, p86)と説明を試みたが、この論に依拠するのであれば、復興ビジョンの教育目標もまたOECDが有する価値観に影響を受け、それは民主的な市民性を目指すことであると受け取ることもできよう。

2.3. ふるさと創造学

教育復興ビジョンで示された方針を進めるために、2014年度から双葉郡の公立学校では探究的な学びとして「ふるさと創造学」が開始された。

ふるさと創造学は、双葉郡の学校が地域を題材に取組む探究的な学習の総称(双葉郡教育復興に関する協議会, 2013, p2)とされ、総合的な学習の時間を活用して各学校において取組まれている。

学習のねらいは、「自らの未来を切り拓く力とふるさとへの誇りを育むこと」とし、日常生活や地域社会に目を向けて、子ども達が自ら課題発見と解決のために思考し学ぶアクティブ・ラーニングを重視する。そのために、学習指導要領においても重要視されている探究のプロセスとして、①課題設定、②情報収集、③整理・分析、④まとめ・表現、のサイクルをらせん状に繰り返しまわして、伸ばしていくことを目指している。

学習で扱うテーマは、伝統文化や歴史、自然、くらし、産業、復興・まちづくりなど、地域に関わる「もの」「こと」「ひと」のすべてが学びの素材とし、地域に関わる人びとの思いや考えも対象となるとしている。

山川は、2020年度に取組まれた各学校のふるさと創造学を取り上げ、ふるさと創造学のテーマは大きく2つの異なった傾向があることを指摘した。それは、町村内に立地する学校と、避難先に立地する学校とで扱うテーマが異なり、前者は「より体験的で具体的」であり、後者は児童・生徒がフィールドワークを実施することが難しいために「抽象的傾向が全体的に表れている」(山川, 2022, p36)としている。他方で、教育復興ビジョンが策定された段階では、町村内で学校活動を再開している自治体は8町村のうち、川内村と広野町の2町のみであったことから鑑みると、策定段階で想定された学びは後者の色が濃く、避難をしている状況から元々住んでいた地域を学ぶことを試みたことが、ふるさと創造学の出発点であ

ったと理解することもできよう。

いずれにせよ、ふるさと創造学はコミュニティとの接点なくしては目標を達成することができないことから考えると、シティズンシップの一つの柱とされるコミュニティの参画が重要な要素となる。山川の指摘する二つの傾向を、シティズンシップの文脈で捉えなおすのであれば、前者は「避難から帰還した子どものシティズンシップ」であり、後者は「避難先の子どものシティズンシップ」の取組みだといえよう。

このように、自治体のおかれている状況によって、学びの在り方、ふるさと創造学で扱うテーマなどは変化してきた。それ故に、各自治体が、ふるさと創造学をどのような意図で捉え、学習を通じて児童・生徒に何を獲得させようとしたのかは、自治体によって異なっている。

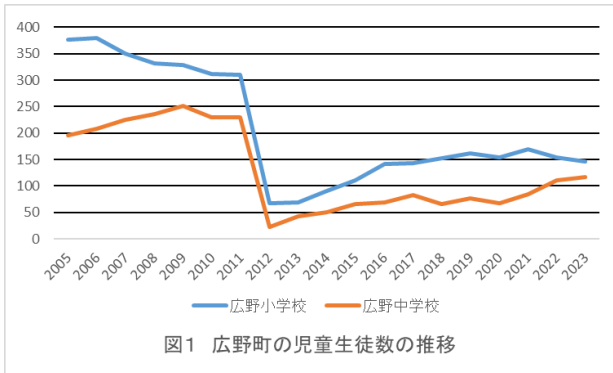
さらに、8町村の学校毎の取組み状況を概観すると、各年度において取組む内容が異なり、各学年の教員の方針や裁量に大きく影響を受けていることがわかる。教育委員会と学校が協議を行い、ふるさと創造学のカリキュラムを検討した例はあるものの、年度を越えて継続的に取組まれているケースは限定的である。他方、数少ないといえども、広野町立広野中学校が2015年度から、檜葉町立檜葉中学校が2018年度から継続的に、教育委員会と学校の協議によって策定したカリキュラムを実施している。本稿においては、ふるさと創造学が開始された初期から継続的に同一カリキュラムで取組んでいる広野中学校の事例を参照し、自治体や学校が、ふるさと創造学をどのように受け止め、カリキュラム化したのかについて確認をしたい。

3. 広野町におけるふるさと創造学

3.1. 避難と帰還における諸課題

広野町は、太平洋に面し、双葉郡の最南端に位置している。北は檜葉町、南はいわき市に隣接している。福島第一原子力発電所から20キロの距離にあり、町内には広野火力発電所が立地している。また、檜葉町との境界に日本サッカー界初のナショナルトレーニングセンターであるJヴィレッジが立地されており、東日本大震災以前は各年代の日本代表が合宿を行うなど、日本サッカーの強化のために使用されていた。広野町は、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故によって、屋内退避指示が発令され、その後に全域が緊急時避難準備区域に指定された。同年9月には緊急時避難準備区域が

解除され、段階的に町への帰還が始まったが役場機能が町内に戻ったのは2012年3月、幼稚園、保育園、小学校、中学校が町内で再開したのは同年8月となった。ほぼ全住民が避難を経験した双葉郡の自治体においては、川内村に次いで2番目に早い元の地域での役場機能再開、教育機関の再開となった。



出所：広野町教育委員会提供

図1は広野町の小学校、中学校の児童・生徒数の推移である。2012年度の在籍数が、震災前にあたる前年度に比べ大幅に減少している。双葉郡内の川内村を除く他自治体に比べれば、広野町は避難から学校再開までの期間が1年5カ月であり、広野町の次に学校再開をした檜葉町の6年1カ月（2017年4月再開）といった避難の長さとは状況が異なる。しかし、避難期間の長短に限らず、これまで誰もが経験をしていない原子力災害による避難は、自治体の教育環境の整備において、とても難しい状況をもたらした。本稿においては、ふるさと創造学に関連する部分のみ取り上げるが、避難に起因した問題は地域コミュニティ全体に影響を与えている。

広野町教育委員会は、避難を経験して元の地域に戻った子どもたちが抱える諸課題を整理した上で、ふるさと創造学として子どもたちに提供できる教育プログラムを検討した。その際に広野町教委員会が重点とした課題は、①震災以降増えたマスメディアによる子どもたちへの取材、②複雑化した地域コミュニティとの接点の創出、③変化する故郷の記録、の三つ（ひろの映像教育実行委員会, 2015）である。

震災と原発事故以降、マスメディアを中心に被災地の状況は多く取材をされ、国内外に報道されてきた。被災した子どもたちも例外にはならず、様々なメディアによって取材をされ、応じてきた。一方で、広野町教育委員会が危惧したのは、子どもたちがメディアの特性を理解せずに無防備に取材を受けてい

ることであった。①の課題は、そうした背景から、正しくメディアの特性を理解し活用していくための学びを提供することの必要性を指摘したとされている。

②は、避難を契機にそれまで維持されてきた地域コミュニティが崩壊し、帰還しても元の地域コミュニティが回復していない状況の中で、子どもたちがどのように地域住民と接点、交流を行えるかの課題である。文部科学省は社会に開かれた教育課程の実現を掲げ、各地域における学校づくりを推進してきたが、避難を経て帰還した地域においては、子どもたちは勿論のこと、学校や教員も元々の地域とのつながりが分断されてしまっている。これは、避難が自治体内の地域ごとに行われなかったことや、住民の自主的な避難判断など、原因は様々である。しかし、現実的に、避難指示の解除に伴い地域に戻っている住民は、震災前と同じ状況ではなく、住民同士のつながりや地域コミュニティも複雑化している。そのような状況下で子どもや教員、学校がどのように地域コミュニティと接点を見出し交流し学びの環境を整えていくかは大きな課題であった。

さらには、災害被災地特有の課題として、災害によって破壊されたインフラなどを復旧することや、新たに防災に強い地域づくりを進めるために防潮堤や防波堤の建設を行うなど、元の地域の景観が変化していくことが挙げられる。復旧や復興に向かう過程では避けられない取組みである一方で、元々の地域の記録や、そこに住まう人々の情景や生活の営みなどをどのように記録をしていくかは大きな課題とされてきた。

これらの課題に、ふるさと創造学を通じてどのように向き合えるのが、広野町教育委員会におけるふるさと創造学のカリキュラム検討の大きなテーマであった。

3.2. いいな広野わが町発見—ふるさと創造・映像教育プロジェクト

広野町では2014年度から広野町教育委員会、広野中学校、大学機関、民間団体によって「ひろの映像教育実行委員会」（以下、実行委員会）が組織され、同年度に開始されたふるさと創造学について協議を重ね、広野町が置かれている環境や子ども達や住民の状況を踏まえたふるさと創造学の設計を検討した。広野町教育委員会が掲げた重点課題との向き合い方として、実行委員会が参考にしたのは、オーストラリアにおいて移民教育として取組まれていたシネリテラシーであった。

シネリテラシーとは、映画を論理的に読み解き、協働のもとに映画を制作する教育活動を意味(千葉, 2021, p44)し、ニューサウスウェールズ州において 2000 年から公教育として始まった教育手法である。多文化主義を掲げているオーストラリアでは、2000 年の国勢調査で国民の 4 人に 1 人が外国生まれ (Australian Bureau of Statistics, 2022) とされ、両親のいずれかが外国生まれの割合はさらに高まり、多様な文化背景を持つ市民によって社会が構成されている。それは同時に、多様な文化背景を乗り越える必要性を意味し、映画制作を活用してその課題に向き合うことを試みたのだ。これは、オーストラリア掲げる多文化主義の基盤をつくるための市民の教育であり、民主社会を担うシティズンシップ形成の取組みである。

本稿では、シネリテラシーの詳細については取り上げることはしない。ただ、広野町が着目したのは、「多様な文化背景を乗り越える」ための教育の取組みであり、それは突然の避難によって多様な体験をした子どもたちの境遇と重ね合わせての期待が込められていたことは注目に値する。それは、元の地域への帰還をした子どもたちが地域に参画するためのきっかけとしての取組みへの期待であり、復興ビジョン同様にコミュニティへの参画を通じたシティズンシップの形成への期待でもあると捉えることができよう。

実行委員会がシネリテラシーを参考に設計した教育プログラムは「ひろの映像教育プロジェクト」として広野中学校において 1 学年が取組むことに至った。その後、広野中学校では継続的に映像制作を通じた探究的な学びが実施され、2019 年度からは全学年に範囲を広げ探究的な学習に中学校 3 か年の計画で取組み、映像メディアに限らないメディアコンテンツ制作教育に取組んでいる。

3.3. 2022 年度 3 学年「ルーツプロジェクト」

2022 年度の広野中学校 3 学年は、ふるさと創造学の学年テーマ「ふるさとを創る」に取組むにあたり、広野町を構成している「人」に着目をした。その際に、町が掲げている移住定住施策と関連し、「人の移動」を取組みのキーワードとして設定をした。1 学期の初期段階では、教員が生徒たちに「私たちはなぜ広野町に住んでいるのか?」という質問を問いかけることから探究学習が開始され、年度を通じて「人を移動させる力はどのようなものなのか」という問いと向き合い、生徒自身が地域への居住や移住について思考を巡らせた。

この学習計画の背景には、震災と原発事故による避難と帰還という双葉郡特有の事情の他に、全国的に進められている都市部から地方への移住定住政策がある。広野町もまた移住者の呼び込みに積極的な政策、施策を打ち出し、3 学年のテーマを扱う上で、移住者を意識した地域づくりを考えることは切り離せないことであった。そのため、地域の未来を思考することや、地域を創っていくために、どのような理由を持って人が移動するのかという問いと向き合うことが、重要であると考えた。この一連の取組みを生徒が自らのルーツや町民のルーツに向き合うことから「ルーツプロジェクト」と称して取組まれた。

筆者は、本学習の初期段階から教員との意見交換を行い、ほぼ全ての学習の経過を観察し、部分的に授業を主導する役割を担った。

表 2 ルーツプロジェクト 2022 指導計画

| 月 | 内容 | 時数 |
|----|---|----|
| 6 | 1オリエンテーション、アンケート回答 2地域を構成している人々を考える 1)どんな人たちが住んでいるのか 2)家族への予備調査 3移住と発信方法について考える | 8 |
| 7 | 1)移住に関する授業※ 2)ラジオに関する授業※ 3探究活動① 1)問いの設定 ・私たちはなぜ広野町に住んでいるのか ・家族はどんな理由で広野町に住んでいるのか ・人はどんな理由で移動をするのか 2)情報収集 ・移住経験のある町民の選定 ・町民インタビューに向けた予備調査 ・インタビューの実施 3.整理分析 ・インタビューで知り得た情報を整理する ・インタビュー内容を踏まえて生徒自身の考えをまとめる。 | 10 |
| 8 | 2)情報収集 ・移住経験のある町民の選定 ・町民インタビューに向けた予備調査 ・インタビューの実施 3.整理分析 ・インタビューで知り得た情報を整理する ・インタビュー内容を踏まえて生徒自身の考えをまとめる。 | 4 |
| 9 | 4)まとめ・表現 ・ラジオ番組の構成を考える ・台本の作成 ・ラジオ番組のリハーサル ・ラジオ番組の録音 ・町民向け報告会にて発表 | 20 |
| 10 | 4探究活動② 1)問いの設定 ・探究①活動で気付いた地域づくりの課題 2)情報収集 ・新聞やテレビなど時事問題との接点創出 ・広野町や近隣地域の地域づくり情報 3.整理分析 ・議会質問の検討 4)まとめ・表現 ・子ども議会において町執行部へ質問 | 10 |
| 11 | 5反省、感想、アンケート回答 | 10 |
| 12 | 5反省、感想、アンケート回答 | 8 |

出所：広野中学校

3.4. ルーツプロジェクトの概要

表 2 はルーツプロジェクトの年間を通じた指導計画である。まず、1 学期段階では、先述の通りの問いかけを行い、人の移動の理由を考え、生徒自身や生徒の家族への予備調査などを行った。2 学期には、5 人程度で編成された班ごとに移住経験のある町民へのインタビューを実施し、多様な移住体験に触れる

機会を創出した。さらに、そのインタビューで得た情報を、ラジオ番組形式でまとめ、他者に伝えていくことを目的に番組制作を行った。その後、協力いただいた町民らを招待しラジオ番組の公開生放送形式で報告を行った。2学期末には、広野町役場において子ども議会が開催され、生徒がルーツプロジェクトの取材とまとめの段階で気付いた視点から質問案を考え、町長をはじめとした町役場執行部に対して、質疑を行った。

3.5. 分析に用いるデータ

本研究では、主に以下の三つのデータを用いる。一つめは、生徒への質問紙調査である。本プロジェクトでは、担当教員と筆者により、学習を通じた生徒 18 名の学習効果と変容を確認することを目的にプロジェクトの開始時（6 月）と終了時（12 月）に質問紙法による調査を実施した。調査項目の概要は以下の通りである。

① 調査票 A（事前調査）

広野町への理解（問 1-図 2a）、広野町への愛着や想い（問 2）、政策課題（移住）への理解（問 3-図 2a）、生徒や家族の体験について（問 4, 5, 7）、生徒自身の移住の可能性について（問 6-図 2c）、ルーツプロジェクトに対する意識（問 8）。

② 調査票 B（事後調査）

広野町への理解（問 1-図 2a）、広野町への愛着や想い（問 2）、政策課題（移住）への理解（問 3-図 2b）、生徒や家族の体験について（問 4, 5, 7）、生徒自身の移住の可能性について（問 6-図 2c）、ルーツプロジェクトに対する意識（問 8）。

二つめは、学習において 10 月に制作された成果物内のインタビュー音源である。本学習では、各班が移住経験のある町民にインタビュー取材を実施し、そのインタビュー音源を組み込んだ形式でラジオ番組を制作した。番組には、各班がインタビュー取材の中で特に重要とした箇所が抽出して使用されている。この箇所を定量的に分析する際には、計量テキスト分析ソフト KH Coder を使用する。

三つめは、学習の締め括りとして 12 月に実施された広野町子ども議会の感想文である。本プロジェクトでは、6 月から始まったふるさと創造学の取り組みの締め括りとして、広野町子ども議会において生徒が質問をし、町執行部が答弁を行った。子ども議会の閉会後に生徒が記述した感想文を用いて、二つ目と同様に KH Coder による分析を行う。

3.6. 学習効果

2022 年度広野中学校 3 年のふるさと創造学の学習

効果を検証するにあたり、まずは学習の開始時（事前）と終了時（事後）に実施した質問紙調査を確認する。

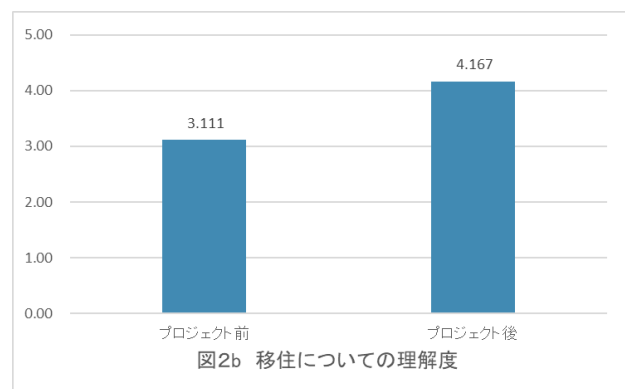
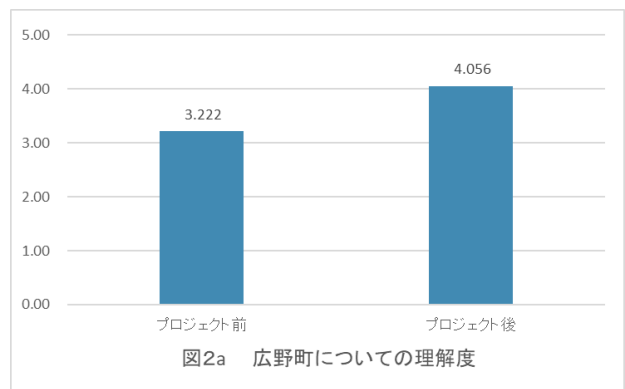
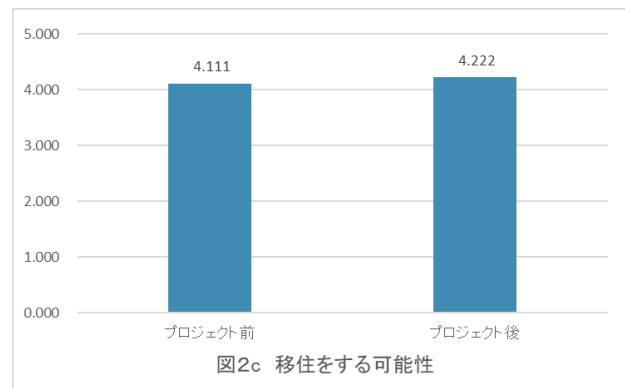


図 2 のグラフ群は、学習の事前と事後で同じ設問をした項目の回答結果の平均値をグラフ化したものである。図 2a はふるさと創造学においても重要な目標である地域への理解度の回答結果だが、事前調査に比べて事後調査では自己評価が上がっている。その理由として「広野町に住む人達と出会う、広野町のことをさらに知れたから」や「広野の環境だけでなく、どんな人が住んでいるか、そしてその人がどう思っているかを知れたから」とした記述回答が複数あったことから、地域への理解が行政区域とし

での「町」という規模から「町を構成する人」にシフトした可能性を伺うことができる。図 2b、c は今回の学習で取り上げた町の特定政策への理解度を測る目的の設問であるが、いずれも事前に比べ事後が高くなっている。図 2c における事後の回答理由には事前には記述回答がほぼ無かった生徒が「高校を卒業したら県外の専門学校に進学しようと思っているから。」や「私の持っている将来の夢は広野では叶えられない可能性があるから。」と記述をするなど、学習を通じて特定の政策を「自己との結びつき」として捉えることが増えたことを示し、数値的な伸び幅では確認することが難しい質的な変化、成長が見られたとも考えることができる。

事後のみの設問として「学習を通じて移住についての考え方が変わったか？」に対しては、18 名中 13 名が「変わった」と答えている。変わった理由を概観すると、「移住して学ぶことや町への思いが変わることもあるんだなと思ったから。」や「移住をすることでさまざまな選択肢があると実感した。」など、生徒自身がそれまで持っていた移住イメージに、新たな可能性が加わったことを述べる回答が複数あった。また、「移住は自分の気持ちだけでは決めていいものではないと知れたから」や「自分の意思じゃない移住もあるのだと分かったから。」などに見られるように、個人としての行動や決断のみでは許容されない、家族や集団との関係性に言及する回答もあったことは、後述する生徒自身の移住体験に関する回答とも連関する災害による強制的な移動である避難を経験した地域特有の要素があるとも考えられる。「学習を通じて広野町への想いに変化はあったのか？」の問いに対しては、18 人中 9 人が「変わった」と回答をし、「広野町には、いろいろな移住経験を持つ人がいるのだとわかったから」や「最初より、広野町に興味を持つことができた。」など学習活動で知り得た人や情報によって地域への関心が高まったとする回答があった他に、「将来の広野町がもっとよい町になって欲しいと思った」や「自分にも広野町のためにできることをやりたいと思えたから」、「自分も将来広野町を支える人材になりたい」など地域が発展していくことへの想いや自らがその担い手として携わる意識についての記述が目立った。これは、いわばコミュニティへの参加意識とも捉えることができよう。

また、学習効果を測る目的ではないが、事前と事後において生徒自身の移住の経験についての設問をしている。事前の回答では、18 人中 16 名が「移住

経験がある」、1 名が「どちらともいえない」、1 名が「ない」と回答をした。移住経験有の結果を個別に確認すると、移住経験はすべて震災と原発事故による避難であったことがわかった。しかし、事後の回答結果では、「移住経験がある」と回答したのは、事前と比較して 3 名減った 13 名となり、「ない」と回答した生徒は 0 人になり、その代わりに「どちらとも言えない」と回答した生徒が 4 名増え 5 名となった。これは、学習を通じて多様な移住経験者へのインタビューや自己の考えの整理などの課程で、自身の避難経験が移住にあたるのかどうかについて、生徒自身が考えた揺らぎが反映されたと考えられる。先述の「自分の意思じゃない移住もあるのだと分かったから」と述べた生徒が指摘した、意思が影響を及ぼせない強制的な移動の経験、またほとんどの場合、保護者の行動に紐づくことが前提とされる未成年者の不可抗力を生徒たちは学習の中で学びながら、自身の事として「移住」を捉え直したとも理解できよう。

3.7. 生徒の関心

生徒は学習を通じて、自身とは異なる体験をした町民に接し、何らかの変容を得たと考えられるが、はたして生徒は町民のどのような点について関心を寄せたのであろうか。この問いに迫るには、生徒が学習を通じて完成させたラジオ番組を分析する必要がある。ラジオ番組は、各班概ね 12 分程度の長さにとめられており、その中で 5 分程度が町民へのインタビュー音源が使われている。町民へのインタビューは各班 70 分～90 分程度実施をしているため、番組内でどの部分を使用するかは、各班が議論の末に決定をした。つまり、各班が番組内で使用している音源部分は各班が番組を通してターゲットオーディエンスに届けたいメッセージと重要に絡み合う部分であるといえよう。表 3 は、KH Coder を使用して、各班が制作した番組内の使用音源に現れた語のうち名詞（「する」に接続してサ変動詞となりうる、いわゆるサ変名詞を含む）のみを抽出し出現回数順上位 15 語を並べたものである。

表 3 インタビューに多く現れた名詞と出現回数

| | 抽出語 | 品詞 | 出現回数 | | 抽出語 | 品詞 | 出現回数 |
|---|-----|----|------|----|-----|------|------|
| 1 | 広野 | 名詞 | 25 | 6 | 避難 | サ変名詞 | 5 |
| 2 | 自分 | 名詞 | 17 | 7 | 勉強 | サ変名詞 | 5 |
| 3 | 子供 | 名詞 | 8 | 8 | 役場 | 名詞 | 5 |
| 4 | 会社 | 名詞 | 5 | 9 | 一緒 | サ変名詞 | 4 |
| 5 | 震災 | 名詞 | 5 | 10 | 結婚 | サ変名詞 | 4 |

上位に「広野」や「自分」などが入ってくることは、インタビューの特性やテーマからすると自然のことである。一方で、注目すべきは、アンケート調査で生徒が言及した、移住の理由が多岐に渡ることと結びつく語が多く現れていることである。例えば、「子供」は子供の教育環境を優先的に考えて移住を行うことや、避難、帰還を行う文脈で多く使われた。「会社」は、働くことを契機に地域間を移動することがあると語られ、「震災」や「避難」もまた強制的な移動ではあるが、他地域への移住や避難を終えて帰還する際の移動としても多く使用された。「勉強」や「結婚」、「高校」も同様に移住の理由として多く使用された。

生徒のアンケート回答と突合すると、各班は市民のライフステージにおいて、どのような理由が移住や移動を後押ししたか、その理由について関心を強く持ったと理解することができる。

3.8. コミュニティへの参加

生徒のアンケート結果では、コミュニティへの参加意識の芽生えや可能性を示唆する記述があった。学習を通じて特定の政策課題と向き合い、その政策課題を自分事として捉え直していくプロセスでは、何が有効であったのだろうか。この問いに向き合うために、学習の最終段階で実施をした広野町子ども議会の感想文をKH Coderを使用し、テキスト分析を行った。

表4は、生徒が記述した子ども議会の感想文のうち、名詞(サ変名詞を含む)のみを抽出し、出現回数順上位15語を並べたものである。上位7位以上のほぼすべての語が議会の場で自らの考えや意見を述べたことや、学習で知り得た知識を実社会に活かされる機会を得たことの文脈で使われている。

表4 感想文に多く現れた名詞と出現回数

| | 抽出語 | 品詞 | 出現回数 | | 抽出語 | 品詞 | 出現回数 |
|---|-----|------|------|----|-----|------|------|
| 1 | 議会 | 名詞 | 17 | 6 | 議員 | 名詞 | 7 |
| 2 | 参加 | サ変名詞 | 11 | 7 | 体験 | サ変名詞 | 6 |
| 3 | 自分 | 名詞 | 9 | 8 | 緊張 | サ変名詞 | 5 |
| 4 | 意見 | サ変名詞 | 8 | 9 | 子ども | 名詞 | 5 |
| 5 | 質問 | サ変名詞 | 8 | 10 | 経験 | サ変名詞 | 4 |

例えば以下の感想では、生徒が学習の過程で生じた疑問や気付きに対し、実際の行政がどのように考えているのかを知る機会になったと述べている。

「今回、子供議会に参加し、実際に質疑をしたことで、現在僕たちが感じていることを町がどう思っているのかが分かりました。また、僕たちがした町に対しての疑問を答えてもらったことで安心するこ

とことができました。」

また、町政に触れることによって、さらに思考を巡らせていくとした以下のような感想もあった。

「子ども議会で町政や取り組みなどの広野町のいろいろな一面を知ることができ、様々なことを考える機会になってよかったです。これからも広野町のことについていろいろ考えを深められたらいいなと思いました。」

つまり、アンケートの回答に見られたコミュニティへの参加意識の芽生えは、「議会という政治の場において、自らの意見や質問を介して地域を形成していく作業に参加した意識」の芽生えと捉えることができるのではないだろうか。その体験を通じて、地域や自己について継続して思考を巡らせていくことを促していると理解することもできよう。

4. 考察

ここまで、ふるさと創造学が子どもたちのシティズンシップの形成にどのように影響を与えたのかについて、教育復興ビジョン策定の背景と内容について概観し、その上で広野町の事例を取り上げ具体的な事例の分析を試みた。結果としては、ふるさと創造学は、子どもたちのシティズンシップ形成を促す可能性があることが示唆されたといえるが、詳しく考察を行いたい。

4.1. 教育復興ビジョンとシティズンシップ

まず、教育復興ビジョンが、シティズンシップの文脈では、どのような意味を持つのかを考察したい。

クリックリポートで示されたシティズンシップの指標に社会的・道徳的責任がある。寺島は社会的・道徳的責任について、子どもたちが、自信をもつこと、権威者が互いに対して社会的、道徳的に責任ある行動をすることを学んでいくことを意味(寺島, 2013, p13)していると説明をする。寺島に依拠するのであれば、教育復興ビジョンの前文において述べられている以下の部分は、権威者が互いに対して社会的、道徳的に責任ある行動を目指すことを掲げているのではないだろうか。

「震災・原発事故による原発安全神話や産業基盤の崩壊をその背景も含めて受け止め、価値観を大きく転換し、復旧を越えた復興を目指し、夢・希望・笑顔のある未来を実現しなければならない。多くの課題を乗り越え、双葉郡の復興を実現するためには、双葉郡の8町村が連携して、長期的に、双葉郡の復興を担う人材を育成する必要がある。子供たちの世代にも復興を託すことになり、双葉郡の未来はまさに教育にかかっている。」(双葉郡

教育復興に関する協議会, 2013, pp2-3)

また、推進協がふるさと創造学について説明をする際に用いる複数の広報物⁽²⁾では「子供たちの被災経験がハンデとして固定化されてはならない」や「震災で子どもたちが得た経験を、生きる力に」という表現が使われている。こうした表現には、子供の被災体験を克服するための取組みへの強い想いが込められていると受け止めることができる。学習を通じて、子どもが自信をもつことを目指している姿勢としては、寺島の論とも親和性があると受け止めることができる。

それではコミュニティの参画についてはどうであろうか。教育復興ビジョンでは5つの方針の1つに「子供たちの実践的な学びが地域の活性化にもつながる、教育と地域復興の相乗効果を生み出す。」ことが掲げられている。これは、被災によって途切れる可能性のある地域の伝統・文化の継承を念頭に、子どもが学習の一環として取組むことを通じ、地域の課題解決を果たせる可能性と期待であると理解できる。また、子どもにとっては、学びを通じて地域課題の解決に寄与でき、地域社会への参画やボランティア活動をとおして共同体の生活や関心に役立つかたちで関わるようになることにつながるであろう。つまり、教育復興ビジョンが掲げ、ふるさと創造学が目指している学びは、シティズンシップの形成を意図する要素を大いに内包していると理解することができよう。

4.2. ふるさと創造学とシティズンシップ

2022年度に広野中学校に在籍した3学年18名を対象に行った調査では、「地域への理解」と「特定政策への理解」がいずれも学習開始時に比べ、学習終了時が高い結果となった。しかし、この結果は学習に取組んだことによる当然の結果ともいえるため、記述回答を含め分析を行った。その結果、生徒の中にはシティズンシップにおける「コミュニティへの参加」と捉えることのできる回答をした者が複数いた他に、生徒が政治的知識にとどまらず公的生活に効果的に関わるための知識、スキル、価値を学んでいくとした政治リテラシーの向上も見られた。学習に取組んだ複数の生徒は、課題として取り上げた特定政策を学ぶ過程において政治リテラシーを獲得した他に、特定の政策を自己のキャリアと結びつけて思考をした。これは、中教審が目指し現行の学習指導要領の核となっている「主体的・対話的で深い学び」と評価することもできよう。

今回の調査では、広野町のみを対象にしたため、

双葉郡8町村すべてのふるさと創造学に言及することは難しい。一方で、広野町の結果は、震災と原発事故から12年が経過し、義務教育に所属する児童・生徒の大半が震災後に生まれた、または震災と避難の記憶が無い世代になりつつある地域の教育環境に示唆を与えるものであろう。災害に関連する直接的経験を有してなくとも、被災地域を題材に学ぶ探究学習が、子どもたちのコミュニティの参画を促し、政治リテラシーを高める可能性があり、被災地域を構成する市民としてのシティズンシップを形成していくということは、今後のふるさと創造学の教育的意義として捉えることもできよう。

4.3. 総合考察と今後の課題

クリックリポートで示されたシティズンシップの3本柱である①社会的・道義的責任、②コミュニティの参加、③政治リテラシーは、教育復興ビジョンがふるさと創造学を通じて育成を目指している子ども像と重なり合う部分が大いにあることが確認できた。また、教育復興ビジョンの下に、自治体別に取組まれているふるさと創造学においても、その方向性と取組みは一致するものであることも確認できた。広野町の一事例を取り上げたものであるが、地域の置かれている状況を踏まえ、直面する課題に向き合いながら学ぶカリキュラムの設計と実施がなされていることは重要な点である。マーシャルの「社会の完全なる成員に与えられた地位身分」(マーシャル, 1950=1993, p37)というシティズンシップについての説明を受け入れるのであれば、ふるさと創造学は被災と避難によって複雑化した地域の成員を育成する教育であり、その地位身分を獲得するための取組みであるともいえよう。

しかしながら、本研究ではふるさと創造学に取組む生徒がどのようにシティズンシップを獲得していくのかについて、シティズンシップの指標を持って測ることの限界があった。それは、被災と避難を経験している当事者の経験や考えに踏み込むことでもあり、中学生に迫ることを意味していた。結果として、ふるさと創造学の重要な柱である地域理解とシティズンシップの柱であるコミュニティの参画の一部分に触れる質問紙調査となったのは、本研究の限界であった。

一方で、被災地域におけるシティズンシップの形成が何をもたらすのかについては、今後明らかにしていくべき課題である。それは、ふるさと創造学に取組む意義についての説明でもあり、民主社会における災害復興の意義を問うことでもある。

ふるさと創造学に取り組む双葉郡 8 町村は、震災・原発事故以降の国政選挙において、県内の他地域に比べて投票率が過度に低い結果⁽³⁾が続いている。国内外に避難がなされ、投票所へのアクセスに障壁があることを考慮しても、あまりにも低い投票率である。蒲島(2020)は政治参加の形態が投票に限らず、地域活動やオンラインなど多様になっている(蒲島, 塚家, 2020, p6)と論じているが、それでも投票行動は民主主義を支える重要な政治参加の形態であることは否めない。特に、政治的かつ国策によって、避難を経験した双葉郡の住民においては、政治と共に歩まざるを得なかった 12 年間であったのではなからうか。そうした地域において、子どもたちがシティズンシップを獲得していくことの重要性は、大いにあるのではないだろうか。無論、それは、ふるさと創造学の危うさとされた「大人のおしつけ」であってはならない。また、大人たちの失敗と責任を、子どもたちに担わせることや、復興の希望として期待をすることであってもならない。ふるさと創造学においても開始から 10 年を迎え、再考をしなければいけない時期に差し掛かり、同時に、災害復興における教育の在り方を問い直していくのは、災害大国として向き合わなければいけない重要な課題でもある。

日本は、災害と共に歩んできた歴史があるにも関わらず、被災者の長期的な避難の経験は限定的である。そのため、長期にわたる国内避難民を想定した政策や他地域の住民の受入れに柔軟に対応ができる文化が形成されてこなかった。他方で、グローバル化や人口減少社会が加速する現代では、多様な文化背景を持つ人々の移動は国内外を問わず拡大し続けていくだろう。そうした状況において、避難を経験した地域で取組まれているふるさと創造学のような学びが、「二重意識、政治的、文化的な二重空間」(メッザードラ, 2006=2015, p79)を抱える移民や難民など、多様な背景を持つ人々への理解を促し、共生社会の実現に寄与することのできる災害大国としての知見として活かされることを期待したい。

9. 謝辞

本稿を執筆するにあたり、多くの方々にご協力、ご指導をいただいた。特に、広野町教育委員会、広野中学校、双葉郡教育復興ビジョン推進協議会には資料の提供や調査に多大なるご協力をいただいた。この場を借りて心から御礼を申し上げる。

注

- (1) 福島県によると2023年3月時点で県内避難者6293名、県外避難者21101名、避難先不明者5名が避難をしていると公表している。(ふくしま復興情報ポータルサイト)
- (2) 例えば推進協ホームページなどが挙げられる。
- (3) 震災以前の衆院選では、双葉郡の投票率は福島県全体の平均を大きく上回っていた。例えば2009年8月の衆院選では、福島県平均が72.82%であったのに対して双葉郡は76.82%であった。しかし、震災以降福島県平均を全て下回り、2021年10月の衆院選では福島県平均60.48%に対して双葉郡52.91%であった。

参考文献

蒲島邦夫, 塚家史郎(2020)『政治参加論』東京大学出版会。
 サンドロ・メッザードラ(2006=2015)『逃走の権利:移民、シティズンシップ、グローバル化』北川真也訳, 人文書院。
 千葉偉才也(2021), 「多文化共生に向けた映像制作教育の意義と可能性について」『Screen literacy: education through visual media expression』, Vol. 2.

T. M. マーシャル(1950=1993)『シティズンシップと社会的階級—近代史を総括するマニフェスト』岩崎信彦・中村健吾訳, 法律と文化社。

寺島俊穂(2013)『現代政治とシティズンシップ』晃洋書房。
 初澤敏生(2020)『アクティブラーニング学ぶ震災・復興学放射線・原発・震災そして復興の道』六花出版。

バーナード・クリック(2011)『シティズンシップ教育論: 政治哲学と市民』, 関口正司・大賀哲・大河原伸夫・岡崎晴輝・施光恒・竹島博之訳, 法政大学出版局。

ひろの映像教育実行委員会(2015)『いいな広野わが町発見—映像教育プロジェクト—2015年度報告書』

ふくしま復興情報ポータルサイト

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/hinansya.html>, 【閲覧日2023/6/14】

双葉郡教育復興ビジョン推進協議会(2022)『双葉郡教育復興ビジョン推進計画書(第三期)』

双葉郡教育復興に関する協議会(2013)『双葉郡教育復興ビジョン』

双葉郡教育復興ビジョン推進協議会ホームページ(<https://futaba-educ.net/>) 【閲覧日2023/6/11】

山川充夫(2022)「福島再生とふるさと創造学/未来創造学」『地域活性化研究センター年報』, 第6巻。

山本孝司、久保田治助(2010) 「「総合的な学習の時間」における「市民性」教育の可能性-〈子ども-大人〉・〈個人-公〉の二項対立図式を超えて-」 『九州看護福祉大学紀

要』, vol, 12.

吉田尚史(2021), 「「災害経験の継承」をねらいとしたカリキュラム改革の意義と課題—福島県双葉郡における「ふるさと創造学」の策定過程—」『日本教育経営学会紀要』, 63巻.

Australian Bureau of Statistics(2022)' Census 2021'
<https://www.abs.gov.au/statistics/people/people-and-communities/cultural-diversity-census/2021> 【閲覧日2023/6/11】

Qualifications and Curriculum Authority(1998)
Education for citizenship and the teaching of democracy in schools, Final report of the Advisory Group on Citizenship 22 September 1998,
<https://www.teachingcitizenship.org.uk/resource/the-crick-report-1998/> 【閲覧日2023/6/14】